

# メガラヤ州の炭鉱における児童労働に関する報告書

## ヒューマンライツ・ナウ・インド事実調査の記録



©Naomi Toyoda

## ヒューマンライツ・ナウ

2011年7月



ヒューマンライツ・ナウ (HRN) : 700名以上の弁護士や学者をメンバーとして東京を拠点とする国際人権NGO。HRNは、世界の人々の人権の保護と促進のために活動している。



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



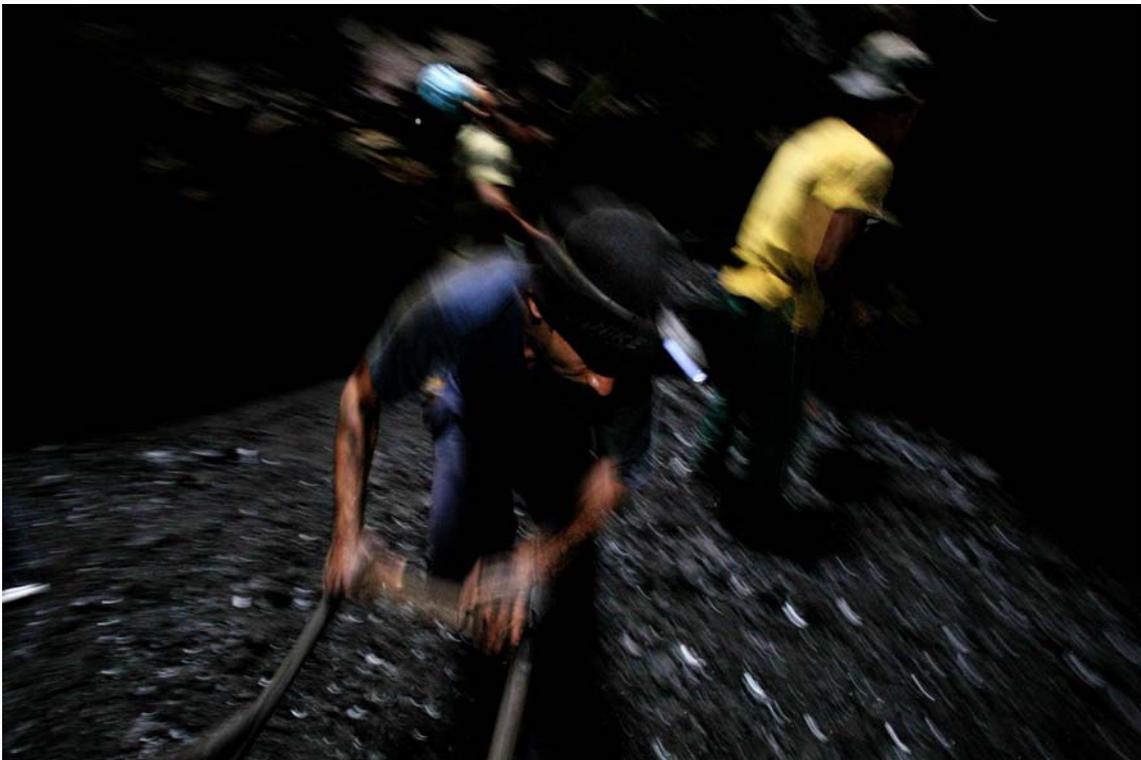
©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda



©Naomi Toyoda

## 概 要

インド・メガラヤ州のジャインティア丘陵では、近隣諸国のネパールやバングラデシュなどの地域から来た労働者によって、30年以上にわたり採掘産業が成長し続けている。現地メガラヤ州に拠点を置く Impulse NGO Network からの案内を受けて、2010年5月31日から6月2日までの期間、ジャインティア丘陵の炭鉱での子どもたちの置かれている状況を調査するため、東京で国際人権NGOとして活動するヒューマンライツ・ナウ(Human Rights Now:HRN)は事実調査団を派遣した。

調査団は、3日間にわたり、ジャインティア丘陵の3つの異なる石炭採掘現場における労働者に対するインタビューを実施し、労働者(児童を含む)を中心に50人以上の人々のインタビューを行った。調査団は、採掘立て坑に入り、炭鉱内の労働者とのインタビューを行うとともに、炭鉱内の構造と状態の調査を行った。炭鉱の実情把握にあたって、公正を期するため、調査団は、炭鉱のオーナーやマネジャー、2人の監督者、石炭運搬人、労働者の妻にもインタビューを行った。この報告書には、50人以上に及ぶ全部で39のインタビューが収められている。

HRNの事実調査団は、炭鉱において非常に危険で非人道的な労働が行われていることと、その労働力のかなりの部分を児童労働が占めていることを確認した。児童労働従事者の多くは、ネパールやバングラデシュから連れてこられた子ども達である。HRNは、これらの児童労働従事者と彼らの置かれた過酷な労働条件について、重大な懸念を抱いている。第1に、児童労働従事者の年齢は、極めて若いことが挙げられる。わずか3日間で、調査団は12歳の労働者3人と13歳の労働者3人にインタビューしたが、彼らのうち何人かは8、9歳から働いているということであった。また、大人の労働者の多くが、若い子どもたちから炭鉱で働いていると答えた。

第2に、調査団は、炭鉱における労働条件が非常に危険であることを確認した。子どもたちは石炭を切り出すために、炭鉱の奥深くに送られ、「ネズミ穴」として知られる非常に狭いトンネル内で働いているのである。その「ネズミ穴」は深い地下にあり、酸素が少なく、換気も悪い状態である。さらに、インタビューを受けた者(炭鉱のマネジャーや監督者も含む)の多くは、安全管理の欠如によって、しばしば深刻な、ときには命にかかわる事故が発生していることを口にした。「ネズミ穴」は崩落や浸水を起こしやすく、炭鉱内の梯子も極めて危険であり、機械はメンテナンス不足の上、無資格者によって操作されているのである。炭鉱の奥深くで働く子どもたちは、しばしば事故の犠牲となっているが、炭鉱のオーナーは当局にその死を報告せず、医療的なサポートも遺族への賠償も行わないということである。

第3に、事実調査団は、ネパールやバングラデシュから炭鉱への児童労働従事者の勧誘にブローカーが関わっていることを確認した。炭鉱に不正に連れてこられた子どもたちは、家に帰るお金もなく、その方法さえ分からないことも多く、そこにとどまって働くしかない。その上、お金が稼げるとだけ言われ、彼らが働くことになる過酷な労働条件については何も聞かされずに、騙されて炭鉱に来る子どもたちも多い。

第4に、調査団は、超法規的処刑を含む、厳しい体罰を受けた労働者の報告を受けた。子どもを

含む労働者は罰として「ネズミ穴」に監禁され、酸素の欠乏により亡くなった者もいる。地元の警察はこれらの人権侵害を取り扱わないため、加害者が裁判にかけられることは滅多にないということである。これらの超法規的殺害の事実を知っている以上、子どもたちは炭鉱から離れたいと願っても、恐怖心から止まらざるを得ない状況に置かれていることは明らかである。第 5 に、子どもたちの生活状況も非人道的で不衛生である。現地には安全な飲料水もなく、適切な下水システムもない。労働者が様々な病気にかかっても、雇用者は医療的なサービスを提供せず、労働者自身が必要な処置を受けるための費用を支払わなければならない。また、炭鉱で働く子どもたちは、学校へ行くことも許されていない。

児童労働従事者の数については、正確な数字が知られておらず、炭鉱における労働者は一時のかつ移動が多いという性質があるため、算出が困難である。しかし、Impulse NGO Network は、この地域に 7 万人の児童労働従事者がいると見積もっており、HRN はその数字はもっと高いのではないかと考えている。インタビューした 1 人のマネージャーによると、この地域には約 10 万もの炭鉱があるということだが、事実調査団は、大きな炭鉱で約 25 人の児童労働従事者が雇われていることを確認したからである。

HRN は、この重大な問題について中央政府又は地方自治体による介入や指導がなされていないことに深刻な懸念を有している。Impulse NGO Network は、社会福祉省や労働省、また国家人権委員会など、関連する政府当局が、未だ何の対策も講じていないことを公式に指摘している。インドの「子どもの権利の保護に関する国内委員会」(National Commission for the Protection of Child Rights, (NCPCR))は、メガラヤ州を訪れ、その状況を確認したが、その後委員会からの応答はないということである。インドには児童労働従事者の問題に取り組むための数々の仕組みがあるにも関わらず、それらが現場に効果的な影響を与えることができていないことは明らかである。

このような児童労働の慣行は、インドの国内法炭鉱や他の危険な職業において 14 歳以下の児童が働くことを禁止する、インド憲法及び児童労働禁止法に違反している。

ジャインティア丘陵の児童労働は、国際労働条約 (ILO 条約) 及び国際人権法にも違反している。ジャインティア丘陵の状況は、インドによって批准され、坑内労働に従事する者の最低年齢を 16 歳以上と規定する ILO の 1965 年「最低年齢 (坑内労働) 条約 (第 123 号)」に違反する。さらに、ジャインティア丘陵の児童労働の慣行は、「子どもの権利条約」、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」の重大な違反でもある。さらに、ジャインティア丘陵の児童労働の慣行は、生存権並びに超法規的処刑の禁止、到達可能な最高水準の健康を享受する権利 (安全な飲料水及び衛生を入手する権利を含む)、教育に対する権利、有害な業務及び経済的搾取から保護される権利、十分な生活水準を保持する権利を侵害している。

ジャインティア丘陵では、炭鉱は民間人により運営されているが、インド政府はこの状況に介入するとともにあらゆる必要な手段を講じ、民間人によって行われているこのような重大な人権侵害から子どもたちを保護する義務がある。

インド政府及びメガラヤ州政府は、直ちにジャインティア丘陵における労働慣行について、1) 多く

の被害者が関与する大規模な調査の実施、2)、国際的な調査のを招聘、3) 児童労働従事者の保護・救済、4) 職業訓練や教育、返済、賠償を含む効果的な改善策の提供、5) 児童労働従事者を減らすことに関わる様々な省庁の役割を明らかにし、規制の実施を担当する部署を明確化する、6) 子どもたちに享受可かつ無料の教育を提供、などの対応をするべきである。

さらに、インド連邦政府は、インド憲法及び児童労働法を十分に実行し、児童労働及び人身取引やこれらの関連法に関する全国的な研修を行い、ILO 条約第 138 号及び第 182 号を批准し、人身取引禁止法が人身取引の全ての形態に適用されるよう範囲を拡大し、ネパール及びバングラデシュ政府との間で子どもの人身取引に関連する禁止と保護、刑事訴追に関する二国間協定を締結し、児童労働プログラムをメガラヤ州全体に適用すべきである。

国際社会は、この問題を認識し、取組を進めるべきである。特に HRN は、国連特別報告者や ILO などの国際的な専門家がこの状況を調査し介入することを勧告する。

国際的なビジネス・コミュニティもまた、この問題に注目すべきである。おそらくジャインティア丘陵で生産された石炭は、第三国に輸出され、世界中の工業地域によって購入されていると思われる。石炭を購入する企業に対しては、サプライ・チェーンを見直し、石炭製品を購入することによりこれらの人権侵害を容認する事がないよう勧告する。

## 目次

### I. 序文

### II. HRN 事実調査団の活動

1. 活動
2. 調査方法

### III. 背景

1. メガラヤ、ジャインティア丘陵と炭鉱産業
2. インドとメガラヤの児童労働従事者
3. インド、ネパール、バングラデシュの児童売買
4. 法的な枠組み

### IV. 調査の概観

1. 石炭炭鉱の構造
2. ネズミ穴と奥深くでの労働
3. 労働者の状況の現実

### V. インタビュー

1. インタビュー要約
2. インタビューの代表者サンプル

### VI. 調査の結論

1. 児童労働従事者
2. 危険な場所で働く子どもたち
3. 事故
4. 労働者登録の欠如
5. 超法規的殺害
6. 事故発生時の医療体制の欠如
7. 貧しい生活状況—教育、水、住居、健康
8. 若年労働者に対する不当な賃金
9. 児童売買
10. 児童労働従事者の数
11. 石炭の行先

### VII. インド国内法・国際法違反

1. インドの国内法上の責務
2. インドの国際法上の義務

### VIII. 政府の行動の欠如

1. 概観: 政府の構造と行動の欠如
2. メガラヤでの政府の措置

3. ジャインティア丘陵における児童労働従事者に関する実効性のある措置の欠如

#### **IX. 提言**

1. インド中央政府とメガラヤ州政府に対して
2. インド中央政府に対して
3. 国際社会に対して
4. 国際的な産業界に対して

#### **付録1. インタビュー**

#### **付録2. 人権条約機関の提言**

## I. 序文

インド・メガラヤ州のジャンティア丘陵では、近隣諸国のネパールやバングラデシュなどの地域から来た労働者によって、30年以上にわたり採掘産業が成長し続けている。現地メガラヤ州に拠点を置く Impulse NGO Network からの案内を受けて、2010年5月31日から6月2日までの期間、ジャンティア丘陵の炭鉱での子どもたちの置かれている状況を調査するため、東京で国際人権NGOとして活動するヒューマンライツ・ナウ (Human Rights Now:HRN) は事実調査団を派遣した。

HRN 事実調査団は3つの炭坑現場で3日間に及ぶ広範な調査を行い、“ネズミ穴”と呼ばれる地下深くにある現場も含め、実際の労働場所に訪れて労働状況を視察し、労働者や、子どもたち、家族、現場監督、そしてオーナーなどを含む50人以上の人達からインタビューを行った。

この報告書は現地でのインタビューのうち39名のインタビューが含まれている。この39名のインタビューの内、26名は子どもたちで、12歳～16歳までの各年齢に対してそれぞれ3名ずつ合計15名と、17歳からは5名、18歳からは6名という構成でなっており、その子どもたちは皆、炭坑に携わっている。

この調査を終えて、HRN 事実調査団の調査により、ジャンティア丘陵において極めて危険で残酷な児童労働の実態が、個人で所有された炭鉱地で広範囲にわたり敢行されているということがわかった。

14歳以下を含む多くの子どもたちは極めて危険な労働環境に置かれており、まさに奴隷のような状況下に巻き込まれている。同時に子どもたちは搾取され、ほとんど成人の賃金の半分しか与えられていない。

この報告書は、労働環境、人権侵害、搾取、そしてこのような状況下に巻き込まれている子どもたちの違法売買の実態を記したものである。この報告書により、インド政府及び国際社会双方に即刻この状況の改善へ取り組むことと被害児童を守ることを求め、それだけでなく、ジャンティア丘陵周辺の炭鉱での児童労働への悪循環を終わらせるため、包括的な政策を採用することを求める。

## II. HRN 事実調査団の活動

### 1. 活動

HRN の事実調査団は、ジャンティア丘陵で炭鉱に関連する児童労働と子どもの人身売買に関する徹底的な調査を行なった。

3日間の調査期間、調査団はジャンティア丘陵の3つのエリアの炭鉱を訪問し、関係者への聴取調査とともに、そこで働かされる子どもたちの労働状況および生活環境を観察した。また、調査の終了にあたり、調査団は首都デリーにおいて記者会見を開催し、さらに調査団はインド政府関係者に会う機会も得た。

HRN は、調査にあたって協力いただいたすべての関係者の方々に感謝する。



	午前	人身売買の被害者のシェルター訪問
	午後	デリーへ移動 日本大使館職員との会合
2010.6.4	午前	記者会見
	午後	インド政府職員との会合

## 2. 調査方法

### 1) 事実調査

調査団は、情報を集めるために、(a) 児童労働の被害者の子どもたち、成人の労働者、それらの家族、炭鉱オーナー、監督者、関連する情報を持っている人々からインタビュー、(b) ジャインティア丘陵における多くの石炭炭鉱、石炭裁断場や石炭買いつけ場、炭鉱労働者の家、その他関連する場所への訪問、(c) 政府報告書や報道機関の報告を含む異なる情報源からの報告書等の検討、(d) 報道機関及び Impulse NGO Network によって撮影された児童労働に関する映像の分析など、様々な方法を採用した。

調査団は、子どもたちが実際に働いている石炭炭鉱を訪れ、直接子どもたちと成人の労働者に質問をすることができた。このことにより、調査団は、現地で直接に状況を観察し、多くの子どもたちや関係者と話をすることが可能となった。したがって、実情調査は、主に直接の現場の観察とインタビューに基づいている。

この報告書は、ジャインティア丘陵における児童労働のすべてを徹底的に明らかにしたとはいえないが、調査団は、そのジャインティア地域の 3 つの炭鉱を選択し、広範囲なインタビューをそれらの地域の内外で行なった。ある炭鉱オーナーやマネジャーは、ジャインティア丘陵における児童労働の状況の多くの情報を話してくれた。これらの証言は、メディアの報道や、Impulse NGO Network の報告書と同様に、現地調査で調査団が集めることができた情報を、さらに確かなものとしている。調査団は、この報告書がジャインティア丘陵の炭鉱における児童労働および子どもの人身売買の代表的な例を示すものになると考える。

このことを基本として、調査団は、可能な限り、基礎とする事実が確実なものに限定して報告書を作成した。調査団は信頼性ある情報に基づき、インタビューをした人々の証言の信用性を判断した。何人かのインタビュー対象者については、全ての真実を述べていないと調査団が判断を下した場合もあったため、調査団は、インタビュー対象者の証言の信用性および信頼性について、他のインタビュー対象者の意見や全体の状況に基づいて検証した。

確認された事実に基づいて、調査団は、インド国内法及び国際法に則っていかなる妨害も受けない独立で公平な分析を行った。その際、調査団はインド憲法、インド国内法および規則に加え、一般的な国際法、国際人権法および ILO 条約を、基本的な枠組みとした。

### III. 背景

#### 1. メガラヤ、ジャインティア丘陵と炭鉱産業

##### (1) メガラヤ州

メガラヤ州は、ネパール、バングラデシュ、ブータン、中国、ビルマと接する北東インドの中の一州であり、また、ウエストベンガル州のシリグリ回廊を通じてインドの他の地域ともつながっている。

メガラヤ州の州境は南と西でバングラデシュと、また北と東でインドのアッサム州と接している。また、民族的、宗教的な多様性が高い。北東インドの人口の大多数は指定部族であり、メガラヤも例外ではない。インド国勢調査(2001年)に拠るとメガラヤ州の人口は、2001年時点で2,318,822人であり、更には2008年までに2,536,000人になると予測されている<sup>1</sup>。指定部族がこの人口の86%を占め、80.4%が地方に住んでいる<sup>2</sup>。メガラヤ州は農業を主とする経済であり、労働人口の65.8%が農業に従事している。



Map 1: The location of Meghalaya in India.

##### (2) ジャインティア丘陵地域

ジャインティア丘陵地域は、メガラヤを構成する7地方の1つであり、メガラヤの東部に位置し、バングラデシュに南で、アッサム州に北と東で、接している。インド国勢調査(2001年)に拠れば、この地方は299,108人の人口があり、全体としてメガラヤと社会構造が似ている<sup>3</sup>。そ

<sup>1</sup> Office of the Register General & Census Commissioner, Ministry of Home Affairs, Government of India, *Census of India (2001)*.

<sup>2</sup> 民族問題省に拠ると、インド憲法は指定部族を定義していない。憲法 366(25)条は、憲法 342 条に一致して指定されるこれらのグループに関して触れている。憲法 342 条に拠ると、指定部族は、大統領によってそうであると公示された、これらの部族や部族グループに所属する、部族や部族グループ、もしくはグループの一部である。民族問題省は 1999 年の 10 月に、指定部族という、インド社会で最も特権下にある区分の、一層の社会経済的成長に対して注力を注ぐことを目的として、構成された。URL: <http://tribal.nic.in/index1.asp?linkid=324&langid=1> As per the 1991 Census, the Scheduled Tribes account for 84,32 million representing 8.19 percent of the country's population.

<sup>3</sup> *Census of India (2001)*, *supra* note 1.

の統計では、指定部族がより高い割合を占めることが示されており、実に95.9%の人口が指定部族であり、また91.6%の人口が地方に住んでいる。この地域は、土着の行政システムが存在しており、未だに権威ある政府として機能している。だいたい49%のこの地方の人口が、貧困ライン以下の生活水準で生活しており、そして識字率は53%である。労働人口の大半(75.7%)は農業に従事している。



Map 1: The location of Jaintia Hills within Meghalaya state.

### (3) 石炭鉱産業

メガラヤ州は、石炭や、石灰石、耐火粘土、燐灰岩などの天然資源とミネラルが豊富にある。多くの農家にとって重要な収入源であった木材の商業目的とする販売が、最高裁判所に1981年に禁止されてから、採鉱は特別な成長産業であった。Impulse NGO Networkのレポートに拠れば、メガラヤ地方の石炭の総埋蔵量は、6億4000万トン(この内4000万トンは、ジャインティア丘陵地方である。)と見積もられており、これは実にインド全体の石炭総埋蔵量の約1.1%に相当する<sup>4</sup>。1997年と2003年の間で、メガラヤ州の石炭生産量は36%増加し、また2002年と2003年の間では、メガラヤの石炭生産量は国全体の約0.7%に相当する。炭鉱産業は、メガラヤ州のGDPの8~10%を占めている。

しかしながら、ジャインティア丘陵地方の採掘活動は、個人の地主によって経営される小規模の新興企業によってなされている。石炭はだいたい、加工されないそのままの状態抽出され、南に位置するバングラデシュの市場へ供給される。石炭加工業は全く未成長の状態であるので、採鉱に起因する産業的発展はほとんどない。それでも、炭鉱業は地方経済を活性化させ、雇用を促進し、地方の人々の収入を増加させている<sup>5</sup>。

## 2. インドとメガラヤの児童労働従事者

### (1) インド児童労働従事者

<sup>4</sup> Impulse NGO network, *An Exploratory Study of Children Engaged in Rat Hole Mining in the Coal Mines of Jaintia District, Meghalaya* (2010).

<sup>5</sup> *Ibid.*, p. 46.

児童労働は、長年に渡ってインドで度々とりあげられる問題であった。国家レベルで、の児童労働に関する見積もりがいくつもある。しかし、統計の元データにアクセスができないため、統計で使われている定義と測定方法の詳細な記述が無いことにより、インドの児童労働の全体像をつかむことは非常に難しくなっている。

世界で2番目に人口が多いインドは、とても若く、かつ急激に成長している。国連の試算によると、2010年の、インドの総人口は1,214,464,000人であるが、その内0～14歳の子どもが30.8%を占める。(更には、5～14歳は20.5%を占め、0～4歳は10.3%を占める。)<sup>6</sup>。児童労働はインドにおいて長年にわたってよく認識されてきた問題であり、この問題の規模に関する統計や試算はあるのだが、その正確な実像を得るのは非常に困難なままである。調査書は、児童労働の定義や採用されている測定方法によって、異なってくる。それ故、利用可能な統計同士の直接的な比較ができない。

1991年と2001年のインドの国勢調査に拠ると<sup>7</sup>、5～14歳で労働<sup>8</sup>に従事する子どもの数は、10年間で1130万人から、1270万人までと、実に12.23%も増加した<sup>9</sup>。対照的に、National Sample Survey Organization (NSSO)は児童労働従事者の数は、同様の期間で減少し、1993～1994年で1330万人だったのが、1999～2000年では1400万人になり、更には2004～2005年では860万人(3.4%)にまでなると述べている<sup>10</sup>。UNICEFもまた、労働に従事する5～14歳の児童の割合が、1999～2003年では14%だったのが、2000～2009年では12%になるなど、多少低下したと見積もっている。しかしながら、UNICEFの児童労働率の試算は、インド国勢調査の2倍以上であり、大体2900万人もの人数である<sup>11</sup>。これらの差異は、児童労働の異なる定義により<sup>12</sup>、またUNICEFが Multiple Indicator Cluster Survey (MICS)<sup>13</sup>と Demographic and Health Surveys (DHS)<sup>14</sup>のデータを用いていることによる。

<sup>6</sup> Population Division, UN Department of Economic and Social Affairs, *World Population Prospects: The 2008 Revision Population Database, Demographic Profile of India, Medium Variant*, URL: <http://esa.un.org/unpp/p2k0data.asp>

<sup>7</sup> インド国勢調査は、最も信頼できる情報であり、1948年の国勢調査に関する憲法と法律に基づき、インド連邦政府によって実施された人口と他の様々な経済・社会文化的な数値の、唯一の1次資料である。

<sup>8</sup>労働、とは国勢調査に拠ると、以下の様に定義される。労働とは:利益、賃金、補償があるないに関わらず、いかなる経済的な生産活動に参加すること。参加とは、肉体的、精神的な形をとるかもしれない。また、農業のパートタイムでの手伝いや、賃金の無い労働、家業、また如何なる他の経済活動をも含む。上記によって定義された“労働”に従事する者は、皆労働者である。家庭で消費するためだけに耕作や牛乳づくり携わった者もまた、労働者として扱われる。

<sup>9</sup> National Commission for the Protection of Child Rights (NCPCR), *State-wise Distribution of Working Children according to 1971, 1981, 1991 and 2001 Census in the age group 5-14 years*.

<sup>10</sup> ILO, *Accelerating action against child labour*, 2010, para 325. \*The original data of the NSSO surveys are not accessible online and the methodology and the definition of child labour are not given on the ILO report.

<sup>11</sup> UNICEF, *Progress for Children*, No.8, 2009, p.26.

<sup>12</sup> 統計の時点での、5～14歳の児童労働に従事する子どもたちの割合。子どもは、以下の様な分類で、児童労働に関係していると考えられている。(a)5～11歳の児童で、調査が行われた週に、少なくとも1時間の経済活動、又は少なくとも28時間の家内労働に従事した者、(b)12～14歳の児童で、調査が行われた週に、少なくとも14時間の経済活動、又は少なくとも合計して42時間の経済活動と家内労働に従事した者

<sup>13</sup> MICSの調査は、UNICEFや他のパートナーの助けを得ながら、通常は政府組織によって実施されている。URL: [http://www.unicef.org/statistics/index\\_24302.html](http://www.unicef.org/statistics/index_24302.html) The MICSは、元々World Summit for Childrenに反応して発展しており、中期的目標における国際的に合意の上の設定事項に対しての進捗を図るために発達したのである。

<sup>14</sup> Demographic and Health Surveys (DHS)は、国を代表する世帯調査であり、人口、健康、そして栄養の領域における広範な評価指標のデータを提供する。URL: <http://www.measuredhs.com/start.cfm>

一般的な傾向は地方のそれぞれ異なる実情を包括するものとはいえない。子どもの権利保護に関する委員会(The National Commission for the Protection of Child Rights, 以下、NCPCRとも呼ぶ)によれば、インド国勢調査に拠ると児童労働は北部、東部インド州においては増加するが、一方で南部、西部では減少していると指摘する<sup>15</sup>。特に、メガラヤを含むインド北東州においては、1991年から2001年において児童労働は増加している<sup>16</sup>。メガラヤでは、児童労働従事者の数は1991年の34,633人から、2001年には53,940人にまで増加している(次のセクションを参照のこと)<sup>17</sup>。

また、非常に多数の児童労働従事者が、インド国勢調査には含まれていない可能性がある。2001年のインド国勢調査に拠れば、5-14歳の子どもの65.65%(1億6600万人)が学校に通っているとされる。しかしながら、5-14歳の子どもの就業率はたったの5%である<sup>18</sup>。それゆえ教育を受けない子どもたちの数と、仕事に従事する子どもの数の間にギャップがある。非正規の企業活動に関する国内委員会(The National Commission for Enterprises in the Unorganized Sector 以下、NSSOともいう)もまた、“学校にいかない子どもたちが”、“労働力の温床”となっている可能性がある、と述べていた<sup>19</sup>。

NSSO (2004年-2005年)に拠ると、インドで学校に行かない子どもの総数は、4500万人にも上り、それは実に5-14歳の子どもの18%を占めている<sup>20</sup>。このことはすなわち、労働者として認識されている子どもたちに加え(合計8600万人で、5-14歳の子どもの3.4%にあたる)、3640万人もの学校にいかない子どもたちが認識されずに働いているか、もしくはそうなる危険性に晒されている。同様に、労働に関する第二国内委員会(the Second National Commission on Labour)は、子どもの定義とは全ての学校に行かない子どもも含み、また学校に行っていないということは、子どもの教育を受ける権利を無視していることになる、と指摘する。同委員会は、学校への参加と教育を受ける権利に対して、この様なより保護的な理解をすることは、児童労働と戦うために必須の条件と考えら

---

<sup>15</sup> National Commission for the Protection of Child Rights (NCPCR), ABOLITION OF CHILD LABOUR IN INDIA: Strategies for the Eleventh Five Year Plan (2007),

子どもの権利に関する国内委員会 (NCPCR)、インドにおける児童労働の根絶について

URL:[http://www.ncpcr.gov.in/Reports/Abolition\\_of\\_Child\\_Labour\\_in\\_India\\_Strategies\\_for\\_11th\\_5\\_Year\\_Plan\\_Submitted\\_to\\_Planning\\_Commission.pdf](http://www.ncpcr.gov.in/Reports/Abolition_of_Child_Labour_in_India_Strategies_for_11th_5_Year_Plan_Submitted_to_Planning_Commission.pdf)

<sup>16</sup> インドの北東州で、1991年と比較した2001年の児童労働数の増加の割合は、下記の通りである。アッサム(7.27%)、メガラヤ(55.75%)、ミゾラム(60.05%)、マニプル (74.84%)、アルナチャルプラデシュ(49.11%)、シッキム(193.98%)。

<sup>17</sup> URL: [http://www.ncpcr.gov.in/Reports/Data\\_on\\_Child\\_Labour\\_Census\\_1971\\_to\\_2001.pdf](http://www.ncpcr.gov.in/Reports/Data_on_Child_Labour_Census_1971_to_2001.pdf)

子どもの権利に関する国内委員会(NCPCR)1971、1981、1991、2001年の5～14歳に関する国勢調査に基づく、就労児童の州分布。

<sup>18</sup> 就労参加率は、総人口に占める、総労働人口(メインと、マージナルどちらも)の割合で定義される。メインワーカーとは、規定の期間以上働いた(6ヶ月以上、もしくはそれ以上)労働者と定義され、またマージナルワーカーは、規定の期間以上働かなかった労働者と定義されている。

<sup>19</sup> 非正規の企業活動に関する国内委員会(NCEUS)は、インド政府によって顧問機関また監視機関として設立され、インフォーマルセクターが経済活動における生産性の向上をもたらし、かつ特に地方において安定的な大規模の雇用機会を生み出せる様にするを目的としている。URL: <http://nceuis.nic.in/>

<sup>20</sup> 非正規の企業活動に関する国内委員会による、非正規分野における生計の改善と労働環境に関する報告書(2007年) URL: [http://nceuis.nic.in/Condition\\_of\\_workers\\_sep\\_2007.pdf](http://nceuis.nic.in/Condition_of_workers_sep_2007.pdf)

れるべきである、と主張している<sup>21</sup>。また、児童労働の根絶と初等教育の普及には、強い相関関係があると強く指摘をしている。

このようなことから、インドにおける児童労働の実数は、上記で議論された統計上での推定値よりも遥かに高い数値であるだろう、と仮定するのが合理的である。

## (2) メガラヤ児童労働従事者

2001年のインド国勢調査に拠れば、メガラヤ州における5～14歳の労働従事者の数は、1991年～2001年の10年で、34,633人から53,940人へ(55.75%の増加)と大きく増加した。その期間で、前年に6ヶ月以上働いた人の数は、1991年の30,730人から、2001年の25,483人へと減少した。しかし一方で前年に6ヶ月未満働いた子どもの数は、1991年の3,903人から2001年の28,457人へと、大幅に増加している。メガラヤ州における5～14歳の子どもの総人口は、656,000人であり、それは実に州の総人口の28.3%を占める。更に5～14歳の人口の内、2001年の国勢調査によると8.22%が労働に従事しており、それは実にメガラヤの総人口の5.56%を占めている。5～14歳の就労人口の内、47.24%が前年に6ヶ月以上働いており(メインワーカーと分類される)、残りは前年に6ヶ月以下働いている。メガラヤの5～17歳の労働人口の割合は10.59%であり、即ちそれは14～17歳の非常に多くの労働従事者がいることを示唆している。

## 3. インド、ネパール、バングラデシュの児童売買

インドにおける児童の人身売買の問題は、児童労働の問題と密接な関係がある。非常に多くの子どもが人身売買の犠牲者であり、インドの隣国であるネパールやバングラデシュから連れて来られている。メガラヤ州はこれらの国々と国境と接するため、これらの国出身の児童労働従事者の割合は非常に高いと見られている。しかしながら、不運にもメガラヤ州に特にフォーカスした調査はこれまでほとんどされて来なかった。そのため、メガラヤの児童人身売買の問題を理解するには、第一にネパール、バングラデシュ、そしてインドの人身売買の一般的な問題を理解することが必要である。

人身売買がそもそも秘密裏に行われている状況下においては、南アジアにおけるこの問題の規模を正確に描くことは難しい。国の発表する統計値は、NGOやメディアの報告が示す実態とは異なるが、更に問題なのは、ほとんどの人身売買はそのいずれにおいても報告されないことである。ネパールとバングラデシュでの人身売買は、国内間、国外間で発生しており、子どもたちは、国境を超えてインドに移動するだけでなく、自国内での違う地方に移動していることが知られている<sup>22</sup>。

<sup>21</sup> 労働に関する第二国内委員会による、労働に関する第二国内委員会の報告書 Vol 2(2002年)URL:  
<http://www.indialabourarchives.org/usr/local/gsd/cgi-bin/library?e=d-000-00---0ncl-ncl%2caituc%2chemant%2cindrani%2cwet%2coral%2cbms%2ctexah%2cramjas-01-0-0-0prompt-14-Document---0->

<sup>22</sup> バングラデシュにおける搾取的雇用の子どもの人身売買の、迅速な評価 ILO/IPEC 子どもの人身売買— 南アジア(TICSA)、INCIDIN バングラデシュ (2002年2月)。  
URL:<http://www.ilo.org/legacy/english/regions/asro/newdelhi/ipec/download/resources/subregion/subpubl02eng4.pdf> p.xviii, 上記レポートは、バングラデシュにおいて、国内の人身売買は国外への人身売買よりもっと大きな問題である、と指摘する。

更には、2002年の、児童労働廃絶に関する国際プログラム< the *International Programme on the Elimination of Child Labour* (IPEC)>は、ネパールからインドに売買される子どもたちは、いくつかの特定の地域だけから連れて来られるわけではなく、この売買の問題は国全体に蔓延しているのだ、と示した<sup>23</sup>。同様にバングラデシュでは、インドに売買される少年たちは、国中から勧誘されて来る<sup>24</sup>。経済的な負荷、人身売買を効果的に規制する法的枠組みがないこと、そして社会認知の欠如などを含む数多くの要素が、この地域の今なお続く子ども人身売買の問題の要因となっている<sup>25</sup>。

## (1) 経済的な負荷

最新の国連の人間開発報告は、インドを中間レベルの開発国であると位置づける一方で、バングラデシュとネパールを、低レベルの開発国であると位置づけている<sup>26</sup>。また、これら3国の貧困レベルは高いままである。インドとネパールでは、2000年と2008年の間で、インドにおいては人口の約30%が貧困ラインを下回っており<sup>27</sup>、バングラデシュでは40%にもものぼる<sup>28</sup>。更には、これら3国の人口の過半数が深刻な健康上の問題を抱えており<sup>29</sup>、一方でバングラデシュとネパールの人口の75%以上が、著しく酷い生活水準を強いられている<sup>30</sup>。また、これら3国の多くの人が、教育機会が与えられておらず、その割合はインドでは人口の37.5%、ネパールでは38%、そしてバングラデシュでは31.4%である<sup>31</sup>。ダッカに拠点を置く開発調査NGOである、“バングラデシュの総合的社会と工業の発達 (Integrated Community and Industrial Development in Bangladesh)”の2002年のレポートに拠ると、この様に高いレベルでの絶望的な貧困や、経済的な機会の不足が、取材を受けた若いバングラデシュの少年たちにおける、“移住希望”の主要な理由となっている。大人の出稼ぎ労働者達と同様に、経済的な負荷を原因として動く季節的な移住者は、南アジアの子どもの移動に、直接的な影響力を持っている<sup>32</sup>。さらに、経済的理由に基づき、一人でもしくは家族と一緒に移住する少年たちは、人身売買に巻き込まれる高い危険に晒されている。

## (2) 認識

経済的な負荷もまた、人身売買の認知に影響を与える。IPECの報告書で取材を受けた者は、初め彼ら自身を人身売買の犠牲者とは思っておらず、実家の家族を支えるためのお金を稼ぐため

---

<sup>23</sup> 国境を超えた少年の人身売買、丘陵ドワーク 2002 年、IPEC (2002 年3月) URL: <http://www.ilo.org/legacy/english/regions/asro/newdelhi/ipec/download/resources/subregion/subpubl02eng3.pdf>, p33

<sup>24</sup> 前掲, p33.

<sup>25</sup> 前掲 22p.xix バングラデシュの人身売買に関する迅速な評価。

<sup>26</sup> 国連開発計画、人間開発報告書 2010 年: 国の本当の豊かさ: 人間開発への道,

<http://hdr.undp.org/en/reports/global/hdr2010/chapters/en/>

<sup>27</sup> インド 28.6%、ネパール 30.9%。

<sup>28</sup> 前掲

<sup>29</sup> インド 56.5%、バングラデシュ 53.1%、ネパール 58.3%。Ibid.

<sup>30</sup> インド 58.5%、バングラデシュ 76.3%、ネパール 77.2%。

<sup>31</sup> 前掲 162p.

<sup>32</sup> 前掲

の出稼ぎ、と認識していた。ネパールの農村に於いて少年たちが労働目的で売買されることに対し、一般的にそれを認める傾向がある、ということがまた、発見された。ネパールで収入を生み出す活動が十分に無いため、生計手段また家族を支えるための手段として、子どもの労働を目的とした売買は必要なものである、としばしば考えられているのだ<sup>33</sup>。バングラデシュでは、INCIDEN報告書に  
応じた人の83%が、10歳という年齢のは、少年にとって家を離れるのに適しており、更に17%が5～9歳をも同様であると考えている<sup>34</sup>。

人身売買とは主に少女や成人女性の問題であると認識されている為、政治家の中では南アジアの少年の人身売買に関する認知や、その問題に対し取り組もうとする政治的意志が不足している<sup>35</sup>。

### (3) 人身売買の連鎖

人身売買業者だけが、子どもの人身売買を仲介しているわけではない。実際、マネジャー達は国境の街々<sup>36</sup>を行き来するし、また同様に雇用者自身が人身売買の流れに関わっており、法執行官や国境警備にあたる軍関係者の腐敗・汚職が、人身売買の問題を更に悪化させている。これらのプロセスに関わる“ステークホルダー”は、子どもの人身売買とその結果として起こる搾取から大きな利益を得ている。バングラデシュでは多くの場合、少年の人身売買の勧誘エージェントは、また親戚や近所の人であったりする<sup>37</sup>。人身売買のチェーンの最後にあるのは、雇用者であり、クライアントである。(子どもがサービス産業で雇用される場合)南アジアにおいて、人身売買された少年たちが最終的に働くことになる主産業は、炭坑、採石、漁、家庭内労働、タバコやカーペット工場での工場労働、またホテルや、路上での労働である。IPECのレポートで指摘されているが、彼ら少年たちが一度目的地に到着すると、約束されていた仕事とは全く異なる労働に従事することになるのだ。

### (4) 労働環境

IPECの報告書で詳細が報告されている通り、人身売買された子どもたちは、“移動手段、仕事の選択、更には家族や慣れ親しんだ環境との連絡手段を失ってしまう。<sup>38</sup>”このことは、肉体的・精神的な虐待であり、子どもたちを更なる従属状態になる様仕向けて彼らを支配する者に依存させ、また抵抗をさせない様にする<sup>39</sup>。多くの場合、子どもたちは劣悪な環境で最大17時間まで働かされる

---

<sup>33</sup> 前掲, p. 2.

<sup>34</sup> 前掲, p. 55.

<sup>35</sup> イシャットシャミム、失踪している、誘拐された又は人身売買された子どもと女性の分布:バングラデシュの見方、移住に関する国際機関。これらの数値はメディアの発表による統計に準じており、それ故に多数ある報告されていない事例は含んでいない、ということは特筆しておく必要がある。

<sup>36</sup> 前掲

<sup>37</sup> 前掲 p. 26.

<sup>38</sup> Rapid Assessment on Trafficking in Bangladesh, 前掲 p22, p. 29.

<sup>39</sup> 前掲

<sup>40</sup>。IPECの報告書で取材されたネパールの少年たちは、95%が雇用者からの肉体的虐待を、40%が精神的虐待を、10%が性的虐待を受けた、と述べている。これらの少年たちは、月に600ルピーの収入があることがわかっており、そして彼らの10%しか給料を貯金できていないことを述べている<sup>41</sup>。これら劣悪な環境での労働は多くの子どもたちの健康状況を悪化させている。同様に、炭鉱や採石などの産業では、子どもたちはそこでの作業の危険な性質の故に、健康被害の危険性に晒されている。

## 4. 法的な枠組み

### (1) 連邦法下のインドの義務

インド憲法は、児童(14歳以下)の炭鉱業での雇用を禁止しており、まも子どもが一人も炭鉱業に従事することが無いよう政府が保障することを、義務づけている。憲法はまた、子どもが経済的な必要性から子どもの年齢や力に適さない仕事に従事することを強制されない様、保障することを政府に義務づけている。

連邦法においては、児童労働(の禁止及び予防)法(the Child Labour Act, 1986年)が、メガラヤ州には適応されており、炭鉱業や他の危険な仕事への14歳以下の子どもの雇用を禁止している。炭鉱法(The Mines Act, 1952年制定、1983年に更新された)は、一般的なルールとして、炭鉱における18歳以下の子どもの雇用を禁止している。炭鉱法令(The Mines Rules, 1955年)も同様な条項を含む。また、石炭炭鉱規則(The Coal Mines Regulations, 1957年)や、炭鉱法(1952年)は、労働者の健康と安全を確保する為、安全ルールや手順、そして労働状況を成文化している。

児童の人身売買に関し、不道徳的人身売買防止法(Immoral Trafficking Prevention Act)がインドで施行されている。この法律は、売春の人身売買を禁じており、禁固7年からの罰則を規定している<sup>42</sup>。連邦インド議会は、インド憲法の下で炭鉱における安全と労働の諸問題に関し法律を制定する独占的な権力を与えられており、メガラヤ州における鉱業に関する諸問題への法律を制定する権威があると考えられる。それ故、メガラヤ州は連邦労働法によって規定を受けるはずであるが、ここにインド憲法附則6(Sixth Schedule)による解釈の議論がある。

インド憲法附則6(Sixth Schedule)は、部族的な地域に対していくらかの自治権を認めており、また文化や習慣の保護のために地方議会の律法機能を認めている。しかしこの権限は、しばしば誤って用いられ、また全ての連邦規定を無視することを正当化する為に過度に拡大解釈され、メガラヤ州における連邦法の履行の実現の大きな障害になっている。この問題は、後の章で議論する。

### (2) 国際法のもとでの義務

#### 1) 児童労働と子どもの人権

児童労働を根絶する為、インドは以下のILOの協定を遵守する法的な義務を負っている。  
—最低年齢(工業)条約、Minimum Age (Industry) Convention, 1919年(C5)

<sup>40</sup> 前掲

<sup>41</sup> Cross Border Trafficking of Boys, *supra* note 23, p. 1.

<sup>42</sup> US Department of State, Trafficking in Persons Report 2010, p. 192.

- 年少者夜業(工業)条約、Night Work of Young Persons (Industry) Convention 1919 年(C6)
- 強制労働条約、Forced Labour Convention, 1930年 (C29)
- 強制労働廃止条約、Abolition of Forced Labour Convention, 1957年 (C105)
- 最低年齢(坑内労働)条約、Minimum Age (Underground Work) Convention, 1965 年(C123)

しかしながら、C6の協定は、改訂された1948年版の同条約(the Night Work of Young Persons (Industry) Convention (Revised), 1948 (C90))によって換えられており、更にC5とC123は、1973年の最低年齢条約(the Minimum Age Convention 1973 (C138))によって更新され、入れ替えられている。

しかしインドは、これら新しい条約を批准していない。それだけでなく、主要なILOの児童労働に関する条約である最悪の形態の児童労働条約(the Worst Forms of Child Labour Convention, 1999 (C182))をインドは批准していない。ILOやUNICEF、また世界銀行と子どもの権利委員会は、インドにC138とC132の条約を批准する様勧めている。更には、インドは、自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約の締約国でもある。

## 2) 子どもの人身売買

インドは、2002年に、国際的な人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書(UN Palermo Protocol、以下、国連人身売買議定書ともいう<sup>43</sup>)に署名したものの、議定書の批准は未だ行っていない。

インドは、子どもの権利条約の締約国であり、インド政府は、同条約35条により、“如何なる形体、如何なる目的であっても子どもの誘拐、売買、取引を阻止すべく、国家的、二国間的、または多国間的な全ての適切な措置を取る”義務がある。インドはまた、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書批准している。

## (3) 国際機関からの提言

国際的な人権条約機関は、インドにおける児童労働の問題に気がつき、インドに多くの勧告を出している。人権条約機関からなされた最近の勧告提言は、本書末尾のAppendix 2にとりまとめたとおりである。

## 1) 子どもの権利委員会

国連子どもの権利委員会は、インドに関する2004年の総括所見で、以下の認識を示している。

すなわち、インドにおいて常に多数の子どもたちが経済的な搾取に巻き込まれており、そのうちの多くが強制労働従事者として、特に家内労働者、または農業分野などのインフォーマルセクターにおいて、劣悪な環境で働いていることに強い懸念を表す。更に、雇用に関する最低年齢がほと

---

<sup>43</sup> Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, Especially Women and Children, supplementing the UN Convention against Transnational Organized Crime (2000).

んど遵守されておらず、また使用者が法を遵守することを担保するために適切な処罰や、制裁がなされていないことに、更なる懸念を示す、というものである<sup>44</sup>。

同委員会は、インドに対し以下の勧告をしている。

- (a) 児童労働禁止法 (the Child Labour (Prohibition and Regulation) Act, 1986)、強制労働法 (the Bonded Labour (System Abolition) Act, 1976)、さらに汲み取り式トイレ新設及び汲み取り作業員雇用禁止法 (the Employment of Manual Scavengers and Construction of Dry Latrines (Prohibition) Act, 1993) の完全な遵守を確定すること
- (b) 児童労働禁止法を改正し、家内労働や公的な教育・訓練施設での児童労働を、児童労働の禁止の例外とする条項を撤廃すること
- (c) 児童労働の予防の為、コミュニティーベースでのプログラムを推進すること
- (d) ILOの、最低年齢条約 (138号)、また、最悪の形態の児童労働条約 (182号) を批准すること<sup>45</sup>

人身売買に関して、同委員会はまたインドに以下の勧告をしている。

- (a) 不道徳的人身売買防止法の規制を、あらゆる形態の子どもの人身売買に対象を広げ、全ての売買された子どもたちを常に被害者として扱うことを確保すること。
- (b) 子どもの商業的・性的な搾取、人身売買について、その実情、性質、原因を調査する包括的な研究を実施すること
- (c) 国家アクションプランの履行に関する、十分な人的、経済的資源を提供すること
- (e) 加害者が、法の裁きを受けるよう確保すること
- (g) 国連人身売買議定書に批准すること。

## 2) 社会権規約委員会

国連社会権規約委員会は、2008年のインドに関する結論的な見解において、加盟国であるインドで、強制労働、最悪の形態での児童労働、また他の搾取的労働の蔓延に対して懸念を表している。同委員会は、既存のルールや基準に対して使用者の間で十分な認知がないこと、また連邦・州レベルで既存の労働規制に関する十分な法的措置がないことに対し、憂慮している<sup>46</sup>。

同委員会は、インドに対して以下の様に提言をする。

それは、強制労働、手工業街路清掃、また最悪の形態での児童労働の様に禁じられている労働への違反が、厳しく起訴され、使用者が十分に制裁を受ける様に、十分な手段をとる、ということである。同委員会はさらに、被害を受けた子どもを社会復帰させ、上記の様な仕事から離れさせることに続いて子どもたちの職場環境、生活状況を監視するための手段が、強化されまた最悪の形態出の児童労働に従事する全ての子どもたちに適応される様に、拡大されなければならない、と勧

<sup>44</sup> CRC/C/15/Add.228, para. 72.

<sup>45</sup> 前掲 para. 73.

<sup>46</sup> E/C.12/IND/CO/5, para. 19.

告する。同委員会はまた、インド政府に対し最悪の形態の児童条約（182号）、最低年齢条約（138号）、大規模産業災害条約（174号）<sup>47</sup>を批准するよう勧告している。

しかしながら、今日まで国際機関による数多くの勧告に関わらず、インドはそれら勧告を真摯に履行しておらず、かつ上記ILO条約を一つも批准していない。更には、国内法も改正していない。

#### （4）人身売買に反対する地域的な枠組み

1989年に設立された地域的協力に関するSAARC (The South Asian Association for Regional Cooperation (SAARC))は、インド、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、そしてアフガニスタンによって構成される地域的な組織である<sup>48</sup>。SAARCは、地域条約である「女性と子どもの人身売買禁止条約」(the SAARC Convention on Preventing and Combating Trafficking in Women and Children for Prostitution)を締結しており、この条約は、締約国に対して、国内刑事法ですべての人身取引を犯罪化するよう義務付けている。

インドはまた、他の構成メンバー国と一緒に、南アジアの子どもの福祉の促進についての地域的取り決めに関する条約 (Convention on the Regional Arrangements for the Promotion of Child Welfare in South Asia)を批准した。同条項はまた加盟国に対し、搾取・刑罰・人身売買・暴力から子どもを守るべく国内法に実行力を与えるべく、法的・行政的メカニズムが機能することを確認する為に、必要な手段を講じる様に義務づけている。付け加えると、加盟国はまた、劣悪な環境の労働を子どもが請け負わない様に仕向ける為、社会的なセーフティネットを確保しなければならない<sup>49</sup>。しかしながら、同条約には、強制労働を目的とした児童の人身売買の予防と禁止、また人身売買に責任がある者に対する調査、起訴、懲罰に関する地域的な協力に対する実効的な規定がない。

#### （5）ネパールとバングラデシュにおける人身売買に反対するアウトライン

ネパールとバングラデシュは、児童の人身売買に関連した諸問題のうちいくつかに対処する国内法を制定しており、これに加えて、両国とも人身売買を禁止する国際的な法律文書に批准している。

ネパールは、子どもの権利条約(と、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書)に加え、最新の児童労働を禁止するILO条項のC138・C182を批准している。

ネパールはまたSAARCの法律文書である、女性と子どもの人身売買禁止条約、そして同様にSAARCの、子どもの福祉向上に関する地域協力に関する条約 (Convention on Regional Arrangements for the Promotion of Child Welfare.)を批准している。国内では、ネパールは人身売買抑除法 (the Human Trafficking Control Act (1986))、人身売買法 (the Human Trafficking Act (2007))を制定しており、また国の政策として、子どもと女性の性的、労働的搾取に反対する国家的

<sup>47</sup> 前掲 para. 59.

<sup>48</sup> 子どもの権利条約は、締約国に対し、35条に基づき子どもの人身売買を予防する為に、適切な二国家間又は多国家間の措置を取るよう義務づけている。

<sup>49</sup> *Id.* at Part 2, Article IV.

アクションプラン(the National Plan of Action against Trafficking in Children and Women for Sexual and Labour Exploitation)という指針を持っている。ネパールでは、人身売買を法的に定義する規則は存在するものの、その定義は狭くまた、総合的な児童の人身売買の定義を含む国連人身売買議定書との整合性がない<sup>51</sup>。

バングラデシュは、子どもの権利条約と、子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書、さらに C182 に批准している。同国はまた、SAARC の、女性と子どもの人身売買禁止条約、また南アジアの子どもの福祉の促進についての地域的取り決めに関する条約(the SAARC Convention on Regional Arrangements for the Promotion of Child Welfare in South Asia)に批准している。

## IV. 調査の概観

### 1. 石炭炭鉱の構造

ジャインティア丘陵地域の炭鉱は、10m四方の立方体型の穴を石炭層まで垂直に掘り(深さ70~80m)、石炭層に達したところで“ネズミ穴”と呼ばれる水平坑を掘削していく構造である。

Impulse NGO Network によれば、このような炭鉱が同地域だけで約 5000 は存在するという。しかし、同地域の炭鉱マネジャーは、ジャインティア丘陵全域で約 10 万は存在すると推定する。炭鉱は、何らの安全規制も施されておらず、また、労働者には何らの安全訓練も安全装備も施されていない。

炭鉱の地上部から底部までは、壁に沿って作られた木の階段を降りていく。メガラヤ地域は世界でも降水量が多く、階段に使用されている木材は滑りやすく、腐食しやすい。そのため、足を踏み外したり、階段が壊れるなどして階段からの落下し、死亡・負傷する事故が少なからず存在する。

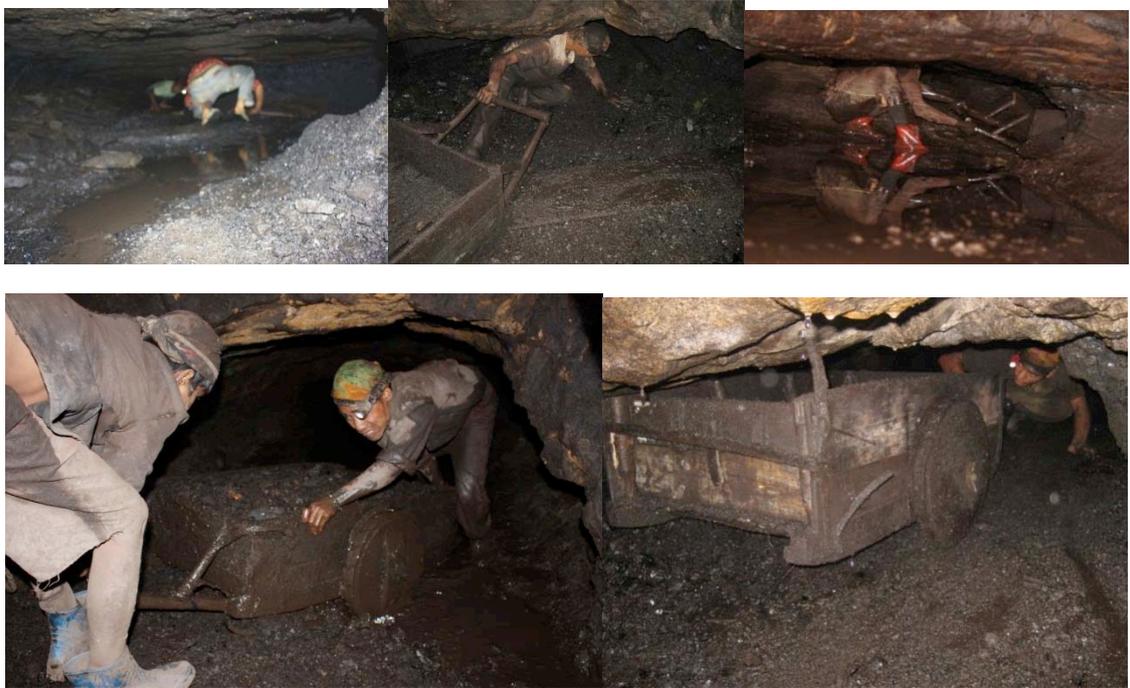


<sup>51</sup> UNICEF Innocenti Research Centre, South Asia in Action: Preventing and Responding to Child Trafficking Summary Report (2008) ([http://www.unicef.org/rosa/ROSA\\_IRC\\_CT\\_Asia\\_Summary\\_FINAL4.pdf](http://www.unicef.org/rosa/ROSA_IRC_CT_Asia_Summary_FINAL4.pdf)), p 11.



## 2. ネズミ穴と奥深くでの労働

水平坑は、水平坑の長さは各約1kmあり、子どもがしゃがんでやっと作業できる程度の高さしかない。水平坑は、モグラの穴のように張り巡らされて、他の縦穴からの水平坑とつながっているところもある。水平坑の中には落盤を防止する措置や照明は一切ない。





採掘労働者は、小型のツルハシと石炭を積載する荷車を持って水平坑に入り、穴の先端で採掘作業を行う。荷車が満杯になるだけの石炭が採掘できたら、それを縦穴の底まで引っ張って来る。縦穴の底から地上に石炭を運び出すクレーンがある炭鉱では、クレーンで地上に揚げる鉄製の荷箱にスコップで積み替える。クレーンがない炭鉱では、竹を編んで作られた籠に石炭を入れて背負い、階段を使って人力で地上に揚げる。



### 3. 労働者の状況の現実

#### (1) 低年齢

HRN 事実調査団は、炭鉱に多くの児童労働従事者がおり、しかも、子どもたちの年齢が著しく低いことを確認した。今回、短期間に調査しただけでも、炭鉱で働く12歳と13歳の子どもたち各3名から聞き取り調査を行うことができた。女兒も男児と同じくらい雇われており、加えて、道路沿いの石炭仕分け場において多くの10歳前後と思われる子どもたちを目撃した。

12 歳の子どもは、8 歳から炭鉱の中で働いていたと語った(インタビュー17 を参照)。



## (2) 危険な動労環境

炭鉱での労働環境は極端に人体に危険である。労働者が炭鉱へ入るために使用する梯子は、非常に危険で、特に梯子が濡れている場合は一層危険になる。子どもたちは、石炭を採掘するためにネズミ穴の最深部で長時間労働に従事させられるが、そこは極端に深く、また、十分な換気がないためにわずかな酸素しかない。労働環境は全体的に技術の重大な不足がみられ、頻繁に発生する取り返しのつかない事故を防止する安全措置が全く欠如している。穴を照らすためのヘッドライトのみしか労働者には与えられず、事故から身を守る装備は一切ない。

また、水没事故も発生している。掘削した穴に水が溜まり、その穴に別の穴が掘り当たって、溜水が流入する事故が発生している。あるマネジャーは、2009 年末には、採掘していた労働者が川に掘り当たってしまい、子どもを含む 80 名以上が水死する事故があったと話した（インタビュー 37）。

このような事故で死亡・負傷しても、その事実は警察へは報告されず、炭鉱責任者は被害者やその家族へ一切の補償もせず、医療費も負担しない。炭鉱マネジャーは、雇う際に労働者の住所や家族に関する情報を記録しないため、死亡した場合、その家族には知らされることがない。遺体は、その場で火葬して、骨を近くに埋葬されることになる。子どもたちが死亡した事実は全く記録・報告されていない。



## (3) 不正手段による連行・勧誘

炭鉱で働かされている子どもたちは不正な手段により連れてこられている場合が多い。

Impulse NGO Network によれば、毎年約7万人の子どもたちがネパールやバングラデシュから来ており、あるマネジャーからは、それら外国から来た子どもたちについては人身売買のブローカーが関与している場合があると聞くことができた。

また、子どもたちは多くの場合、騙されて連れて来られている。子どもたちは、仕事の勧誘を受けるときは、働いてお金を稼ぐだけだと説明され、過酷で危険な労働環境であることは一切知らされていない。その現実を知るのは、現場に到着した後である。



ネパールから来ている 16 歳の少年は、「親を助けるためにお金を稼ごうとしてきたが、危険な仕事だとここに来てから知った。こんな危険な仕事だとは聞いていなかった。落盤が多くて怖いので辞めて帰りたいが、帰るための交通費がなく、仕方なく帰ることができる資金が貯まるまで働かなければならない。ここの生活費は高く、お金はなかなか貯まらない。親にはこんな危険な仕事だと言っていないし、帰っても言えない。」と語った(インタビュー8、ランチャンドラ)。

#### (4) 超法規的殺害

HRN の事実調査団は、超法規的な殺害を含む人権侵害が行われている情報を得た。子どもを含む労働者が、懲罰として炭鉱の水平坑に入れられ、蓋を閉められたまま放置され、酸素欠乏で死亡させられているということを幾人かの労働者から聞くことができた。こうした行為は意図的な殺人である。こうした処罰方法が、炭鉱で働く他の子どもたちに恐怖を与え、彼らは炭鉱から逃げ出したいと思ってもマネジャーに従うよう脅されている状況にある。



写真左の少年は、「穴の中で子どもが殺されたのを知っている。この前、同じ炭鉱で働いている子が石炭を横流ししていたことがマネジャーに見つかってしまい、この炭鉱の奥に数日間閉じ込められて死んだ。こういうことは、この炭鉱だけではなく、近くの炭鉱で行われていると聞いている。」と語った(インタビュー11、アシュ)。

#### (5) 劣悪で不衛生な生活環境

子どもたちを含めた労働者の生活環境は非人間的かつ非衛生的である。安全な飲み水や適切な下水施設、住まいはなく、そこに暮らす人々は様々な疾患に罹っている。炭鉱オーナーは、労働

者のために何らの医療施設も提供していない。



## V. インタビュー

### 1. インタビュー要約

HRN の事実調査団は、50 人以上の児童労働従事者、彼らの家族、監督者、マネジャー、そしてオーナーらにインタビューを行った。

特に、HRN 調査団は、石炭採鉱に従事している 12 歳、13 歳、14 歳、15 歳、16 歳の子どもたち各 3 名ずつ、5 人の 17 歳の青年、6 人の 18 歳の青年ら合計 26 人にインタビューを行った。

インタビューのうち、特に注目すべき報告を含む全 39 のインタビューについては、添付資料1にすべて添付してあるので参照されたい。

インタビュー対象者の身の安全を考慮し、HRN 調査団はインタビューに答えてくれた人々の名前を変えてある。このレポートにおけるジャインティア丘陵で石炭採鉱に従事している人々の名前は全て仮名である。

表 1

ケースナンバー	名前	年齢	出身
インタビュー1	Hurditya	12	インド、メガラヤ
インタビュー2	Alok	13	ネパール
インタビュー3	Hep	13	インド、メガラヤ、シリング
インタビュー4	Amar	14	インド、メガラヤ
インタビュー5	Madan	15	ネパール、コタン
インタビュー6	Padma	15	インド、
インタビュー7	Yogesh	15	ネパール、Beltahl
インタビュー8	Ramchandra	16	ネパール
インタビュー9	Bimal	16	ネパール
インタビュー10	Ahagh	16	インド、ワブン
インタビュー11	Ashu	17	インド、アッサム
インタビュー12	Bishwa	17	ネパール、オカルデュンガ
インタビュー13	Dir	17	ネパール、ウダヤプル

インタビュー14	Dinkar	18	ネパール
インタビュー15	Rajit	18	インド、アッサム、カサール
インタビュー16	Jarjit	18	インド、アッサム、バダプール
インタビュー17	Durk	12	インド、メガラヤ
インタビュー18	Das	12	インド
インタビュー19	Sahaj	14	インド、メガラヤ、ワプン
インタビュー20	Hemant	14	インド、メガラヤ、ワプン
インタビュー21	Darpan	40	ネパール
インタビュー22	Panna	13	ネパール
インタビュー23	Biswas	40	インド、アッサム
インタビュー24	Kapur	38	不明
インタビュー25	Gopal	不明	
インタビュー26	Tara	21	インド、アッサム、シルチャール
インタビュー27	Jung	19	ネパール、ドラカ
インタビュー28	Suresh	30	インド、アッサム、シルチャール
インタビュー29	Ragendra	27	ネパール
インタビュー30	Lakshmi	不明	ネパール
インタビュー31	Chetan	21	ネパール
インタビュー32	Santosh	20	ネパール
インタビュー33	Kabir	18	ネパール
インタビュー34	Anita	不明	
インタビュー35	Kiran	22	インド、ノルバリ
インタビュー36	Ajith	22	ネパール、ウダヤプル
インタビュー37	Kushwant	23	インド、アッサム、デナジ
インタビュー38	炭鉱のマネジャー(男性)	35	ネパール
インタビュー39	炭鉱オーナー(男性)	不明	インド、メガラヤ

我々がインタビューできた子どもたち以外にも、我々が視察した石炭採鉱現場には、多数の子どもたちがおり、非常に危険な仕事に従事していた。

HRN 調査団と子どもたちのやり取りを現場監督が見ているときは、子どもたちは、しばしば黙り込むか、「私は自発的にここにきた。この仕事が好きだ。」といったような当たり障りのない回答しかしなかった。そこで、この報告書では、子どもたちが正直に話してくれているインタビューのみを選択した。

以下のインタビューにおいてさえも、数名の子どもたちは、彼らの年齢や、出自といったいくつかの質問に正直に答えることを拒否した。明らかに 10 歳前後にしか見えない子どもが「18 歳です。」

と答えた。また、明らかに外国なまりのアクセントで「インドのアッサムから来ました」といったような返答をした。HRN は、児童労働や児童売買を告発されないために、監督者やマネージャーが子どもたちに本当の年齢や出自を言わないよう指示しているのだと結論づけた。

## 2. インタビュー代表者サンプル

### (1) 炭鉱における労働状況の概観

#### 1) インタビュー23: Biswas (男性)

40 歳、労働者(炭鉱の監督者)、インド・アッサム出身

【労働環境】炭鉱の周囲の村には 500 人程度の人々が住んでいる。しかしながら、当該地域の住民として登録されている者は一人もいない。労働組合もなく、安全対策、労働者の保険もない。この炭鉱には約 100 人が働いている。

【児童労働と児童売買】彼によると、この炭鉱では 25 人くらいの子どもたちが働いているということだ。ブローカーが数名のグループの子どもたちを連れて来たのを見たとのことからである。その見返りとして、炭鉱のオーナーは、ブローカーに手数料を支払っていた。ただし、その額はわからない。

【労働状況】炭鉱には、鉱道は、深さ 120~145 フィート(36~43.5 メートル)の穴から 50 フィート(15 メートル)四方の正方形型に狭まっている。そしてあらゆる方向に 1000 フィート以上の長さのネズミ穴がある。

【事故】彼は、炭鉱の危険な労働条件を熟知している。この炭鉱には、安全規制が何もないため、毎年労働者の 10%が怪我をしたり、死亡したりする事故が起きていた。オーナーは、炭鉱での労働でけがをした労働者に対し、全く医療費を支払っていない。労働者は自分で支払わなければならない。彼はそこが適切な労働環境ではないことを認識しており、状況が改善されることを望んでいる。

#### 2) インタビュー24: Kapur (男性)

38 歳、労働者(炭鉱の現場監督者)、ネパール出身、マレーシアの炭鉱にて 4 年間の労働経験あり

【児童労働】彼の働く炭鉱には、8 歳から 10 歳の労働児童が 65 人いる。ほとんどの子どもたちは、ネパールかインドのアッサム出身である。

【事故】Kapur によると、その炭鉱では事故は頻繁に起こるといふ。最近では、クレーンが誤って子どもの上に落ち、その子どもは死亡した。他の子どもは、石炭を切断している時に炭鉱の屋根が落ちてきて死亡した。しかし、被害者や被害者家族に対し、補償は全く支払われないとのことである。

#### 3) インタビュー25: Gopal (男性)

大人、2 年間メガラヤの炭鉱の石炭の運搬に従事

【児童労働】Gopal は、2 年間、Guwahati の顧客に対し、石炭を届けている。彼の訪れる炭鉱には

100 人を超える労働児童がいるという。大部分の子どもたちは、ネパール出身である。彼によると、他の炭鉱にはバングラデシュ出身の労働児童が 100 人以上働いているだろうとのことである。

## (2) とても若い労働者たち

### 1) インタビュー1: *Hurditya* (男性)

12 歳、インドのメガラヤ出身、メガラヤの炭鉱で 4 週間働いている

【経歴】*Hurditya* はインドのメガラヤ出身で、12 歳である。彼は貧しいために学校に行くことができず、そのかわり炭鉱で働いている。彼は家族と炭鉱から歩いて 20 分ほどの村に住んでおり、炭鉱に通って働いている。彼のインタビューの時、*Hurditya* はメガラヤの中のある炭鉱で 4 週間働いた頃であった。

【労働環境】*Hurditya* は、ネズミ穴の奥で必要がある場合に、石炭を切る仕事をしている。彼は、1 日 4~5 時間働き、週に 400~500 ルピー (大体 US\$9~11、日本円にして 700 円~900 円) を稼いでいる。仕事が好きかと尋ねたら、*Hurditya* はノーコメントと答えた。

### 2) インタビュー17: *Durk* (男性)

12 歳、メガラヤ出身、メガラヤの色々な炭鉱で 4 年間の労働経験あり

【経歴】*Durk* は、メガラヤ出身で、12 歳である。彼の母はカシ人であり、彼の父親はネパール人である。彼には、3 人の姉妹と 2 人の兄弟がいる。彼は、メガラヤ地方の出身である。彼は小学校に通っていたが、家庭の経済事情により勉強を続けることができなくなった。彼は 8 歳の時に炭鉱で働き始めた。彼が炭鉱で働きたいと言ったら、両親はとても喜んだそうである。

【労働環境】*Durk* は、8 歳の時から、地下のネズミ穴で石炭を掘る仕事をしている。最近では 1 日に 100~200 ルピー (US\$2~4、日本円にして 185 円~400 円) を稼いでいる。

## (3) 危険な場所で働く子どもたち

### 1) インタビュー2: *Alok* (男性)

13 歳、ネパール出身、メガラヤを含む色々な炭鉱で 4 年間の労働経験あり

事実調査団が鉱道に降りて行くと、ネズミ穴で、多数の子どもたちが働いているのを見つけた。チームは子どもたちにインタビューをしようとしたが、実際にインタビューができたのは、*Alok* だけであった。

【経歴】*Alok* は、ネパール出身で、13 歳である。彼は 9 歳の時から、色々な炭鉱で石炭を掘る仕事をしてきた。

【労働環境】*Alok* はほぼ一日中地下のネズミ穴で石炭を掘る仕事をしている。彼の日常労働には、石炭を掘るためにネズミ穴の先端に行き、同僚とともに採石場の中心に石炭を運ぶ仕事も含まれる。彼が働いている炭鉱で、石炭を掘る仕事や石炭を運ぶ仕事に従事している 18 歳以下の子どもは約 10 人いるという。

【危険な環境と事故】炭鉱労働者として働いている期間に、*Alok* は、2 つの事故を目撃した。

1つは、クレーンの落下である。クレーンの運転手の技術が未熟で資格を持っていなかった。オペレーション中、クレーンが落下し、下にいた労働者の頭に直撃した。その労働者は地域の病院に救急搬送されたが、医者は彼を助けることはできなかった。

2 つ目の事故は、数人の子どもたちが採掘をしていたときに、穴の天井が崩落し、子どもたちは死亡した。彼の働く炭鉱には安全基準は何もないということである。

## 2) インタビュー6: Padma (男性)

15 歳、ネパールのボジプールの出身、メガラヤの炭鉱で 6 か月間働いている

【経歴】Padma は、15 歳で、ネパールのボジプールの出身である。彼はメガラヤの炭鉱で 6 か月働いている。Padma は彼の住む村の Sardar(炭鉱の監督者で、ブローカーでもあり労働者の勧誘にも関わっている存在。監督もしくは親方と呼ばれる)を通して、友達と一緒にこの炭鉱に来た。

【労働環境】Padma は石炭を掘る仕事で、1 日当たり 500～1000 ルピー (US\$11～US\$22, 日本円にして 900 円から 1800 円) を稼ぐ。Padma は、メガラヤに来て、その労働環境にショックを受けた。仕事は非常に困難で、安全装置が全くないと言う。彼は具体的に事故については知らなかったが、安全面での不安を抱えていた。彼は「とても怖いし、とても難しい」と言った。Padma は 2 週間以内にネパールに戻るつもりであると言っていた。

## 3) インタビュー5: Madan (男性)

15 歳、ネパールのコタン出身、メガラヤを含む様々な炭鉱で 1 年半働いている。

【経歴】Madan は 15 歳で、ネパールの北東に位置するコタンの出身である。彼の家族は貧しく、ネパールに住んでいる。彼が 13 歳頃の時、家族の生活を助けるために仕事を探そうと、親元、郷里を離れることを決めた。彼は、1 年以上インドの他の地域の炭鉱で働いており、その後メガラヤの炭鉱にやってきた。そして、このインタビューが行われた。

【労働環境】インタビューにおいて、Madan は、ネズミ穴がこんなに地下に広がっていることを知らなかったと話した。彼は、そのようなネズミ穴に初めて入って行く時の恐怖、時々ネズミ穴の酸素が足りなくなっていることについて話した。こうした状況の下、彼は日曜日も含め 7 日以上続けて一日 7～8 時間働いている。月に 3, 4 回“マーケットデー”と呼ばれる休日を与えられる。

## 4) インタビュー31: Chetan (男性)

21 歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱で 9 年間の労働経験あり

【経歴】Chetan はネパール出身で、8 歳までは学校に通っていたが、12 歳の時から石炭掘りの仕事を始めた。

【労働環境】Chetan は 1 日 500～1000 ルピー (US\$11、日本円にして 900 円) を労働時間に応じて稼いでいる。彼は、給料をネパールの両親に送金している。

【危険な環境と事故】Chetan は、その炭鉱の非常に危険な状況について話した。一度、彼が働いていた炭鉱の屋根が崩落したことがあった。彼は軽いけが人と共になんとか逃げることができた。また、

別の時には、炭鉱が洪水により崩壊し、4人の労働者が亡くなったのを見た。被害者の1人は、アッサムからやってきた16歳の少年であった。

Chetan は事故の被害者及びその家族に対する補償が非常に限られていると話した。救急医療は存在するが、メガラヤ地域の住民のためのものであって、労働者のためのものではない。致命的な事故の際には、炭鉱のオーナーは被害者の家族に補償金を支払う。しかしながら、オーナーは事故について警察には知らせない。さらに、オーナーは、家族が分からない被害者の遺体を焼却処分している。

#### **(4) 事故に関するレポート**

##### **1) インタビュー26: Tara (男性)**

21歳、インド、アッサムのシルチャール出身、メガラヤを含む色々な炭鉱で9年間の労働経験あり

**【経歴】**Tara は21歳で、インド、アッサムシルチャールの出身である。彼は8歳まで学校に通っていたが、家族の事情により辞めた。彼は12歳の時から炭鉱で働いている。彼は家族を養うために炭鉱で働き続けている。

**【労働環境】**Tara は1日8時間程働いている。最近、彼の働いている炭鉱のクレーンが壊れたので、現在労働者は炭鉱から石炭を運び出しているが、それは一段と困難と危険を伴う仕事であると言う。彼は、1日当たり500~1000ルピー(大体US\$11~22、日本円にして900円から1800円)を稼いでいる。彼はそれを家族の食料やその他必需品を購入するために使い、さらに多少の金を両親に送金している。

**【事故】**石炭労働者として働いている間に、Tara は数回事故を目撃し、そのうちの何件かは死亡事故であった。ある炭鉱でネズミ穴の中で、石炭の採掘、切断をしていた4人の労働者の全員が、それまで使われておらず、その存在すら知らなかった隣のネズミ穴からの洪水により死亡した。その中には、学校に入る前に父を手伝うために炭鉱に働きに来ていた16,7歳の学生がいたということである。

また、Tara は天井崩落事故にも遭遇している。彼は、軽いけが人と一緒に逃げることができたが、彼の友達はその事故で重傷を負った。彼は、あと少しタイミングが遅かったら、彼自身も事故により死亡していただろうと思っている。

##### **2) インタビュー27: Jung (男性)**

19歳、ネパールのドラカ出身、メガラヤを含む色々な炭鉱で9カ月間働いている

**【経歴】**Jung は19歳で、ネパールの中心に位置するドラカの出身である。彼は3年生まで学校に通っていた。Jung はまず居住地にある別の炭鉱で働き始めたが、同じ年ごろの7人の他の子どもたちと一緒にブローカーに連れてこられた。彼は、姉の夫が働いていることから、姉の薦めにより、現在の炭鉱に来て働くこととなった。Jung は石炭を掘る仕事をしている。

**【労働環境】**インタビューでは、Jung はピーク期間(10月~4月)は、その炭鉱には50から60人の労働者がおり、そのうち20人ほどは労働児童であると話した。オフシーズンの間は、ほとんどの労働者がいない。

働者は郷里に戻るといふ。

【事故】インタビューの日、Jung は、個人的には彼の働く炭鉱で起こった事故を目撃してはいないが、何件かの事故について聞いたことがあると話した。彼は、次のような特殊な事故について思い出した:あるネズミ穴で4人の労働者が石炭採掘、切断をしていたとき、彼らがそれまで使われておらず、その存在すら知らなかった隣のネズミ穴からの洪水により全員が死亡した。その事故の後、クレーンで洪水のあった穴から遺体を撤去した。Jung によると、マネジャーはその事故につき地域の警察に報告せず、また、死亡した4人の内、3人の家族に対しては補償金を支払わなかった。というも、4人の内の1人の父親は同じ炭鉱で働いており、事故が起こった時、現場にいたからである。この死亡した労働者の父親は、事故について当局に報告しないことと引き換えに50,000ルピー(大体US\$1125 日本円にして91,000円)を受け取った。Jung が聞いた事故というのは大体このようなものであった。

これら以外のインタビューで、事実調査団調査団は炭鉱周辺で起こった事故について2人の労働者から多少話を聞くことができた。

・インタビュー28:Suresh (男性)

30歳、インド、アッサムのスリチャール出身、メガラヤを含む色々な炭鉱で12年間働いている。2年前、4人の労働者が死亡する事故があった。彼らは労働者登録されていなかったの、彼らには何もなされなかった。彼らは簡単に埋葬され、忘れ去られた。

・インタビュー30:Lakshmi (女性) 年齢不詳、ネパール出身

Lakshmi は、10年間炭鉱で働いている。彼女の夫も同じく石炭炭鉱で働いている。石炭炭鉱労働者として働いている間に、Lakshmi は5回以上の事故を目撃した。そのうちのいくつかは死亡事故となった。そのうちの一つは、ネズミ穴からの洪水により天井が崩落した。Lakshmi は、炭鉱の中に閉じ込められた労働者の何人かは子どもであったのを見た。彼女は、閉じ込められた子どもたちを助けようとしたが、助けられなかった。彼女の夫もまた事故に巻き添えになったが、軽いけがですんだ。Lakshmi の働いている炭鉱には、安全装備が何もないと言っていた。

## (5) 非合法的な処刑

### 1) インタビュー11:Ashu (男性)

17歳、インド、アッサム出身、メガラヤを含む色々な炭鉱で数年の労働経験あり

【経歴】Ashu は17歳で、インドの北東の州アッサム出身である。Ashu は6年生まで終了していたが、11歳の時に学校をやめた。Ashu は数年間石炭炭鉱で働いている。彼はメガラヤの炭鉱で約1年間働いている。Ashu には2人の兄(22歳と23歳)がおり、彼らも炭鉱で働いている。彼は、兄たちが同じ炭鉱で働いているのか、何年間炭鉱で働いているのかについては話さなかったが、彼の両親はアッサムに住んでおり、彼は現在は叔母と一緒に住んでいると話した。

【労働環境と事故】Ashu が石炭炭鉱で働き始めた頃は、ネズミ穴で石炭の切断の仕事に従事して

いた。その間に、彼は 3, 4 人が上の層の石炭の崩落により死亡した事故を目撃した。彼はその仕事をしたくなかったが、今他に確実にできる仕事がない。Ashu は炭鉱での仕事は好きではないし、危険だと言っていた。

【非合法的な処刑】Ashu は更に非合法的な身柄拘束についても話してくれた。彼によると、炭鉱で働いていた 1 人の少年がオーナーにネズミ穴で殺されたという。マネジャーはその少年が炭鉱の石炭を横流していたのを発見した。罰として、マネジャーはその少年を炭鉱の中に 2, 3 日閉じ込め、最終的にその少年は死亡した。Ashu は、周辺の別の炭鉱でも同様の罰により労働者が亡くなったという話を聞いたと言っている。

【給料と条件】インタビューにおいて、Ashu は労働時間を 1 日 7 時間から 11 時間の間で選ぶことができると話した。彼は典型的には週に 6 日間、朝 8 時から夜 7 時まで働き、週に 5,000~6,000 ルピー (大体 US\$110~US\$135、日本円にして 9,000 円から 11,000 円) を稼いでいる。彼が怪我をしたり、病気になったりした場合には、マネジャーはシロンの病院に連れて行ってくれる。オーナーは旅費や医療費を前払いし、それを給料から差し引かれることになる。

## 2) インタビュー 29: Ragendra (男性)

27 歳、ネパール出身、メガラヤを含む色々な炭鉱で 6 年間の労働経験あり

【経歴】Ragendra は、27 歳で、ネパール出身である。彼は、6 年間様々な炭鉱で働いてきた。彼はより稼ぎのいい職を求めて、現在の炭鉱に来た。彼の仕事は、炭鉱の奥での石炭の切断である。

インタビューにおいて、彼は現在の収入を明らかにしなかったが、よりハードに長い時間働くようになったため、以前より収入が増えたという。彼は、金があれば、すぐにでも炭鉱の仕事をやめたいと話した。

【児童労働】炭鉱の奥で石炭の採掘をしていた時、Ragendra はネズミ穴で石炭を掘っている 8, 9 歳の子どもをみた。彼によると、その幼い子どもたちは、度々炭鉱に働くために連れてこられたという。もし彼らが働かないと決めたら、彼らの食料、炭鉱までの交通費を現金で支払わなければならないため、たくさん子どもたちはお金を稼ぐための他の選択肢がないため、現実的には炭鉱での労働を続けるしかない。

彼は言った。「子どもたちは 8, 9 歳のころに連れてこられている。彼らはあまりにも幼いため、郷里の場所を覚えておらず、そのために自分の家に戻ることができない。彼らはどんなに仕事が嫌でも、そこに留まり、働く以外に選択肢はない...」

【罰、非合法的な処刑】Ragendra は炭鉱における彼の将来についてとても心配しているようだった。彼は、炭鉱のオーナーがネパール人労働者を全員クビにするつもりであると考えている。しかしながら、ネパール人労働者はオーナーに対して何も声を上げることはできない。Ragendra は 2009 年 4 月に他の炭鉱の労働者がオーナーに対して収入について抗議した事件のことを思い出した。オーナーに対して抗議した罰として、その労働者は、ネズミ穴に閉じ込められ、死亡した。炭鉱のオーナーは、彼にネズミ穴に行き、その死体を引き取ってくるよう命じた。Ragendra によると、そうした罰は一般的であり、特に外国人労働者に対して行われている。労働者らが警察に接触したとしても、

警察が守るのは炭鉱オーナーであり、労働者ではないということである。

## (6)家族と医療環境

### 1)インタビュー34: Anita

炭鉱労働者の妻(女性)

Anita は、彼女の夫の勤め先である炭鉱のマネジャーは、労働者の労働条件を全く改善させないという。マネジャーはほとんど医療的ケアを行っていない。その炭鉱の衛生状態は非常に悪く、労働者は炭鉱から遠く離れたところから水を運んでこなくてはならない。

Anitaによると、その炭鉱の労働状況は、危険で非健康的である。彼女は少なくとも5件の事故を目撃しており、その中の一つは、数人の労働者が働いていた穴に大きな岩が落石したというものである。加えて、彼女の夫の健康状態は炭鉱での仕事によって悪化した。彼は長時間の炭鉱労働により、しばしば咳き込み病気がちになった。

## (7)マネジャー及びオーナーへのインタビュー

HRN 事実調査団は、マネジャー(35歳、ネパール出身)にインタビューをすることができた。彼は、メガラヤの石炭炭鉱の運営や児童労働について正直に話してくれた。彼は名前と炭鉱の名前を公表しないように頼んだ。HRN 調査団はまた小さな炭鉱のオーナーにもインタビューすることができた。彼は我々にジャインティア丘陵の石炭炭鉱の写真を示しながら、オーナー・オーナーとしての認識について提供してくれた。

### 1)インタビュー37: マネジャーへのインタビュー

【経歴】彼はネパール出身の35歳。彼は5年間メガラヤの炭鉱を管理している。

【炭鉱の概観】彼の管理する炭鉱の労働者は約250人で、そのほとんどはネパール人である。わずかにバングラデシュからの労働者がいる。

彼によると、メガラヤには炭鉱が100,000個くらいはあるという。炭鉱の規模は様々である。大きな炭鉱は大体、200人ほどの労働者がおり、半分は石炭を採掘し、半分は石炭をトラックに積み込む仕事をしている。小さな炭鉱は、35人から40人ほどの労働者がいる。

彼は自分の炭鉱について、「5年前には小さな炭鉱であったが、採掘技術がトップレベルであったので、いまや150フィート以上となる大きな炭鉱となっている」と述べた。

【売買】彼の炭鉱の労働者は、ロコミで働き口を求めてくる。しかしながら、村から6カ月の期間で働かせるためにわずかな手数料で村から労働者を連れてくるマネジャーもいると言う。

さらに、彼自身は使っていないが、児童労働従事者をリクルートするブローカーの存在も知っていると言う。彼は他の炭鉱のマネジャーらに、子どもの搾取となる可能性もあることから、ブローカーを使わないように、と話しているという。

【児童労働】彼の炭鉱では子どもは働いていないが、他の地域の炭鉱では、アッサムやシルチャー出身の8歳から10歳の子どもたちが働いていると聞いている。しかし、彼は炭鉱のマネジャーや

オーナーの間で、子どもの人権に関する意識が高まってきていると信じている。そして炭鉱で働く子どもたちは5年前に彼が初めてこちらに来たころに比べるとかなり減っているという。

**【労働条件】**彼によると、炭鉱における安全設備や労働組織は全体的に不足しているという。彼によると、炭鉱のオーナーは安全設備や労働標準を遵守しないという。さらに、労働組合や労働者の組織はなく、オーナーに対して苦情や不平を訴える手段はないという。

こうした規制されていない、支援のない労働環境においては、事故は頻発し、炭鉱オーナーたちは絶えず安全性の向上を達成することができず、事故の後適切な対応をすることができない。メガラヤの炭鉱は専門的知識を持った技術のない労働者たちによって手作業で建設されたものであるから、非常に脆く崩れやすい。天井がしばしば滑落したり、炭鉱内の階段や橋が壊れると言う。炭鉱の穴の水量の増加は、常にひどく労働者たちを脅かす。水量の増加は炭鉱の壁を圧迫し、落石を引き起こし、労働者たちを押しつぶす。更には、水圧が壁を破壊し、炭鉱の穴に流れ込み、労働者たちが溺死することとなる。

**【事故】**炭鉱における重大な危険を言及するにあたり、2009年に起こった Setu という名の炭鉱で起こった事故を例に挙げた。その事故において、近くの川からの地下水が炭鉱の穴に流れ込み、81人の労働者が死亡した。その炭鉱には警戒システムがなかったために、被害者たちは誰も逃れる時間がなかったのだ。事故の後、炭鉱のオーナーは事故現場から水を抜くことができず、被害者の遺体を回収することができなかった。そのオーナーは被害者たちの家族に何ら金銭的な補償をしなかった。

炭鉱のオーナーやオーナーは、一般的に労働者の身元や賃金を登録していると彼は言う。しかし、これらの記録には典型的には実家の住所や家族の情報は含まれていないため、労働者が負傷したり、死亡した時に家族の者と連絡を取ることは難しい。彼が知っている何人かのマネジャーやオーナーは連絡先の情報がないにもかかわらず事故にあった者の家族に連絡を取ろうとしたが、ほとんどはできなかったという。

#### **【その他人権侵害】**

労働者の安全と健康が、炭鉱事故が繰り返されることに関わっている。5年前に彼がその炭鉱に来た時、彼はすぐに深刻な権利侵害があることに気付いた。「労働者が暴行を受け、拷問されていた」という。炭鉱オーナーやマネジャーたちは、労働者たちを身体的に酷使していたと言う。数人のオーナーやマネジャーらは、労働者に身体的な罰を与えた。最も頻繁だったのは、窃盗や喧嘩、借金の踏み倒しに対する懲罰である。さらに、周辺の炭鉱地域においては、子どもの売春目的による人身売買があったという。現地の当局では、これらの深刻な人権侵害の調査がなされていない。

#### **【医療ケアと栄養不足】**

最後に、彼は炭鉱地域の労働者に対する適切な医療措置と栄養が総合的に不足していると話した。作業所におけるけがや病気の際に使用される薬は期限切れのものである。さらに、労働者らは、無許可の薬剤師からアドバイスを受け、しばしば間違った薬を使っている。また、腐って不衛生な食べ物を食べ、病気になったり、死亡したりする労働者もいる。

## 2)インタビュー39:炭鉱オーナーへのインタビュー

名前は明かさない、15年間小さな炭鉱のオーナーをしている

### 【経歴】

そのオーナーは、大学教育を受け、炭鉱のある土地を家族から相続した。彼は、15年前にその土地を掘り始めた。その地域の人口の4分の1程の人びとが炭鉱で働いている。

彼は、その炭鉱では週あたり5000ルピー(US\$115,日本円にして9500円)を儲ける。それは、生きていくのにちょうど十分な額だと言う。その炭鉱は、30,000~40,000平方フィートの広さである。

彼の炭鉱から採掘される石炭は週あたり20,000ルピー(US\$460,日本円にして38,000円)で売れる。

労働者の経費は週あたり15,000ルピー(US\$345,日本円にして28,500円)である。

オーナーは、その石炭を地域の市場において、アッサム、グワハティ、バングラデシュ等から来たバイヤーに売却する。また、彼は日本の「日本デンドロ Ispat(株)」という会社に石炭を売ったこともある。

### 【労働条件】

そのオーナーは、一週間に10トンほどの石炭を生産するのに、4,5人の労働者を使っている。彼は、労働者を勧誘しない。彼らは、自発的に仕事を求めてシルチャール(インド、アッサム)バングラティッシュ、ネパールからきている。

労働組合は存在せず仕事場で事故が起きた時のための保険や補償プログラムはない。彼がいうには、彼の炭鉱では死亡事故はめったになく、ほとんどの怪我は、落石によるものだということだ。

また、彼は、労働者を登録しておらず、彼らの名前すら知らない。たくさんの労働者が短期間で仕事を辞めてしまうので、登録するのは時間の無駄だと考えている。

彼は、マネジャーやSardarの行う様々な仕事に手数料を支払っている。これらには、労働者の勧誘、労働時間の追跡、石炭の量の計量、炭鉱の維持などが含まれている。現場監督は、労働者から手数料を集めている。彼は、労働者らは、長く炭鉱で一生懸命働けば、マネジャーになることができるという。

### 【労働者の権利の法整備のための準備】

オーナーは、メガラヤの炭鉱に関する政府の法整備が十分ではないと述べた。彼は、インド憲法附則6(Sixth Schedule)によってメガラヤ州は政府からの自治を認められ、同州には鉱業、労働法、労働衛生・安全等の規制に関するインド国内法が適用されない、という認識を示した(HRNは後述の通り、彼の認識が誤っていると判断している)。また、炭鉱オーナーらは、州政府に登録されていないし、政府も炭鉱オーナーや労働者に対する保護支援策を取っていない。州は炭鉱に対する規制を計画しているが、炭鉱オーナーらによって激しく反対されていて実現していない。

## VI. 調査の結論

### 1. 児童労働従事者

インタビューにより、以下のことが明らかになった。メガラヤ炭鉱では、児童労働が蔓延しており、かつ多くの子どもが8歳であるなど、非常に幼い。

3日間という短い期間でのインタビュー調査だったにも関わらず、HRN は、炭坑の奥深くで働き石炭を削っている3人の12歳の子ども（インタビュー1、Hurditya / インタビュー17、Durk/ インタビュー18、Lam）、また3人の13歳の子ども（インタビュー2、Alok/ インタビュー3、Har/ インタビュー22、Panna）にインタビューをした。更には、これらのインタビューは数多くいる児童労働従事者の氷山の一角に過ぎず、HRN 事実調査団は他に多くの児童労働従事者を目撃したが、彼らの多くはインタビューに応じようとしなかった。例えば、13歳のAlok（インタビュー2）は、だいたい10名程度の18歳以下の子どもが、彼と同じ炭坑で働いているとHRNに話した。同様に、18歳Dinkar（インタビュー14）は、他に3人の、それぞれ12歳、14歳、16歳の子どもが彼の炭鉱で働いているとHRN 事実調査団に話した。

10歳前後にしか見えない子どもの何人かが、しばしば彼らの年齢が、18歳である、とか15歳である、と我々に言った。それは、彼らのマネジャーや監督が、トラブルを避ける為に彼らに本当の年齢を言わない様に仕向けていた、と考えるのが妥当であろう。

本報告書は、子どもたちの自己申告に基づき、彼らの年齢を記載しているが、幾人かの子どもたちはレポートに書いてある年齢よりも実際は若いと考えられる。

インタビューに加え、HRN 事実調査団は女子を含め、多くの子どもが炭坑で働いているのを目撃した。ジャインティア丘陵においては、子どもを働かせることが必要なことで、“通常のビジネス”であると考えられており、地域に根強く残っている慣行である。時間の制約から、HRN 事実調査団は、訪れた炭鉱の全ての児童労働従事者にインタビューをすることができなかったが、インタビューを受けた子どもたちは、ジャインティア丘陵に於いて広く蔓延する児童労働問題の氷山の一角に過ぎないことは明白である。

炭鉱の現場監督やマネジャーは、ジャインティア丘陵の炭鉱に於いて極度に児童労働が蔓延していることを、認めていた。

炭鉱の現場監督であるBiswasは、HRN 事実調査団に対し約25人の子どもたちが、彼の炭鉱で雇われている、と述べた。25人とは（その炭鉱における）労働者全体の4分の1に匹敵する数である（インタビュー23）。Kapurが現場監督をする炭鉱に於いては、全体の労働者が65人なのだが、その中で8～10人の児童が労働に従事している（インタビュー24）。

石炭の配達員であるGopal（インタビュー25）は、彼の炭鉱では概ね100人の児童労働従事者がおり、また、メガラヤの他の炭鉱では、バングラデシュから来た約1000人もの児童が働いているだろう、と見積もっていた。更には、炭鉱のマネジャー（インタビュー38）は、彼自身の炭鉱での児童労働の存在を否定していたが、この地域の他の炭鉱では、インドのAssamやSilchar地方から8歳や10歳もの幼い子どもが就労していたと認めた。しかし、このマネジャーは、子どもの権利に対する認知が、現場監督やマネジャーの間で広がっており、5年前にこの地域に来た時よりも、炭鉱で働いている子どもの数は減っていると主張した。

ジャインティア丘陵で働く児童労働従事者の幾人かは、8歳という幼さである。ある12歳のインタビューを受けた子ども（インタビュー17、Durk）は、8歳から働いており、また別の13歳の子ども（インタビュー2、Alok）は、9歳から働いていた。また大人の労働者のRagendraは、いくつもの炭鉱で6年間働いてきたのだが、彼もまた8、9歳の子どもが「ネズミ穴」で石炭を採掘している姿を見た、と報告している（インタビュー29）。

インタビューを受けた子どもたちの多くは、とても低年齢から炭鉱で働き始めている。HRNでは、それぞれ3人の、14歳、15歳、16歳、17歳、18歳の子どもにインタビューをした。Amar（インタビュー4）はインタビューの時点で14歳だったが、メガラヤ炭鉱で既に2,3年働いている、と述べていた。即ちそれは、彼は11歳、もしくは12歳で就業を開始したことを意味している。Madan（インタビュー5）は15歳だったが、彼もまた13歳から既に1年半働いていた。Ashu（インタビュー11）は、17歳だったが、既に2、3年以上に渡り、この地域の様々な炭鉱で働いていた。Bishwa（インタビュー12）は、17歳だったが、15歳の時から働いている。Badahur（インタビュー13）は17歳だったが、14歳から働いていた。Rajit（インタビュー15）は18歳だったが、15歳の時から働いている。Jarjit（インタビュー16）は、18歳だったが、14歳か15歳の時から働いている。そして、Kabir（インタビュー33）は、18歳だったが、15歳の時から既に3年働いている。

HRNはまた、幼くして炭鉱で働きはじめた大人の労働者たちとも会った。21歳のChetan（インタビュー31）はHRNに、12歳の時から石炭の採掘を始めた、と語った。他の大人の労働者たちも、多数の児童が彼らの炭鉱と一緒に働いている、とHRNに告げた。例えば、19歳のJungは、繁忙期（10月から4月）では、50～60人の労働者の内、20人程度が子どもであるとHRNに話した（インタビュー27）。このことは、大人の労働者数が季節的に増減することと平行し、炭鉱での児童労働の広がり（時期によって）異なるであろう、と示唆している。

結論として、HRN調査団は、ジャインティア丘陵の炭鉱にて蔓延する児童労働を目撃し、かつ、こうした深刻な児童労働が子どもたち自身や、大人の労働者、炭鉱のマネジャー、石炭の配達員、また監督の間で、広く認識・認知され、慣行となっていることを確認した。

## 2. 危険な場所で働く子どもたち

インタビューに応じた人たち39人中25人が、メガラヤ炭鉱における労働環境は非常に危険であり、安全規則がないと語った。HRN事実調査団は、児童労働従事者の多くが、石炭を採掘するべくネズミ穴の奥深くに送り込まれ、その為に危険な労働環境に晒されている状況を確認した。

石炭坑では、安全機器・器具は、全く設置されていない。ネズミ穴では十分な明かりがなく、酸素が不足する為、子どもたちは、死亡、または負傷する高度の危険性に晒されている。

炭鉱の監督、マネジャー、そしてオーナーは、炭坑における安全措置が十分でないことを認めていた（インタビュー23）。監督のBiswas（インタビュー23）は、彼の炭鉱では安全規則がなく、それゆえ労働者が多くの危険な環境におかれている、とHRN事実調査団に話した。

炭鉱のマネジャー（インタビュー38）は、業務上の安全規定が全く無いと訴えた。その要因として、そもそも、炭坑がエンジニアリングの専門技術がない単純労働者によってつくられており、崩壊を

免れない、ということ、また、炭鉱内の足場や橋がしばしば壊れていること、更には、水が地下に空洞をつくり、それが労働者にとって恒常的な脅威となっていることを説明した。

女性労働者のLakshmiは、夫と一緒に10年間炭鉱で働いているが、彼女の炭鉱では、安全に関するルールや規則が全くないと説明した(インタビュー30)。同様に、大人の労働者であるKushwant (インタビュー37)と Chetan(インタビュー31)は、彼らの炭鉱の極度に危険な労働環境を訴えた。

炭鉱のオーナー(インタビュー39)は、インド憲法附則6(Sixth Schedule)により、インド政府の規制が及ばないことが原因であると述べる。オーナーは、国の採掘と業務上の健康規則は、地方の炭鉱には適応されないとの認識を示した。この解釈は誤りであるが、オーナーの認識は、メガラヤ州の炭鉱業界に於いてインド憲法附則6が広く誤解されて利用されていることを端的に示している。

HRN調査団は、労働者自身からも、おびただしい数の深刻な危険が、炭鉱で働く児童の健康と福利を日常的に脅かしているとの訴えを聞いた。危険の中には、作業に使われる機械が粗悪であること、これが無資格の労働者によって操作されていることも含まれている。HRN事実調査団は、石炭を坑道の底から地表まで持ち上げるクレーンが、しばしば資格や技術のない労働者によって操縦されるので、致命的な事故が起こる(13歳のAlok インタビュー 2)、という訴えを聞いた。機械はしばしば不良品であり、かつ十分な整備がなされていない。(Darpanインタビュー2)。不良品であり、かつ経験・技術のない労働者に操縦される機械は、働く人に深刻な危険をもたらしている。炭鉱の監督のKapur(インタビュー24)は、不良品で破損していたクレーンが子どもの労働者の命を奪ってしまった事故の話をした。

しかし、クレーン機が動いていない時は、労働者の仕事は更に困難で危険なものになってしまう。なぜなら、坑道の端まで下る極度に危険な通路を通過して、労働者自身が炭坑の石炭を背中に担いで、運ばなければならないからである(Taraインタビュー26)。

Darpan (インタビュー21、成人労働者)は、炭坑へ下る際の壊れた階段の危険をHRN事実調査団に訴えた。それらの階段は、いかなる安全規定に沿って整備されているわけではなく、木で造られており、非常に滑り易くなりがちで、この地方特有の高い降水量の雨に晒されて腐ってしまい、極めて危険である。クレーンが動いている時には、労働者は石炭を地表まで運ぶ必要はないが、石炭を掘りに炭坑の底と行き来するために、これらの階段を通らなければならない。

もう一つの深刻な危険は、子どもが一度に何時間も働くネズミ穴での酸素不足である。15歳のMadan(インタビュー5)は酸素不足をHRN事実調査団に訴えた。大人の労働者であるDarpan(インタビュー21)とPurkash(インタビュー32)も同様の訴えをした。彼らは、炭坑の中はしばしば乾燥して熱くなり、十分な酸素がなくなると説明している。

労働者が仮に炭坑で日常的に接する危険から生き延びたとしても、長期的に炭坑の環境に晒されることで健康的に非常に深刻な悪影響を受けることも判明した。大人の労働者の妻であるAnitaは、夫が長期に渡り炭坑で働いたことにより、健康を著しく害し、今や頻繁に咳をするし定期的に病気になる、と述べた。(インタビュー34)

最後に、子どもは、事前に危険性を聞かされている場合でも、一度炭坑に入ると、彼らが相対する危険が想像以上であることを知って、恐怖心を募らせるようになる。例えば16歳のBimalは、炭坑の天井がいつ壊れてもおかしくない、ということに気がついた、とHRNに話した(インタビュー9)。17歳のAnim(インタビュー11)、Bicash(インタビュー12)、そして18歳のDinkar(インタビュー14)はまた、いかに炭坑が危険かということ述べた。また15歳のMadan(インタビュー5)やBadahur(インタビュー13)は、ネズミ穴に入る時に、どれだけ恐怖を感じるか、をHRNに訴えた。15歳のPadma(インタビュー6)は、炭坑においてなんら安全措置がない為、“すごく怯えているし、とても厳しいです”、と訴えた。このように、子どもたちは、炭坑で働くことで、彼らの命が危険に晒されている、ということを知っているのである。以下は15歳のRamchandra(インタビュー8)の言葉である。“命の保証は全くない。(炭坑の)中でいつ死ぬかわからない。”

### 3. 事故

炭鉱に安全規定がないことが、(時には致命的になる)頻繁な事故につながっている。インタビューに応じた15名もの人が、深刻な事故が起きたことをHRN事実調査団に話した。特に2種類の事故が報告されている。第1に、ネズミ穴の崩壊である。この場合、石炭と石に挟まれて労働者が死ぬ。

第2には、洪水である。これは、労働者が知らずに、使われていない地下トンネルの水脈を掘り当ててしまった時に起こる。炭鉱のある監督(Biswas、インタビュー23)は、100名の労働者が働く炭鉱を管理しているが、HRN事実調査団に対し下記の通り語った。彼の炭鉱ではあまりにも環境が危険な為、毎年10%の労働者が、事故で怪我をしたり、死んだりしている、と。

炭鉱のマネジャー(インタビュー38)は、250名の従業員がいる炭鉱を5年間運営してきたが、事故はとても頻繁に発生するが、炭鉱のオーナーは事故が起きても、安全対策を改善するなど、十分な対応をしようとしな、と述べた。2009年に、Setuという名の炭鉱にて、特別に深刻な事故があった。作業員が誤って川を掘り当ててしまい、結果として発生した洪水によって80名以上の労働者が命を落とした。危険を知らせる仕組みが何もなかったため、炭鉱の労働者は脱出する機会が全く無かった。事故の後、その炭坑のオーナーは、水を吸い出すことや、犠牲者の遺体を取り除くことすらしなかったという。

炭鉱の監督であるKapur(インタビュー24)は、彼の4年間の経験より、炭坑で事故は頻発し、更にはしばしば子どもたちがそれらの事故の犠牲者となっていることを認めた。監督は、直近では2人の子どもが事故で死んだこと、そのうちの1人は、不良品で破損したクレーンが頭上に落ちたことで死に、もう1人は、ネズミ穴が崩壊したことで死んだ、とHRN事実調査団に話した。

子どもたちが、これらの事故に巻き込まれ命を落とすことが、非常に懸念されている。大人の労働者のTaraが見た事故の内の1つは、洪水である。その洪水によって、4人が命を落とし、その内の1人は16か17歳の学生で、学校に入学する前に彼の父親を助ける為に炭坑へ来ていたのだ(インタビュー26)。Taraはまた、天井が壊れた事故にも巻き込まれており、その事故で彼自身も命

を落としかけたし、彼の友達は大怪我をした。Chetan(インタビュー31)もまた、16歳の労働者が洪水で死んだのを見た。

Lakshmiは、女性の労働者で、炭坑で10年間働く過程で、5回以上の事故を見てきたのだが、洪水で何人かの子どもが流されるのを目撃した。彼女の最善の努力に関わらず、その子どもたちを助けることはできず、その子達は洪水で死んだ(インタビュー30)。

児童労働従事者は、他の子どもが炭坑事故で死ぬのを見ている。Alokは13歳に過ぎないが、2回の大きな事故を見ており、かつその内1回では、幾人かの子どもが死ぬのを見た(インタビュー2)。1回目の事故では、資格を持たない人に操作されたクレーンが落下し、下で働いていた人が死んだ。Alokは、また次に、ネズミ穴の天井が壊れた為に数人の子どもが命を落としたのを見た。

子どもは、ただ単に、頻発し時に死に至る事故の犠牲者であるだけではない。17歳のBishwaは、HRNの派遣のたった1週間前に起きた、近くの炭坑の事故について報告した。4、5人の大人の労働者が、天井が壊れて死んだ(インタビュー12)。17歳のAshuは、別の事故で、天井が崩壊して3、4人が死んだのを見た(インタビュー11)。19歳のJungは、以下の様な事故について報告した。洪水が起きたネズミ穴で4人の労働者が死んだのだが、彼らの遺体は、洪水があふれる炭坑からクレーンによって持ち上げられ回収された(インタビュー27)。そして炭坑労働者の妻のAnitaは、彼女は少なくとも5回の大きな事故を目撃し、その内の1つでは、数人が働いていた穴に大きな岩が落下した、とHRNに述べた(インタビュー34)。大人の労働者のDarpanは、何回か事故を目撃し(インタビュー21)、また大人の労働者であるSureshは4人の犠牲者を出した事故について述べた(インタビュー28)。Kushwantは、彼自身は事故に遭ったことはないのだが、石炭の削岩機が壊れた事項について聞いた(インタビュー37)。

安全規定が炭鉱にないことが、非常に深刻な結果をもたらしていることは明らかである。炭坑で働くことで、子どもを含め労働者は、常に危険に晒されている。毎年、多数の労働者が事故で命を落としているが、炭鉱のオーナーやマネジャーは、その状況になんら対応しない。子どもたちは、犠牲者としてまた目撃者として、頻繁に事故に巻き込まれている。

#### 4. 労働者登録の欠如

ジャインティア丘陵の炭鉱オーナーやマネジャーは、労働者の適切な登録をしておらず、結果として事故で労働者が死亡した時に、労働者の家族はしばしばそれを知らされていない。HRNは、炭鉱のオーナーから、労働者の登録を継続していないこと、それどころか働く人の名前すら知らない、という話を聞いた。そのオーナーの言い訳は、労働者は短期間働いただけで、すぐに辞めてしまうことも多いので、その様な登録をすることは時間の無駄だ、というものだった。

250人が働く炭鉱にて5年の運営経験があるマネジャー(インタビュー38)は、通常マネジャーは、労働者の身元と給与だけを記録しておく、と説明した。家族の情報や実家の住所は、通常記録されないため、結果として大きな事故があった場合に、マネジャーは犠牲者の家族にどう連絡すればよいかわからないのだ。一部のマネジャー達は、情報がなくとも犠牲者の家族に連絡を取ろうとするが、ほとんどのマネジャーはそうしようとはしない。

こういった事態の結果、家族は親族を炭坑で亡くした、ということは一切知らず、犠牲者の遺体は引き取られずに、放っておかれるのだ。ある大人の労働者(Chetan インタビュー31)は、引き取られなかった遺体は、炭坑の近くで火葬されるか埋められる、とHRNに話した。またSuresh(インタビュー28)は、事故で亡くなった4人の労働者について、登録されていなかった為にただ“埋められ、忘れ去られた”、と話した。2009年のSetuで発生した、80名の労働者が川からの洪水で死んだひどい事故に於いては、炭鉱のオーナーは、遺体を取り除く為に水を吸い出すことすらしなかったのである(マネジャー、インタビュー38)。

被雇用者の登録が無いことが、マネジャーやオーナーが彼らの炭鉱に於いてどれだけの犠牲や、死亡が出たかの隠蔽を可能にし、また炭坑において働く大人や子どもが苦しむ劣悪な環境に対して、説明責任を求められることを妨げている。

## 5. 超法規的殺害

HRN調査団は、炭鉱のマネジャーとオーナーによる労働者に対しての体罰や、時には非合法の殺害があるという深刻な申し立てを聞いた。

炭鉱のマネジャー(インタビュー38)はHRN事実調査団に対し、5年前初めてこの炭鉱に来た時に、すぐに深刻な人権侵害に気づいたと話した。「人間は暴行を受け、拷問されていた」、と彼は言った。そのマネジャーに拠れば、炭鉱労働者は、炭鉱のオーナーとマネジャーによって、肉体的な虐待を受けていた。一部のマネジャーは、労働者を肉体的に罰している。最も頻繁な罪は、盗みをしたことや、喧嘩をしたこと、そして未払いの借金への報復である。

この懲罰は、炭鉱のマネジャーやオーナーによる超法規的殺害にまで至る。大人の労働者のRagendra(インタビュー29)は、この地域の様々な炭鉱で6年間働いてきたのだが、2009年の4月に、罰としてネズミ穴に閉じ込められた労働者の死体を、個人的に片付けた。その労働者は、お金に関して揉めて、オーナーを非難した為に、ネズミ穴に閉じ込められたのだ。Ragendraは、彼のマネジャーから、穴から死体を取り除く様に命令された。Ragendraによれば、このような罰は、よくあることで、仮に労働者が警察に相談したとしても、警察は炭鉱のオーナーを護るのである。

児童労働従事者は、またオーナーやマネジャーからのこのような酷い虐待にさらされる。17歳のAshu(インタビュー11)は、児童労働従事者への非合法の処刑を見た。その子どもは、個人で石炭を横流していたことをマネジャーに見つかり、罰として数日間炭坑の中に閉じ込められた。子どもは、当然ながら炭坑に閉じ込められ酸素不足で死んでしまった。HRN事実調査団は、これは孤立した事件ではないと考える。AshuはまたHRN事実調査団に、他の労働者も同様にして殺されたということを知り、と話した。

## 6. 事故発生時の医療体制の欠如

炭鉱に於いて多くの深刻な危険があり、高い率での事故や怪我があるのに関わらず、労働者は雇い主よりならぬ医療サポートを全く受けていない、というのは特に懸念される点である。さらに、怪我をした場合、労働者は自分で、医療費用を支払わなければならない。炭鉱のオーナー(インタビ

ュー39)は、彼の土地で15年間採掘を続けているのだが、労働者は職場での事故発生時における福利厚生やサポートプログラムを、全く提供されていないことを認めた。

炭鉱の監督のBiswas(インタビュー23)が説明した様に、炭坑の事故で怪我をした労働者の医療費を、マネジャーが決して払わないため、労働者はその費用を自分で払おうとするしかないのだ。これは彼の炭鉱の様に、毎年10%の労働従事者が怪我や死亡する程危険な環境では、特に問題がある。

更には、地方の救急サービスは、メガラヤの住人のためだけにあり、労働者の大半を占めるネパールやバングラデシュや、インドの他の地方からの移住者は利用できないのである。監督のBiswas(インタビュー23)によると、誰もメガラヤの住人として登録する資格がない。それは即ち、この炭鉱の近くの村に住む500人が、何の厚生保険をも持たないことを意味する(インタビュー23)。HRN事実調査団にインタビューされた児童労働従事者のほとんどが、日々の生活費に満たない程のお金を稼いでいることから、彼らは彼ら自身ではいかなる必要な医療費も支払うことができない、ということ、は明確である。そして、炭坑にて怪我をしたりまた死に至ってしまったとしても、本人、その家族に対しての補償の約束はない。80名の労働者が川からの洪水で命を落としたSetuでの悲惨な事故においても、(犠牲者の)家族に対して金銭的な補償はなされなかった。(炭鉱のマネージャー インタビュー38)。数名の労働者が、同様の事件を報告した。例えば、17歳のBishwa(インタビュー12)は、HRNの事実調査団の調査が始まる1週間前に近くの炭鉱で起きた炭坑の天井が崩れ、4、5人の皆大人の労働者が死亡した事件で犠牲者に対して何も補償が支払われなかった、という事実について話した。

いくつかの事例では、補償が支払われている様である。炭鉱の監督であるKapur(インタビュー24)によると、犠牲者の家族に対する補償は、決して確約されてはいないものの、しばしば支払われている。しかしながら、補償額は個々の事件で大きく異なり、非常に少額のものから(3000ルピー、US70ドル、5500円)、比較的多いものもある。(20000ルピー、US450ドル、37000円)Kapurはまた、もしも監督が補償をすることができない、もしくはごく僅かしか補償ができない場合は、地方の委員会が金銭的な援助をするかもしれない、と述べていた。

Chetan(インタビュー31)は、事故で労働者が死亡した場合、炭鉱の監督は犠牲者の家族に対して補償することもあるが、警察には死亡事故について一切報告しないし、家族がわからない犠牲者の遺体は、単に火葬し、補償は何もしないと述べた。

オーナーが、遺族が政府に事故を報告することを防ぐ為に、遺族に補償を支払う場合もある。しかし、19歳のJung(インタビュー27)は、4人が死んだ事故の後、監督は事故を地元の警察に報告せず、また1人を除き、死んだ炭坑労働者の家族に補償をしなかったと報告した。その1人とは、その犠牲者の父親であり、犠牲者と同じ炭坑で働いており、その事故が起きた時にその場に居合わせたのだという。その父親は、政府にその事件を報告しないという交換条件で50000ルピー(US1125ドル、91000円)を支給された。Jungは、事故は大抵の場合この様に処理されていると指摘した。

## 7. 貧しい生活状況－教育、水、住居、健康

### (1) 教育

HRN調査団は、ジャインティア丘陵の児童労働従事者が学校に通っておらず、酷い生活状況に苦しめられている、ということを確認した。児童労働従事者は、水を十分に得ることができず、ひどく非衛生的な状況で生活し、十分な栄養も取れておらず、医療機関へのアクセスも確保されていないという状況である。さらに、汚れていたり、不適正に調理された食べ物を食べて、労働者はしばしば病気になってしまう。更に、病気や怪我を治療する為の医薬品は、免許の無い薬剤師によって調合されており、有効期限を過ぎていることも多く、労働者の病気を悪化させ、死に至らせさえもしてしまう。雇い主たちは、この状況に何も対処しようとはしない。

事実調査団がインタビューした児童労働従事者のうち、誰もが学校に通っていなかった。インタビューを受けた7人の子供は、公的な教育を一度も受けたことがなく、それについてよくされる説明は、家族が経済的な危機に面しているから、というものだった。一例を挙げると、12歳の労働者のHurditya とLam（インタビュー1 と18）は2人とも、家族が貧しく学校に行く代わりに炭坑で働かなければならなかった為に、一度も学校にいったことがない、とHRN事実調査団に話した。

14歳のHemantは、本当に学校に行きたい、と思っているが行けない。なぜなら彼の家族は、貧しく、彼は働かないといけなからである。（インタビュー20）他に、一度も学校に行ったことの無い子どもは、Ahagh（インタビュー10）、Bishwa（インタビュー12）、Badahur（インタビュー13）、そしてRajit（インタビュー15）である。

インタビューを受けた労働者のうち10人は何らかの教育を受けていたが、彼らもまた皆、家庭の貧困にが原因で学校を早く離れ、炭坑で働き始めなければならなかった。例えば、12歳のDurkは保育園に通っていたが、家庭の経済的な困難により、通園を続けられず、代わりに8歳で炭坑で働き始めた（インタビュー17）。他の人達は、違う時期に学校を離れた。Jung（インタビュー27）は、3年生までしか学校に通うことができなかった。Chetanは8歳までしか学校に行かず、12歳で石炭の採掘を始めた。またAjith（インタビュー36）と Ashu（インタビュー11）は11歳の時に6年生を終えて、学校を去った。Bimal（インタビュー9）とJarjit（インタビュー6）は、7年生まで学校に出席しており、その後、家族を助ける為に炭坑で働き始めた。Dinkar（インタビュー14）とSantosh（インタビュー32）は、8年生まで学校に出席していた。そしてKushwant（インタビュー37）は、9年生まで教育を受けた。

それゆえ、いくらかの労働者が学校に通っていたとしても、彼らのうちの多くは、初等教育を修了しておらず、中等教育に至っては誰も修了していない。彼らの家族の経済的な状況と、教育における効果的な国家の支援がないことから、彼らは皆教育を早く切り上げざるを得なかったのである。代わりにこれらの子どもたちは、自分自身を支え家族を助ける為に非常に幼い年から働き始め、さらに、日常的に命の危険に晒される様な、炭坑の危険な環境で仕事をしている。教育は基本的な人権であり、子どもたちを搾取や危険な労働から守る上で、重要な役割を果たす。それゆえ、この現状は、重大な問題となっている。

## (2) 住居、水、健康

子ども、労働者の住環境は、非人道的で非衛生的である。HRN調査団は、労働者やその家族が暮らす住居の状況を見た。ほとんどの労働者は、オーナーによって提供された、炭坑付近にある非常に小さい木製の家に住んでいた。家の状況はとても粗末で脆く、人を雨風から防ぐには不十分であり、公衆衛生的にも酷いものだった。労働者の為のこの空間は、十分に人間的な生活基準を享受するには十分なものではなかった。

さらに、安全な飲み水も不足しており、適切な下水道設備もない。炭坑労働者の妻であるAnitaのインタビューによると、児童労働従事者は安全な飲み水を十分に確保することができないので、現場から遥か遠く離れた井戸から水を運ばなければならない。(インタビュー34)

セメント工場付近の炭坑では、労働者が石炭によって汚染された川床の付近に住んでいた。HRN事実調査団は、頻繁にその河で、労働者の家族が食器や、衣服を洗うのを目撃した。このことは、十分な水の供給がなく、家には洗濯機がないことを示唆している。

この様な状況の結果として、労働者は多種の病気に苦しむことになる一方で、雇い主は何の医療設備も提供せず、また労働者はいかなる必要な治療費も自己負担しなければならない。Anita(インタビュー34)は、炭坑で働いた結果、夫の健康が悪化した、と報告している。炭坑の環境に長く身体を晒していたため、彼はしばしば咳をし、また病気にかかる。彼女はまた、監督は医療支援を全く提供せず、また労働者の福利厚生の上昇の為にほとんど何もしない、とも言っていた。

炭鉱のマネジャー(インタビュー38)は、炭坑にて労働者と児童は、酷い生活状況に苦しめられている、とHRN事実調査団に話した。このマネジャーは、この地域には労働者の為の十分な医療ケアや栄養が全くもって不足している、と述べた。更には、いくらかの労働者は、腐っていたり、適切に調理されなかった食べ物を食べた後に、病気になったり、死んだりする。

また、職場での怪我や病気を治療する為に使われる薬は、しばしば有効期限が切れている。この地域では、資格のない薬剤師が活動しており、労働者に不正確で危険な指示を出したり、投薬をする。その結果として、その様な薬剤師に治療を求めた多くの労働者は、より病気がひどくなったり、死にさえる。

## 8. 若年労働者に対する不当な賃金

このレポートでは、賃金に関して集められた証拠が包括的ではない。それは、HRN事実調査団が注力していたのが労働者に支払われる賃金というよりは、炭坑における全般的な労働環境を調べることであったためである。また、労働者の賃金を比較することも難しい。というのも、炭鉱の現場監督であるBiswas(インタビュー23)によって説明された様に、ジャインティア丘陵の炭鉱労働者は固定賃金で払われるのではなく、彼らの採掘した石炭の量に応じて支払われ、また一定量の石炭に対して払われる賃金の割合も、不安定だから、ということである。

しかしながら、下記のことは特筆に値する。インタビューに応じた最年少の労働者の2人は、1日200ルピー以下しか稼いでいないと報告していた。Hurdityaは12歳だが(インタビュー1)、1週間に400-500ルピーしか賃金を得ていない、と言った。(もしも彼が週に6日働くとすると、1日80ルピー

以下である。)また、Durkも12歳であるが(インタビュー17)、彼は1日100-200ルピーしか賃金を得ていない、と言っていた。2010年の国の指定する最低賃金である1日100ルピーを、前者は遥かに下回っており、後者もそれに近い。

他方で、賃金に関して述べた他の全ての労働者は、皆1日200ルピーを上回っていると言ひ、また多くが、その2倍以上稼いでいた。彼らの賃金は異なるが、賃金を教えてくれた人たちの平均は、だいたい1日650ルピーであった。

以下の表は、HRN事実調査団が聴き取った、労働者の賃金を年齢順に示している。最低の賃金の2人は、それぞれ1日100-200ルピー以下(黄色でハイライトされている)であるが、最も若い2人である、ということに注目してほしい。1日350ルピーかそれ以下の稼ぎである6人の内5人は、16歳か、それより若い。

数字.	名前	年齢	ルピー／日給
1	Hurditya		12 66.6-83.3*
17	Durk		12 100-200
4	Amar	14	900
19	Sahaj	14	200
6	Padma	15	500-1000
7	Yogesh	15	350
8	Ramchandra	16	750-1500
9	Bimal	16	520
10	Ahagh	16	200-300
11	Ashu	17	833-1000
12	Bishwa	17	500-666*
13	Dir	17	700-800
15	Rajit	18	200-300
16	Jarjit	18	500
27	Jung	19	600*
32	Santosh	20	400-500
26	Tara	21	500-1000
31	Chetan	21	500-1000
35	Kiran	22	1000-1166*
36	Ajith	22	1000

※賃金を時給で述べた人に関しては、日給を彼らが述べた労働時間に応じて計算している。また、賃金を週給で述べた人に関しては、日給は彼らが週に6日働くと仮定して計算されている。

HRN事実調査団の調査の主な焦点は賃金ではない。しかし上記の分布は、最も幼く弱い労働者達が、大人の労働者よりも大幅に安い給与を支払われている、という傾向を示唆している。それが実際そうならば、更なる調査がなされるべきである。これらの非常に若い児童労働従事者たちは、もともと弱い立場にあるが、食べ物、医療、また交通という不可欠なものに対する支払い能力がないことにより、更に弱い立場となってしまうのである。

## 9. 児童売買

### (1) 近隣諸国からの児童

ジャインティア丘陵で働く子どもたちの多くは、ネパールとバングラデシュから来ている。22人のインタビューに応じた人達の内、11人の18歳かそれ以下の人達は、ネパールから来ている。また、石炭の配達員のGopalが働く炭鉱の、100人の児童労働従事者の多くも、ネパールから来ている。(インタビュー25) また、Gopalは、メガラヤの他の炭鉱で、1000人以上の児童労働従事者がいると見積もっている。HRN事実調査団は、インド出身の11人の児童に話を聞いたが、とりわけアッサム出身(3人)と地元のメガラヤ出身(6人)が多かった。

### (2) 勧誘の方法～子どもは騙されている。

HRN事実調査団は、炭坑に子どもが連れてこられる方法について非常に懸念している。炭鉱のマネジャー、監督、労働者は皆、炭鉱のマネジャーからの数料と引き換えに児童を炭坑に連れてくるブローカーが存在することを述べている。子どもたちをリクルーティングする際に、ブローカー達は炭坑での労働環境について本当の事を伝えない。炭坑に望んでやってくる子どもたちの多くは、お金を稼ぐという期待から現場に向かうが、一度現場に到着すると、彼らが働くことになる非常に危険な環境の現実を目の当たりにし、打ちのめされるのだ。

また、HRN事実調査団は、多くの児童が炭坑に連れられてくる際に騙されていたことを確認した。子どもたちの多くは、彼らが耐えなければならない非常に危険な労働環境については教えられず、お金を稼ぐ機会のみを話されていた。多くの子どもが、炭坑の労働現場に到着した際に衝撃を受け、身の危険を感じながらも金銭的な制約の為そこから逃れることができずに毎日働いている、と報告していた。

例えば、ネパールのBhojpurから来た15歳のPadmaは、炭坑での労働環境のことを来るまで知らず、メガラヤに着いた際に衝撃を覚えたと話した(インタビュー6)。17歳のBishwaは、ネパールからやってくる前に、仕事が楽だ、と話されていた(インタビュー12)。彼はそれ故メガラヤに着いた際にネズミ穴で働くということの現実を目の当たりにしてとてもショックを受けたのだった。

18歳のDinkarは、4ヶ月前に友達と一緒にネパールから、炭坑で働く為に来た。ネパールの近所の人々が、この様な仕事をする事で、お金を稼げる、と彼に話したからである。彼はこの仕事がこんなに危険だとは気づかなかつたし、またネパールを離れたことを心底後悔し、ネパールに戻って彼の両親と暮らしたいと思っている(インタビュー14)。16歳のRamchandra(インタビュー8)と16歳の

Bimal(インタビュー9)は、ネパールの友人グループと来たのだが、来る前にあたり炭鉱の危険な労働環境の詳細は知らされていなかった。

炭坑での労働環境の現実に気づく時、多くの児童労働従事者はここに来た彼らの決断を後悔し、家に帰りたがる。

しかしながら、Ragendraが説明した通り、一度この炭坑に連れてこられると、家に帰るということは子どもたちにとって全く容易なことではない(インタビュー29)。様々な炭坑で6年間働いたRagendraは、以下の様に説明していた。幼い子どもたちは働くため炭坑に連れてこられるが、働かないという、彼らが炭坑に連れてこられる際にかかった交通費や食費を払うことを強要される。結果として、多くの子どもたちは払うことができないのために、炭坑で働き続けることになる。

炭鉱を去るということは、選択肢にない。なぜならば、子どもたちは働かなければ家までの交通費はおろか、食費さえも払うことができないからだ。更に、8、9歳という幼さで炭坑に連れて来られるので、彼らの故郷にどうやって帰ればよいのかも思い出せなくなってしまうという子供も少なくない。経済的な欠乏と、移動手段がないことから、炭坑に連れて来られた子どもたちは、どれだけ身の安全に危険を感じ、また仕事が嫌いになろうとも、炭鉱に留まって働くしかないのである<sup>52</sup>。

国連の「国際的な組織犯罪の防止に関する国際連合条約を補足する人、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し及び処罰するための議定書」によれば、搾取の勧誘手段としての詐欺やごまかしにより、人身売買は続いている。

### (3) ブローカーの存在

炭鉱のマネジャー(インタビュー38)は、彼自身は使っていないものの、児童労働従事者を勧誘するブローカーの存在を知っているとHRN事実調査団に話した。そのマネジャーは、搾取の危険性や特に児童労働従事者への尊重の為に、そういったブローカーを使わない様に他のマネジャーに勧めた、と言っていた。

炭鉱の監督のBiswas(インタビュー23)は、売買の手数料は知らないものの、炭坑に子どもたちを連れてくる見返りに、手数料を支払われているブローカーを見たことがある、とHRN事実調査団に話した。

---

<sup>52</sup> 売春の人身売買

HRNは、児童が買春のために売買されるという、炭坑周辺で起きている更なる深刻な人権侵害について聞いた。事実発見チームの主眼は炭坑で児童労働従事者の状況調査にあった為、児童売春の問題については深く調査することができなかった。しかしながら、児童売春が起きているという報告は、5年以上250人が働く炭鉱を監督している炭鉱マネジャー(インタビュー38)から出たものである。それ故、この報告は真剣に受け止められるべきであり、その状況の更なる調査がされなければならない。この地域における、未登録の渡り労働者の膨大な数、炭坑での規則の無い環境、炭鉱のオーナーやマネジャーが労働者の福利厚生に対し何ら関心を持っていないこと、そして炭坑における深刻な人権侵害を、地方自治体が調査して訴追することができていない状況を勧案すると、炭坑を囲む地域は、子どもたちが非常に弱い立場にある場所であり、また売春が容易に蔓延しうる場所である。

炭鉱のオーナー(インタビュー39)は、この事柄に関して矛盾する様な発言をしている。彼は、当初、労働者を勧誘しておらず、労働者は仕事を探して自らSilchar(インドのアッサム)や、バングラデシュ、ネパールから来ているのだ、とHRN事実調査団に語った。しかしながら、彼は後になって、彼の炭坑のマネジャーもしくはSardarに対して、労働者の勧誘を含む各種の仕事に対して手数料を支払っており、また親方は労働者から手数料を集めている、と述べた。

3人の労働者が、故郷でSardarから勧誘された、と述べている。インド、アッサム出身の18歳のJarjitは、彼の村でSardarから石炭の炭坑について話を聞き、19歳のJungはネパールから、彼と同年代の7人の子どもたちとブローカーによって炭坑に連れて来られた(インタビュー17)。20歳のPurkash(インタビュー32)は、ネパールの彼の故郷でSardarから炭坑の仕事について聞いたのだが、仕事の詳細は知らされていなかった。結果として、(彼の言葉を借りると)劣悪な労働環境である炭坑で働くということが、如何に困難か、ということを知り、彼はとても驚いたのだった。Purkashはこの仕事は好きでなく、ネパールの故郷に戻りたいと思っている<sup>53</sup>。

## 10. 児童労働従事者の数

季節労働、渡り労働である炭坑労働の性質を考えると、児童労働従事者の数に関して正確な数は知られておらず、算出するのも難しい。ジャインティア丘陵の炭鉱や採掘場のほぼ全ての場所で、HRN事実調査団は児童労働従事者を目撃した。例えば、ある大きな炭坑において少なくとも25人の児童労働従事者がいるのを、目撃した。そのことは、ジャインティア丘陵において非常に多くの数の児童労働従事者がいることを示唆している。

メガラヤとグワハティ間の石炭の配達員であり、2年の経験を持つGopal(インタビュー25)は、だいたい100人の児童労働従事者が彼の炭鉱で働いており、彼らの多くはネパールから来た、と考えられている。Gopalはまた、1000人以上のバングラデシュからの児童労働従事者がメガラヤの他の炭鉱で働いていると見積もっている。Impulse NGO Networkは、もっと多い数の児童労働従事者がいると考えており、この地域には70,000人の児童労働従事者がいると見積もっている。

HRN事実調査団が話を聞いたマネジャーの発言は、もっと多くの数を示唆している。彼はだいたい10万の炭坑がこの地域にはあると言っていた。仮にそのマネジャーが炭坑の数を過剰に見積もっていたとしても、彼の発言は、Impulse NGO Networkが考えているよりも遥かに多くの児童労働従事者がいるということを示唆している。

## 11. 石炭の行先

HRN事実調査団はジャインティア丘陵の炭鉱の石炭がどこに送られるのかを突き止めようとしたが、今のところ突き止めるに至っていない。

複数の情報に拠れば、この石炭はバングラデシュで最大の港である Chittagong 港に運ばれ、そ

---

<sup>53</sup> HRN はまた、炭鉱において多くの子どもが親戚と働いていることを発見した。このことはまた、同じ村からの集団が移住し、子どもたちが大人の労働者と共に連れてこられたことの、もう一つの結果である。例えば、15歳のYogeshは、彼の父親とネパールの同じ村出身の多くの人達と、同じ炭鉱で働いている(インタビュー7)。14歳のAmarはHRNに対して、彼の父親は以前彼と同じ炭鉱で働いていた、と述べている(インタビュー4)。

してそこから外国へ出航されている。しかし、これらを裏付ける何ら信用できるデータや証拠は見つからなかった。HRN は、Impulse NGO Network と共に、石炭の最終的な行く先を調査し続け、そして石炭が第三諸国へ送られ、世界の大企業から購入されているか、ということを見極めたい。

## VII. インド国内法・国際法違反

この章は、ジャインティア丘陵における上記の実情が国内法及び国際法の違反を構成するか否かについて考察する。

### 1. インドの国内法上の責務

#### (1) 概要及び問題

インド連邦議会は、憲法により、労働及び炭鉱の安全に関する立法措置について排他的な権限を付与されている。そして、メガラヤ州における炭鉱に関する問題についても扱う権能があるものと思慮される。

憲法は、炭鉱における、14 歳以下の子どもの労働を禁じており、政府に対して、いかなる子ども当該労働に従事していることがないよう確保する義務を負わせる。加えて、憲法は、政府に対して、いかなる子どもが、経済的必要性ゆえに、その年齢ないし体力に相応しない労働に従事させられることがないよう確保する義務を負わせる。

議会によって定められた連邦法は次のものを含む。14歳以下の子どもが炭鉱やその他の危険な場所で労働することを禁じる「労働に児童労働(禁止及び阻止)法」(1986 年)；一般的な規則として 18 歳以下の者が炭鉱で労働することを禁じる炭鉱法(1952 年)、そして、炭鉱法と類似する規定を置く炭鉱法令(1955 年)。加えて、石炭炭鉱規則(1957 年)及び炭鉱法(1952 年)は労働者の安全及び健康を確保するための労働者保護規定(safety rule)や手続、労働条件を定めている。

しかしながら、これらの連邦法は、インド全域にわたって、適切に実行されているとはいえない。とりわけ、メガラヤ州では、同州の炭鉱についても適用されるべき前述の議会による法規則があるにもかかわらず、広く誤って解釈されたインド憲法附則 6(Sixth Schedule)及び法の執行意欲の欠如が、国際法及びインド連邦法がメガラヤで執行されることを阻止してきた。

インド憲法の附則 6(Sixth Schedule)は、部族地区に自治権を与え、地元議会が伝統及び文化を保持するための法を定めることを認めている。これまで、附則の範疇を制限する複数の司法判断がなされてきたのであるが、附則 6(Sixth Schedule)は、連邦法の不遵守の正当化の理由として利用され続けている。この章は、連邦法下でのインド国の義務、及び、そのメガラヤ州での適用可能性について取り上げる。

#### (2) 憲法下でのインドの義務

インド憲法は、全ての形態の児童労働を禁じているわけではない。しかしながら、インドの連合政府は、憲法の禁止条項を実行し、憲法下で子どもに保障された権利を守るために、児童労働を禁

じる法的義務を負っている。憲法第3章「基本的権利」(第24条)及び同第4章「国家政策の指導原則」(第38条、第39条、第41条、第45条及び第47条)は、子どもの権利を規定しており、国家に子どもの権利保障のために行動をとるよう義務づける。

憲法の第24条は、「14歳以下の児童は、いかなる工場ないし炭鉱に雇われることも、危険な労働に従事することもあってはならない」事を子どもの基本的な権利として定める<sup>54</sup>。もともと、この章は、14歳から18歳の者が炭鉱で働くこと、及び14歳以下の者が(工場や炭鉱を除く)危険ではない職場に勤務することは許容している。

インドの最高裁判所は、*Peoples' Union for Democratic Rights v. Union of India*の事件で、「14歳以下の子どもが建設業に雇用されてはならないことは、仮に適切な法規制がないとしても憲法上明確に禁止されているのであり、インド中央政府と全ての州政府は憲法上のこの保障がこの国のどの地域でも侵害されないように確保する責務を負う」<sup>55</sup>と判示し、政府の義務を指摘した。裁判所は、第24条に特別に重きを置き、国家の権力を制限し国家に対してのみ実行することが可能な基本的権利とは対照に、「憲法におけるいくつかの基本的権利は、全社会に対して実行できるものがあり、それらは第17条、第23条そして第24条である。」とまで述べている。

第24条に加え、第38条(国家は人民の福祉を促進するべきである)、第39条(子どもの健康は濫用されてはならない、児童は、経済的必要性ゆえに相応しない労働を強いられるべきではない)、第41条(教育への権利)、第45条(教育無償制)、第47条(健康を向上させる義務)は、連合国が子どもの福祉を守り、促進させるための憲法上の指針である。第37条は、これらの規定はそれのみでは執行可能ではないと述べているものの、*M.C Mehta v. State of T.N*は、以下のように述べる。

他の規定は指導原則の一部を構成するにもかかわらず、それらは我が国の統治において基本的なものであり、第37条をはじめとするこれらの指導原則を適用することは、国家の全ての機関の義務である。国家の3つの原理的な機関のうちの一つである司法は、公共の重大関心事について判断するにはこの義務を念頭に置かなければならない。児童労働の廃止は、間違いなく、重大な公共の関心事であり、意義深い<sup>56</sup>。

憲法上は、14歳以下の児童を雇用した時のみが違法のようにみえるが、いかなる児童であつても、その雇用は、憲法の精神に反し、インド政府は、その発生を減少させるための手段を採らなければならない。基本的人権の保障の文脈から考えれば、炭鉱で14歳以下の児童を雇用することのみが違法なのではなく、政府は、いかなる児童もがそのような労働の対象とされていないことを確保することが義務づけられているのである。

### (3) その他の児童労働に関する国内法

連邦政府は、炭鉱での就労規則に関する法律を制定する排他的な権限を持っている。それ故、

<sup>54</sup> Constitution of India. Part III, Article 24.

<sup>55</sup> *People's Union for Democratic Rights v. Union of India*: [(1982) 3 SCC 235; AIR 1982 SC 1473].

<sup>56</sup> *M.C.Mehta v. State of T.N.*: [(1991) 1 SCC 283].

国内法は全ての自治区にも適応されるべきである<sup>57</sup>。インド憲法に加え、数多くの議会法が、児童（憲法では 14 歳未満と定義され、国際基準では 18 歳未満とされている）は炭鉱では雇用されるべきではない、と明示している。

1) 1986 年の児童労働禁止法は、インド国内全てに適応されるものであるが、同法は明確に 14 歳未満の児童は炭鉱や他の危険な環境で雇用されるべきではない、と述べている<sup>58</sup>

2) 炭鉱法 (1952 年制定、1983 年更新) では、更に厳しく、基本的に 18 歳未満の児童の雇用を禁止している。例外として、上司の監督の基での見習いとしての就労は認められているが、その場合は必ず 16 歳以上でないといけない<sup>59</sup>。

3) 炭鉱法令 (1955 年) は、同様の条項を持っている。<sup>60</sup>

事実、18 歳未満の個人（見習いを除く）は、炭鉱での作業が実際に行われている際には、炭鉱に居るべきではない、と述べられている<sup>61</sup>。炭鉱での業務においては、全ての就労者の年齢、名前、そして可能であれば就労者の父親か夫の名前を含む情報の記録が義務づけられており、更には各就労者の完全な情報を記録してからでないと、就労者は仕事に就く事ができない<sup>62</sup>。インド中央政府は調査責任者を任命する権限があり、同調査責任者は炭鉱法の規則が遵守されているかを確認する義務を負う。また同法は、調査者または他の方法により、法令遵守と子どもの保護を確保する法的な義務を持っている<sup>63</sup>。

4) 石炭炭鉱規則 (1957 年) は、更に炭鉱における安全規則と安全手順を規定している。

同規則は、児童労働自体について特段言及はしていないものの、“青少年又は女性は、1 人以上の成人男性が同行しない限り、かごの縦杭その他の乗り物での上り下りしてはならない”と規定している<sup>64</sup>。この規定は、青少年が炭鉱内で働いている際、唯一監督が必要なのは炭鉱の縦杭を通してその青少年が炭鉱に下るときだけである、ということを示唆している。しかしそれでも尚、青少年の使用が見習い制度に違反している、とは言えない。しかし、炭鉱法と違い、最低年齢が規定されておらず、かつ青少年の定義も規定されていない。

5) 炭鉱で見習いとして働く 16 歳から 18 歳の子どもの件に関し、インド政府は、炭鉱が安全な環境であること、また就労者の健康を守る為に十分な事前予防がされることを確保する義務を有する。1 炭鉱法 (1952 年) に拠ると、全ての炭鉱は、冷たい水を適当で衛生的な場所に用意すること、炭鉱内に衛生設備を準備し、応急手当用具を用意すること、また、炭鉱作業が安全に実施されるように確保することが義務づけられている<sup>65</sup>。また、疲労に拠る健康被害や作業ミス of 危険性を最小化する

---

<sup>57</sup> 前掲 Note 5 参照。

<sup>58</sup> Child Labor (Prohibition and Prevention) Act 1986, Part III. Found online at <http://labor.nic.in/cwl/ChildLaborAct.doc>

<sup>59</sup> Mine Rules (1955), Page 70. 18 歳以下の者は、見習いか徒弟でない場合、炭鉱の如何なる場所でも働いてはならない。見習いか徒弟の場合は、18 歳以下でも良いが、16 歳以下であること。

<sup>61</sup> Mines Act of 1952. Section 45 61 Id. Section 48. See also the Mines Rules (1955), Section 71.

<sup>62</sup> Id. Section 48. See also the Mines Rules (1955), Section 71.

<sup>63</sup> Id. Chapter II. 炭鉱法令 (1955) はまた、炭鉱の調査者が 16 歳以下であると判断した者の就労を、認定された医師が年齢を確認するまで禁止する、という措置を炭鉱の調査者が取れる様にしている。

<sup>64</sup> The Coal Mines Regulations (1957), 52.

<sup>65</sup> Mines Act of 1952. Chapter V, Sections 19-22.

る為、労働従事者は1日に一定の時間しか働くことができない<sup>66</sup>。そして、調査者は危険な就労環境の改善を求める権限があり、またそれに従わなかった炭鉱を閉鎖する権限も持っている<sup>67</sup>。インド政府は、これらの強制措置が適切に実施され、違反者が十分に処罰されることを確保する義務がある。

6) 1986年の不道德な人身売買禁止法、(The Immoral Traffic Prevention Act(1986))はインドで施行されている。同法は、性的な人身売買を禁じており、懲役7年から無期懲役までの罰則を規定している<sup>68</sup>。しかし、同法は売春に関連した人身売買のみに関するものであり、他の手段での搾取に関する人身売買を無視している。これは、売春目的でなく人身売買された子どもたちの保護には、大きな隔たりがあることを意味している。さらに、同法は人身売買についても定義していない<sup>69</sup>。

#### (4) 炭鉱と炭鉱労働者に関する連邦安全・保護法

炭鉱法令(1955年)と石炭炭鉱規則(1957年)は両方、炭鉱就労者、労働者に対して数多くの保護措置を規定している。炭鉱法令(1955年)は更に、インド中央政府の調査責任者や、他の調査者の任命権を、また、巨大な炭鉱に関しては専用の調査者の任命権を規定しており、調査者は全て、これら関連法の安全・保護規定の遵守と子どもの保護等の関連する全ての法的義務の遵守について確保する任務を負っている。更に、石炭炭鉱法(1957年)は、各炭鉱において、炭鉱マネージャーと安全監督者の監視義務と安全・保護規定の遵守を確保する義務を有する地域の調査者の設置を規定する。しかし、実際には、この多層化した監督と義務のネットワークは、全てのレベルにおいて、ジャインティア丘陵の炭鉱において蔓延する安全・保護規則の違反を防ぐという機能を果たしていない。

炭鉱法令(1955年)の規定では、炭鉱での業務においては、全ての就労者の年齢、名前、そしてできれば就労者の父親か夫の名前を含む情報の記録が義務づけられており、各就労者の完全な情報を記録してからでないと、就労者は仕事に就く事ができない<sup>70</sup>。しかし、HRN調査団が調査をしたジャインティア丘陵の炭鉱は、就労者の記録を全くつけておらず、またこれらの違反に対してなんらかの抑止をする調査責任者、あるいは地域調査者の姿も見られなかった。

インタビューの結果、この炭鉱は、石炭炭鉱規則(1957年)が明記する安全規定・安全手続きに関して、事実上全ての規定・手続きに違反しているらしいことがわかった。具体的に違反していると考えられる規定は以下の通りである。事故や病気が発生した後、死者や怪我人に関する詳細を含む特別の報告と共に、地域調査者に報告する義務(条項 9, 10; Forms 4A, 4B, 5)、安全規定を守る者に対し、邪魔や脅しをすることの禁止(条項 38(b))、監査、安全に関する講義、指示、情報提供、苦情の調査、義務づけられている事故の調査と報告等のマネージャー、安全監督官、Sardar

<sup>66</sup> Id. Chapter VI, Sections 30 & 31.

<sup>67</sup> Id. Chapter V, Section 22.

<sup>68</sup> US Department of State, Trafficking in Persons Report 2010, p192.

<sup>69</sup> ゴア州は子どもの人身売買を禁じる法律を制定した。ゴア州子ども法(The Goa Children's Act(2003年))は、人身売買を定義・禁止し、子どもの人身売買の、最長3ヶ月である懲役の長さ、(それに加えて、またはその代わりに)罰金も規定している。

<sup>70</sup> *But see*, statement by State of Meghalaya "Indian Labor Laws are applicable throughout the country.", <http://meghalaya.nic.in/industry/human.htm>

に拠る安全義務・手続き履行の義務(条項 31, 41, 113)、安全靴やヘルメットの様な安全器具を就労者に提供する義務(条項 190)、機械操縦者や技術者の様な専門職による全ての機械の安全運転、炭鉱中の全ての箇所における適切な換気、炭鉱の構造的な完全性、炭鉱を出入りする全ての人や物資の安全な移動の確保等の義務(第5章)、専門的技術を要する仕事に就く者に関して、資格認定証明(試験によって取得できる。第3章によって規定されている。)の所持と業務遂行能力の要件を満たしている(20才以上、条項 2(7))事を要求する義務、炭鉱内や炭鉱の出入りの際の安全な移動に関する、安全な昇降機・階段・斜面・トンネル・支柱などを含む構造的な義務、またそれらを手入れが行き届いた状態にする義務(7章)、火災、粉塵、ガス、水害の危険に対する特別な予防措置(11章)、換気への同様な予防措置(12章)、爆発物や可燃物への安全措置(14章)、そして全ての機械・装置の安全措置(15章)、である。条項 190 は特に、誰もが“炭鉱で、無意識的もしくは意識的に、命や身体を危険に晒す様な行為をすること”を禁じており、それは即ち労働者の命を危険に晒す懲罰的行為を直接的に禁じている。同条項はまた、労働者が誤って立ち入る事を防ぐために立て杭・通路等の危険な場所を閉鎖すること、また、事故の際には、更なる事故を防ぐ事、救助活動を行う事、遺体を取り除くこと等を要求している。

これら全ての安全面での規則違反は、安全、健康、経験の不足、成長、そして福利という面において、既に弱い立場にある子どもたちの状況を一層悪化させるため、特に児童労働における大きな問題となっている。繰り返すが、調査責任者の事務所や他の監督官、また地域の監督官が、これら全ての違反を抑止する働きをしている形跡は全く無く、炭鉱から地域、また中央による監査まで全ての行政レベルで、彼らが全く義務を果たせていないことを示している。

## (5) 炭鉱への連邦法の適用可能性

連邦政府にメガラヤ州の児童労働を撤廃する法的義務を負わせるためには、メガラヤ州での管轄権を連邦政府が有していなくてはならない。もしその管轄があるのであれば、連邦政府の法律が適用される。

多くの政府当局、自治体当局<sup>71</sup>、炭鉱オーナー(インタビュー39を参照)やマネージャー(インタビュー38を参照)、そしてNGOまでもが、「インド憲法や国会で作られた法律は、国の鉱業及び労働衛生規制と同様、インド憲法附則6の中で指定された地域にある炭鉱には適用されない」、という誤った見解を持っている。しかしながら、この見解を裏付ける司法上あるいは立法上の先例は無いため、これはインドで修正されなくてはならない基本的な誤解であると言える。

### 1) 憲法第 11 編 1

インド憲法第 11 編では、連邦政府と州政府の関係が列挙されている。憲法第 245 条は、連邦議会が「インドの領域の全部または一部のために」法律を作る権限を与えられ、「連邦議会によって作られた法律は、領域外であることを理由に無効とみなされることは無い」と規定している<sup>72</sup>。さらに、

<sup>71</sup> *But see*, statement by State of Meghalaya “Indian Labor Laws are applicable throughout the country.”, <http://meghalaya.nic.in/industry/human.htm>

<sup>72</sup> Constitution of India, Article 245. “(1) Subject to the provisions of this Constitution, Parliament may make laws

第 246 条は、インド憲法附則7内容に沿って 3 つの一般的なカテゴリーを規定し、それに従って連邦議会と州議会との間の立法権限の線引きをしている<sup>73</sup>。そのリスト1では、連邦議会が排他的な立法権限を有している事項が説明されている。リスト2では、州議会が排他的な立法権限を有している事項が説明されている。そしてリスト3では、連邦議会と州議会の両方が立法権限を有する事項が説明されている。加えて、連邦議会は、インド憲法附則7には記載されていない事項について立法する権限を有している<sup>74</sup>。リスト1においては、第 54 号(連邦政府の管理下における炭鉱規制及び炭鉱の発展の程度は、公共の利益に適合するように法律によって連邦議会が明らかにしている。)、及び第 55 号(炭鉱や油田における労働者の安全に関する規制)の 2 つの号が連邦議会に対して炭鉱での労働環境を規制する排他的権限を与えている。連邦議会はいくつか法律の中で、「中央政府が炭鉱の規制や発展を管理すべきであり、それは、公共の利益にかなう」と明確に述べている<sup>75</sup>。従って、メガラヤ州における炭鉱の安全を目的とするあらゆる連邦法はメガラヤ州に適用されるべきである。

## 2) 自治区の構造とインド憲法附則 6 (Sixth Schedule)

インドの多くの人々は、連邦法が適用される可能性は、インド憲法附則 6(Sixth Schedule)により限定されると考えている。インド憲法下では、メガラヤの特定の地域はインド憲法附則6が適用される「部族地域」に指定されている<sup>76</sup>。インド憲法附則 6 は、インドの北東部の部族について作られたもので、『他とは全く異なる「社会構造」や「姿勢」』を考慮したものである<sup>77</sup>。インド憲法附則6は、メガラヤ州内の部族地域を、カシ丘陵地方、ジャインティア丘陵地方、ガロ丘陵地方の 3 つの地域に分けている<sup>78</sup>。インド憲法附則 6 は、他の非部族地域では州議会に委任されている立法権限を、地方自治会議(地方議会または州議会)に与えている<sup>79</sup>。インド憲法附則 6 の第 3 項(1)に基づき、州

---

for the whole or any part of the territory of India, and the Legislature of a State may make laws for the whole or any part of the State.(2) No law made by Parliament shall be deemed to be invalid on the ground that it would have extra-territorial operation.”

<sup>73</sup> Constitution of India, Article 246. “(1) Notwithstanding anything in clauses (2) and (3), Parliament has exclusive power to make laws with respect to any of the matters enumerated in List I in the Seventh Schedule (in this Constitution referred to as the “Union List”).”

<sup>74</sup> Constitution of India, Article 245. “(1) Parliament has exclusive power to make any law with respect to any matter not enumerated in the Concurrent List or State List.”

<sup>75</sup> Coal Mines (Conservation and Development) Act of 1974, Article I section 2. Found online at <http://coal.nic.in/ccda6.pdf>. However, it has not done so in others, choosing instead to simply state that the act “applies to all of India.” (See the Mines Act (1952).[http://coal.nic.in/weboflife-minenessafety/ma\\_1952.pdf](http://coal.nic.in/weboflife-minenessafety/ma_1952.pdf). See also the Child Labor (Prohibition and Prevention) Act (1986). <http://labor.nic.in/cwl/ChildLaborAct.doc>). It is unclear whether such acts are binding in jurisdictions governed under the fifth or sixth schedules, or if there is an implicit. “except in autonomous districts” clause.

<sup>76</sup> Const. of India, Article 244(2) “(2) The provisions of the Sixth Schedule shall apply to the administration of the tribal areas in 2[the States of Assam 3[, 5[Meghalaya, Tripura and Mizoram]]].”

<sup>77</sup> Apoorv Kuruo, p. 91.

<sup>78</sup> Const. of India, Sixth Schedule, Paragraph 20(1) “The areas specified in Parts I, II 2[, IIA] and III of the table below shall respectively be the tribal areas within the State of Assam, the State of Meghalaya 2[, the State of Tripura] and the 3[State] of Mizoram.”

<sup>79</sup> The Regional Provident Fund Commissioner etc. vs. Shillong City Bus Syndicate & ANR, etc(1996)

“The District and Regional Councils are vested with legislative authority on specified subjects and allotted fields of legislative power on taxation and they are given power to set up and administer their system of justice and maintain administration and welfare services in respect of the subjects enumerated in paragraph 3 of the Schedule, in particular in respect of land, revenue, forest, education, public health, etc.”

議会(地方議会)は、(a)土地の分配、占有、使用、または分離、(b)保安林でないあらゆる森林の管理、(c)農業目的での運河や水流の使用、(d)焼畑農業の制限、(e)村または町の委員会あるいは会議およびそれらの権限の創設、(f)村や町の警察及び公衆保健衛生を含む、村や町の管理に関連する事項、(g)首長の任命または継承、(h)財産の相続、(i)結婚及び離婚、(j)社会慣習、に関して立法権限を有している。

### 3) インド憲法附則 6(Sixth Schedule)の制限的権限: 条文と判例

附則 6 により地方議会に委任された権限は、一般的に制限されており、炭鉱で労働者の搾取を継続するための根拠として使われてはならない。この地方議会の権限を狭く解釈する考え方は、憲法の条文や立法府の意思や判例により支持されている。附則 6 の条文は、地方議会の権限の範囲を制限している。まず、地方議会は、附則 6 第 3 項(1)の中で列挙された問題に関してのみ立法権を与えられている。次に、附則 6 第 12A (b) は、大統領が適用しない、あるいはメガラヤ州の特別な自治地区に沿うように適用する、と指示しない限り、連邦議会の法律が地方議会に適用できるとしている<sup>80</sup>。大統領は法律適用範囲からメガラヤ州の部族地域を明示的に除外していないので、大統領により実施される、上記で議論したような労働と採掘に関する法規制は地方自治体の役人により実行されなくてはならない<sup>81</sup>。

過去の判例は、附則 6 の下で限定的に地方議会に委任された権限に関する前述のような考え方を一般的に後押しするものである。初期の判例は地方議会に委任された権限について、附則 6 を拡張する考え方に基づき<sup>82</sup>、より広い解釈を提供していたが、最近の判例は、地方議会の権限を狭く解釈する考え方を採用し、附則 6 は憲法全体の文脈の中で読まれるべきとの立場をとっている。カシヤジャインティア丘陵などの地域の地方議会と Miss Sitimon Sawian とが争った事件など(1971)で展開された地方議会の立法権限をめぐる議論の中で、最高裁判所は、次のように述べた。すなわち、「附則 6 第 12 を第 3(1) (a) と合せて読めば、地方議会は、連邦議会と異なり、完全な立法権限を付与されたものではないことは明らかである。これら地方議会の立法権限は、附則 6 の条項により明らかに制限されている。そしてこれら地方議会はその制限を超えることはできない。」最近の事件においても、Pu Myllai Hlychho らと State of Mizoram らが争った事例(2005)においても、

<sup>80</sup> Section 12A(b) of the Sixth Schedule provides: “the President may, with respect to any Act of Parliament, by notification, direct that it shall not apply to an autonomous district or an autonomous region in the State of Meghalaya, or shall apply to such district or region or any part thereof subject to such exceptions or modifications as he may specify in the notification and any such direction may be given so as to have retrospective effect.”

<sup>81</sup> Constitution of India Sixth Schedule, Section 12A. Contrast to Section 12 on Assam. Assam has been given greater possibilities for exemption. While there is some textual ambiguity since the Sixth Schedule does not place federal law over local laws in cases of conflict or note that no other laws are subject to exemption, the argument that there is essentially complete autonomy is not supported by the text. The wording of the statute seems to imply that, since the governor of Meghalaya is not given the explicit authority to exempt autonomous districts from acts of Parliament as in Assam, no such power exists, and that exemptions are limited to those clearly stated in the constitution.

<sup>82</sup> Edwington Barch v. State of Assam and Others, the Supreme Court in discussing the application of the Sixth Schedule in the state of Assam stated “tribal areas in Assam would be governed not by the other relevant provisions of the Constitution which apply to the other constituent States of the Union of India, but by the provisions contained in the Sixth Schedule. These provisions purport to provide for a self-contained code for the governance of the tribal areas forming part of Assam and they deal with all the relevant topics in that behalf.”

州知事と地方議会の間での紛争が含まれるものであったが、最高裁判所は次のように述べて同様な立場を採った。すなわち、「これら地方議会は特定の事項について立法権限を与えられ、税源を割当てられ、司法の仕組みを創設し管理する権限を与えられ、土地、収益、森林、教育、公衆衛生等に関する行政及び福祉サービスを維持する権限を与えられている。」そして「附則 6 を憲法から完全に分離して考えることはできない。附則 6 が憲法に含まれている点に関しては、立法経緯があるが、それだけでは附則 6 が憲法の中の憲法であるとの主張を維持するのは不十分である。」<sup>83</sup>

#### 4) 附則 6(Sixth Schedule)の目的: 立法趣旨

附則 6 を、部族地域内で働く人々を保護することを意図した連邦法の実施を防ぐための盾として使うことは、附則 6 の目的に反する。最高裁判所は、附則 6 の目的が部族民の利益を保護することであると繰り返し断言した。アッサム州と Ka Brhyien Kurkalang らが争った事案(1971)において、最高裁判所は、「附則 6 第 12 の根底にある目的は、第 3 により与えられた地方議会の立法権限を保護することであり、自治地区と地方に住んでいる人々の特性を保護することである。」と述べた。同様に、Regional Provident と Shillong City Bus とが争った事案(1996)において、裁判所は、「附則の目的は、連邦法または州法の自動適用によって部族の自治や自治地区グループの部族を保護することである。」と述べた。Samatha と State of Andhra Pradesh とが争った事案(1997)においては、「ゆえに、附則 5, 6 は、方向性や哲学、切望を備えた憲法の不可欠なスキームであり、部族が搾取されることを防ぎ、自由、平等、友愛、及び尊厳を備えた社会的経済的民主主義の促進のために、私達の政治の中で、彼らの土地の価値ある寄付を彼らの経済的権限委譲に向けて保護するためのものである。」こうした立法趣旨を考慮すると、附則 6 は部族の自治を促進し、かつ伝統を保護するために作られたものである。労働者を保護する国際的・憲法上および国内法令の施行を免除するような附則 6 の使用は、判例および立法趣旨の両方において根拠がない。

#### (6) 結論

1) メガラヤ州は、連邦法を受け入れ、伝えられるところによれば、労働者の年齢や安全や炭鉱を取り巻く労働環境を規制する連邦法を制限なく含めて、炭鉱を統治する連邦法に忠実であるという。メガラヤ州が、労働を規制する立法の権限は連邦政府に属するため、同州には同権限がないことに合意したという事実にもかかわらず、インド憲法附則 6 が自治区の状況を複雑にしている。

しかし、児童労働に関する連邦の法規制はメガラヤの自治区には適用されないと結論付ける理由はない。まず、附則 6 は自治区や地方議会にあらゆる労働や採掘に関する立法権を付与したものではないが、彼らが望むような方法で土地を使用する権利を彼らに付与している。炭鉱での児童の労働力の搾取的な利用が「土地の使用」に含まれる、と言うことは著しい誇張であり、立法者が意図した使い方ではない。一般的に、附則 6 は列挙された権限のリストであり、州に残りの権限は残したまま、自治区議会に当該権限を与えるものである。次に、自治区は労働力の使用について立法できないため、当該権限はメガラヤ州に残っていると結論付けるのが正しい。第 3 に、メガラヤ州は

<sup>83</sup> Pu Myllai Hlychho v. State of Mizoram, [2005] 2 S.C.C. 92.

連邦による全ての炭鉱規制立法を受け入れている<sup>84</sup>。第 4 に、附則 6 は、もし自治区の法律が州法と矛盾する場合には、メガラヤ州を統治する法律が自治区の法律に勝ると述べている。ゆえに、既に述べたことにより、立法者は、自治区の法律は採掘に関する州や連邦の法規制に従うものであり、労働を規制する立法権限を自治区議会から奪うことを意図していたというのは、もっともらしいだけでなく、それが事実である可能性が高いと言える。さらに、この結論は、1952 年以降、カシやジャインティア丘陵などの地域では、労働や採掘に関する立法がされていないという事実により支えられている<sup>85</sup>。

2) 従って、ジャインティア丘陵地域における 14 歳以下の子どもを働かせている状況は、憲法 24 条(児童労働の禁止)のみならず、児童労働(の禁止及び予防)法(1986 年)にも違反するといえる。他の憲法違反としては、第 38 条(福祉増進)、第 39 条(虐待防止のための児童福祉;経済的必要性から児童に合わない仕事を強要しない)、第 41 条(教育の権利)、第 45 条(無償教育)、第 47 条(健康増進義務)が挙げられる。さらに、ジャインティア丘陵地域における 18 歳以下の子どもを働かせている状況は、炭鉱法(1952 年制定、1983 年更新)や炭鉱法令(1955 年)に違反する。上述したように、採掘はまた、炭鉱法令(1955 年)や石炭炭鉱規則(1957 年)が規定する労働者保護のための安全やその他の諸ルールに著しく違反している。こうした違反は、特に児童労働に深刻な影響を与えていることは明らかである。

## 2. 国際法上の義務

インドは、様々な国際及び地域的人権条約に署名、批准或は加入している。これはインドが多くの事例において、子どもの権利、児童労働、人身売買の問題等に関するこれらの条約に拘束される或はこれらの条約の目的に反する行為を行わないことに合意していることを意味する。

### (1) 児童労働や経済的搾取から子どもを保護し、また防止する義務

インドは、いくつかの ILO 条約、子どもの権利条約(CRC)、社会権規約(ICESCR)上の児童労働に関する義務を負っている。ILO 及び国連の管轄領域におけるインドの義務は重複しているが、それぞれの管轄領域の法律文書は独立している。これについては、以下で議論する。

#### 1) 国際労働機関(ILO)条約

インドは以下の国際労働機関(ILO)条約を批准している<sup>86</sup>:

- 最低年齢(工業)、1919 年(第 5 号);
- 年少者夜業(工業)、1919 年(第 6 号)<sup>87</sup>;

<sup>84</sup> See Draft Mining Policy 2009. See also, Const. of India, Seventh Schedule, entry 54 and 55.

<sup>85</sup> See State of Meghalaya Website re: acts, rules, and regulations.

<sup>86</sup> さらに、インドは、あらゆる形態の児童労働を削減し、子どもを保護するために、1992 年に ILO が開始した児童労働の撲滅に関する国際計画(International Programme on the Elimination of Child Labour (IPEC))に参加している。また IPEC は、子どもが労働を辞めた後の正規教育への準備を提供することを目的としているが、インドは ILO 第 138 号条約及び第 182 号条約を批准しておらず、インドにおいて IPEC が効果的に機能するかは疑問である。

- 強制労働、1930年(第29号);
- 強制労働廃止、1957年(第105号);及び
- 最低年齢(坑内労働)、1965年(第123号)<sup>88</sup>

インドは批准した5つすべてのILO条約において強制労働に関する義務を負っているが、特に第5号及び第123号は児童の雇用に関して最低年齢を規定しており、児童労働の問題に直接的に関連している。

第5号及び第123号は時代遅れであり、1973年の最低年齢条約(第138号)、児童労働に関する主要なILO条約、1990年の最悪の形態の児童労働条約(第182号)によって改正されている。しかし、インドは未だにこれらの条約を批准していない。ILO、UNICEF、世界銀行及び子どもの権利委員会は、インドに対し第138号及び第182号を批准するように勧告しているが、インドは未だにこれら2つの条約に対する姿勢を変えていない。

インドは第138号及び第182号を批准していないために結果として、第5号及び第123号上の子どもに対する義務を負っている。

第5号第2条は、以下のように規定している:

14 歳未満ノ児童ハ同一ノ家ニ属スル者ノミヲ使用スル企業ヲ除クノ外一切ノ公私ノ工業的企業又ハ其ノ各分科ニ於テ使用セラレ又ハ労働スルコトヲ得ス。<sup>89</sup>

炭鉱労働に関して、第123号第2条は以下のように規定している:

- 1 指定された最低年齢に達しない者は、炭鉱の坑内において使用され、又は労働してはならない。
- 2 この条約を批准する各加盟国は、その批准に附する宣言において最低年齢を指定しなければならない。
- 3 最低年齢は、いかなる場合にも16歳未満であってはならない。

インドは、16歳未満の者が炭鉱の坑内において使用され、又は労働することがないことを確保するために、すべての必要な措置(適当な刑罰を設けることを含む。)を執るよう義務づけられている(第4条(1))。第4条(2)によると、インドは第123号条約の規定の適用を監督するため、適当な監督制度を維持しなければならない。また第4条(3)によると、インドは国内法令で、この条約の規定の遵守について責任を負う者を定めなければならない。第4条(3)は使用者に対し、坑内において使用され又は労働する者であって指定された最低年齢を二年以上こえないものについて。(a) 生年月日(可能な限り正当な証明を受けるものとする。)(b) 関係企業の坑内において初めて使用され又は労働した年月日<sup>90</sup>を記載した記録を保持し、かつ、監督官の利用に供さなければならない

<sup>87</sup> 第6号条約は、年少者夜業(工業)条約(改正)1948年(第90号)に置き換えられている。

<sup>88</sup> 最低年齢(坑内労働)勧告1965年(R124)は、1965年に採択された。

<sup>89</sup> 「工業的企業」とは、第5号条約第1条(a)において、「炭鉱業、石切業其ノ他土地ヨリ鉱物ヲ採取スル事業」を含むと定義されている。

<sup>90</sup> インドは、第123号条約批准時に、本条約における最低年齢を18歳にすると自主的に規定した。第123号条約

強制労働に関する条約について第 29 号条約及び第 105 号条約は、両条約の第 1 条によると、一切の形式の強制労働(第 29 号条約)及び政治的、経済的、懲罰的理由あるいは労働規律や差別的待遇の手段としての強制労働(第 105 号条約)の「使用を廃止」することを主要な領域としている。この条約は、人身売買されたかどうか、雇用者が公的であるか民間であるかに関わらず、子どもの強制労働に適用される。特に第 29 号条約には、この定義に当てはまらない限られた範囲の活動(例えば、兵役や有罪判決に基づく活動(第 2 条))或は強制労働が許容される限定的な状況での例外(公益のために急迫の必要性がある場合に限定されている(第 8 条))があるが、第 9 条によると、こうした例外は第 2 条で規定された仕事或は「推定年齢十八歳以上...ノ強壯ナル成年男性子ノミ」(第 11 条(1)) (さらにここから「生徒」は明確に除外される(第 11 条(1)(b)))にのみ適用される。いずれにせよ、このような例外は採掘のような営利活動には適用されない。

インドのこのような義務や強制労働に関する広範囲にわたる報告書にも関わらず、2008 年の米国国務省の報告によれば、タミール・ナードゥ州では 803 人の雇用者が強制労働の容疑で有罪判決を受けている一方で、2007 年 4 月から 2008 年 5 月の期間及び 2007 年以前に、奴隷労働のための人身売買の容疑で逮捕された者はわずか 19 人であり、いずれもいかなる刑事処分も民事上の罰則も受けていない。<sup>92</sup>この報告書は以下のように続けている。

詐欺的な募集が行われているという広範囲にわたる報告書にも関わらず、インド政府からは、海外での強制労働のためにインド人労働者の人身売買を斡旋あるいは実行した募集担当者に対する如何なる逮捕、捜査、訴追、有罪判決あるいは処罰も報告がされてない<sup>93</sup>。

特に子どもの強制労働に関しては、1996 年時点で子どもの強制労働の実施あるいは計画と関連した犯罪で有罪判決を受けた者はいないと、他の報告書も述べている<sup>94</sup>。また、インド政府は、2008 年 1 月に 22 人の州及び連邦政府職員を子どもの人身売買に関する ILO プログラムに派遣したにも関わらず、インド政府は同計画に続く子どもの人身売買或は子どもの奴隷的拘束を禁止する法律の執行を変更しておらず、どちらの犯罪においても有罪判決を受けた者はいない<sup>95</sup>。政府による強制労働から保護された子どもに対するリハビリも不十分である。さらに、米国国務省の報告書は、

強制労働のために人身売買された子どもは政府の施設で保護され、20,000 ルピー(450ドル)が与えられる場合もあるが、このような保護施設の多くは質が低く、リハビリ資金も時々支払われるに過ぎない<sup>96</sup>。

と報告している。

## 2) 国連子どもの権利条約

---

の批准に付属するインドの宣言を参照。

<sup>92</sup> U.S. State Dept., Office of the Under Secretary for Democracy and Global Affairs and Bureau Affairs: *Trafficking in Persons Rep.: India, Prosecution* (2008).

<sup>93</sup> 同上

<sup>94</sup> *Indian Laws Against Bonded Labor*, The South Asian, March 15, 2005.

<sup>95</sup> 前掲 U.S. State Department (Trafficking).

<sup>96</sup> 同上

インドは、1992年に子どもの権利条約に加盟した<sup>97</sup>。児童労働に関しては、同条約第32条(経済的搾取の禁止)及び第39条(搾取の被害者である子どもの社会復帰や回復を尊信するための措置をとる締約国の義務)が、直接的に関係している。子どもの権利条約は、経済的搾取と労働を区別していることを留意しなければならない。児童労働は、子どもの身体的、精神的、道徳的若しくは社会的な発達に有害となるおそれのある場合に、経済的搾取に相当する<sup>98</sup>。

子どもの権利条約第32条によると、子どもは経済的搾取、及び危険であり若しくは子どもの教育の妨げとなる恐れのある労働への従事から保護される権利を有している(第32条(1))。これは、子どもの教育に影響を与える恐れのある労働から子どもを保護することを求めている<sup>99</sup>。締約国には、子どもが経済的搾取から保護されることを確保するために、立法上、行政上、社会上及び教育上の積極的な措置をとることが義務づけられている(第32条(2))。子どもの権利条約は、締約国に対して、雇用が認められる最低年齢、労働時間及び労働条件についての適当な規則、この条の規定の効果的な実施を確保するための適当な罰則、を定めることを求めている<sup>100</sup>。子どもの権利委員会は、その他の国際文書、特にILO第138号条約を考慮し、最低年齢を定めるよう述べており、インドが批准していないILO第138号条約によって定められた基準を繰り返し言及している<sup>101</sup>。子どもの労働が認められる場合(子どもが最低年齢以上であり、労働が危険でなく、子どもの教育の妨げとならない、或は子どもの健康や発達に有害になる恐れがない場合)においては、第32条(2)は厳密な規制を求めている<sup>102</sup>。第32条(2)(c)で求められている効果的な実施には、労働調査、苦情申し立て制度の設置、法律が順守されなかった場合の適当な罰則が含まれている。<sup>103</sup>さらに、第32条における経済的搾取からの子どもの保護の義務を履行するために、締約国は児童労働を防ぐための権限において、子どもの経済的搾取の問題に関する教育を国民に提供しなければならない。第39条において、締約国はあらゆる形態の搾取の子どもの被害者の社会復帰と回復を促進するための適切な措置をとる義務を負っている。

子どもの権利条約第32条に基づき、インド政府は児童労働の問題に取り組む義務があるにもかかわらず、インドは「児童労働と雇用における最低年齢等に関する法律の制定を、インド独自のペースで制定することを確認する」との第32条に関する解釈宣言を行っている。<sup>104</sup>この宣言の意図は、

<sup>97</sup> 子どもの権利条約は、子どもの権利を確立するための国際条約である(子どもとは、18歳未満のすべての者と定義される)。

<sup>98</sup> Geraldine Van Bueren, *International Law on the Rights of the Child* (Leiden: Martinus Nijhoff, 1994), p 264.

<sup>99</sup> 同上、405.

<sup>100</sup> Rachel Hodgkin and Peter Newell, *Implementation Handbook for the Convention on the Rights of the Child* (UNICEF, 2002), p 475.

<sup>101</sup> 同上、p 488-9.

<sup>102</sup> 同上、p 489.

<sup>103</sup> 同上、p 490.

<sup>104</sup> インドの宣言は、「本条約の目標と目的を完全に同意するが、いくつかの子どもの権利、つまり経済的、社会的及び文化的権利に付随するもの実現は、発展途上国においては、利用可能な資源の程度に応じて、国際協力の枠組みの中で、漸進的にのみ履行することができる。子どもが経済的搾取を含むあらゆる形態の搾取から保護されなければならないことを認識する。インドでは、いくつかの理由により、異なる年齢の子どもが働いていることを留意する。危険な職業及び特定のその他の職種における雇用の最低年齢は規定されている。雇用条件及び時間に関する規制条項は規定されている。インドのありとあらゆる職種で雇用への参加の最低年齢を即座に規定することは実践的でないことを意識する - インド政府は、国内法及びインドが批准する国際文書に従って、第32条、特に第2パラグラフ(a)の条項の漸進的な履行のための措置をとる。」

インドは第 32 条に拘束されてはいるが、第 32 条の履行のスピードに関してはインドが完全な権限を持つことを強調することにある。

### 3) 国連経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約

子どもの権利条約に加えて、インドは 1979 年 4 月 10 日に社会権規約 (ICESCR) に加盟しており、同規約における権利を履行する義務を負っている。社会権規約第 10 条は、子どもが経済的搾取から保護され、締約国は子どもの健康に有害であり、子どもの生命に対し危険であり、或は子どもの通常の発達を妨げる労働を法的に禁止するよう規定している。具体的には以下の通りである。

児童及び年少者は、経済的及び社会的な搾取から保護されるべきである。児童及び年少者を、その精神若しくは健康に有害であり、その生命に危険があり又はその正常な発育を妨げるおそれのある労働に使用することは、法律で処罰すべきである。また、国は年齢による制限を定め、その年齢に達しない児童に賃金を支払って使用することを法律で禁止しかつ処罰すべきである。

よって、インドは、雇用の最低年齢を設定する法律の制定、子どもを雇用し、経済的に搾取した者を調査する制度の構築、児童労働を防止するためにこの問題に関する教育の提供等によって子どもを経済的搾取から保護する社会権規約及び子どもの権利条約上の義務を負っている。児童労働或は経済的搾取が見つかった場合は、インドは容疑者を訴追する制度を設ける義務を負う。また、インドは被害者にリハビリを提供し、被害者を社会復帰させる義務も負っている。

インドは児童労働に関して上記の義務を負っているが、子どもの労働者の雇用者や子どもの経済的搾取に関わる者は、一般的に国家機関でなく第三者である。つまり、一般的な国際法に基づき、国家は、相当な注意義務をはらって児童労働を防止し、子どもを保護するための措置をを実施する義務を負う。一般的な国際法におけるこの義務は (条約によって課される義務とは区別して)、非国家主体によって権利侵害が起きた場合を含め、個人の権利を保護するための効果的な措置を取ることを国家に課している<sup>105</sup>。少なくとも、国家は人権を侵害した者を訴追する義務を負っている。<sup>106</sup> 国家が第三者による人権侵害を容認すれば、国家も人権を侵害していることになりかねない<sup>107</sup>。よって、インドは、児童労働や経済的搾取を防止し、また保護されるべき子どもの権利を侵害した非国家主体 (例、雇用者) を捜査し、処罰する義務を負っているのである。

<sup>105</sup> 人権法におけるデューディリジェンスの概念に関する主要判決は、米州人権裁判所の判決である。ベラスケス・ロドリゲス事件 (Velásquez Rodríguez case, Judgement of 29 July 1988, Inter-American Court of Human Rights (Ser. C) No.4 (1988)) は、ホンデュラスに対する第三者によって起された非自発的失踪の国家責任を問うた事件である。この事件では、裁判所はホンデュラスによる違反の防止、捜査、処罰の不作為は、国家機関による違反でない場合であっても、人権条約上の義務違反に相当する場合があるとした。

<sup>106</sup> Peter Finell, *Accountability under Human Rights Law and International Criminal Law for Atrocities against Minority Groups Committed by non-state actors* (Åbo Akademi Institute for Human Rights, 2002), p. 18.

<sup>107</sup> Provost, p. 61 2002. こうした考えは、女性に対して犯された家庭内暴力に関する法律学において女性差別撤廃条約委員会 (CEDAW) が認定している。女性差別撤廃条約は、デューディリジェンスを実行する義務が免除される際に、関係国はその犯罪を捜査し、犯人を処罰し、補償を提供すべきである。CEDAW, Views: Communication No.5/2005 (6 August 2007), paras 7.3, 12.1.1; CEDAW, Views: Communication No.2/2003 (26 January 2005), para. 9.2.

## (2) 暴力から子どもを保護する義務:超法規的殺害及び残虐で屈辱的形態の刑罰

HRN 事実調査団は、メガラヤ州の炭鉱において子どもが超法規的殺害や残虐で屈辱的形態の刑罰の被害者になっているという深刻な疑いを聞いた。インド政府は、子どもの生存権が守られるよう確保する自由権規約 (ICCPR) 上の義務を負っており、また子どもが残虐で屈辱的形態の刑罰の被害者にならないよう確保する子どもの権利条約上の義務を負っている。

### 1) 生存権 - 超法規的殺害

自由権規約第6条は、「すべての人間は、生命に対する固有の権利を有する。この権利は、法律によって保護される。何人も、恣意的にその生命を奪われない。」ことを規定している。超法規的殺害は、自由権規約で規定された生存権に明らかに反するものである。

インドの自由権規約の批准は、インドが生存権を原則として尊重し、実際に超法規的殺害が起こらないよう確保するための積極的な措置をとる義務を負っているということの意味する。インド政府は、謀殺や故殺等によって他者の生存権を奪った者を処罰するための法律を制定し、生命を保護しなければならない。これは、当局が生命への脅威を認識しているべきであり、また国家がその生命を保護するための十分な措置をとるべきだったにも関わらずそれを怠った場合、当局が生存権を侵害することになることを意味している<sup>108</sup>。さらに、国家はいかなる生命の剥奪も、透明性のある公開の形式によって捜査されるよう確保する措置を取るべきである。

### 2) 残酷で卑劣な扱いの禁止

子どもの権利条約第37条は、子どもに対する残虐で屈辱的な刑罰を禁止している。子どもの権利条約は以下のように規定している。

締約国は、次のことを確保する。

- (a) いかなる児童も、拷問又は他の残虐な、非人道的な若しくは品位を傷つける取扱い若しくは刑罰を受けないこと。死刑又は釈放の可能性がない終身刑は、十八歳未満の者が行った犯罪について科さないこと。
- (b) いかなる児童も、不法に又は恣意的にその自由を奪われないこと。児童の逮捕、抑留又は拘禁は、法律に従って行うものとし、最後の解決手段として最も短い適当な期間のみ用いること。

メガラヤ州の炭鉱における子どもの労働者に対する超法規的殺害及び残虐で屈辱的形態の刑罰の容疑者は、炭鉱のマネジャーやオーナーである。超法規的殺害の容疑者は非国家主体であるが、インド連邦政府は、自由権規約及び子どもの権利条約に基づき、超法規的殺害及び残虐で屈辱的形態の刑罰の結果としてのいかなる生命の剥奪の容疑も、透明性のある公開の形式で完全に捜査されるよう確保する措置をとらなければならない。また、インド連邦政府は、子どもが超法規的殺害及び残虐で屈辱的形態の刑罰の対象にならないよう確保するために子どもの労働者の雇用者のような非国家主体を監督する、という子どもの権利条約上の義務を負っている。また、この

<sup>108</sup> European Court of Human Rights, *Akkoc v Turkey*.

ような禁止された行為に違反した容疑者を訴追すべきである。同時に、インド政府は、超法規的殺害及び残虐で屈辱的形態の刑罰をすべきでないことを子どもの労働者の雇用者に教育・研修する義務も負っている。さらに、インド政府は、残虐で屈辱的形態の刑罰に関して、子どもの性質に配慮をした助言や弁護を子どもに提供する制度を構築しなければならない。

### (3) 子どもの社会的及び経済的権利を尊重する義務

HRN 事実調査団は、炭坑で働く子どもたちは定期的に学校に通っておらず、住居も不十分であり、水も医療も十分に利用できていないことを認定した。同時に、児童労働は経済的及び社会的権利の結果であると同時に、原因でもあると言える。メガラヤ州の子どもの炭鉱労働者の場合、教育に関する権利及び相当な生活水準に関する権利の侵害は、人権の不可分割性の反映であり、子どもの経済的及び社会的権利を尊重する重要性を示すものである。子どもの権利条約及び社会権規約におけるインドの義務は、子どもの労働者の経済的及び社会的権利に最も関係した義務である。

#### 1) 教育に関する権利

社会権規約委員会が述べているように、搾取的及び危険な労働から子どもを保護する上で、教育は本質的な役割を果たす<sup>109</sup>。教育に関する権利は後退することが許されない(non-derogable)権利である<sup>110</sup>。

子どもの権利条約及び社会権規約は、締約国に対し、初等教育をすべての子どもに対し義務化及び無償化する義務を課しており、また中等教育もすべての子どもに利用可能且つアクセス可能なものにする義務を課している<sup>111</sup>。この権利の実施は漸進的であり、締約国は利用可能な資源を最大限活用して実行するものである。教育に関する権利の違反は、締約国の直接的な行為によって、あるいは社会権規約及び子どもの権利条約が規定する措置の不履行によって起きる場合もある<sup>112</sup>。

社会権規約委員会は、社会権規約の締結国には教育に関する権利の享受を妨げる措置の実施を避ける義務があると述べている<sup>113</sup>。両条約の教育に関する権利に関する文言は類似しており、よって子どもの権利条約が締約国に課す義務も同様である。その結果として、締約国は第三者が教育に関する権利を干渉するのを防止するための措置をとらなければならない<sup>114</sup>。この点において、社会権規約委員会は、例えば締約国は雇用者を含む第三者が子どもの通学を止めることないよう確保することで、教育へのアクセスを保護すべきであるとしている。<sup>115</sup>

<sup>109</sup> 社会権規約委員会、一般的意見 13: 教育に関する権利 (E/C.12/1999/10), パラ 1。

<sup>110</sup> この権利は、緊急事態の場合であってデロゲートできない。Geraldine Van Bueren, *International Law on the Rights of the Child* (Leiden: Martinus Nijhoff, 1994), p.233.

<sup>111</sup> 子どもの権利条約第 28 条(1)(a)、社会権規約第 13 条(2)。

<sup>112</sup> 社会権規約委員会、一般的意見 13: 教育に関する権利(E/C.12/1999/10) パラ 58。

<sup>113</sup> 同上、パラ 47。

<sup>114</sup> 同上。

<sup>115</sup> 同上、パラ 50。

この見解を拡大すると、炭坑の雇用者が子どもの通学を妨げないことを確保する義務をインドは負っていると考えることができる。

## 2) 適切な生活水準に関する権利

適切な生活水準に関する権利は、子どもの権利条約及び社会権規約に規定されている。子どもの権利条約第 27 条(1)は「締約国は、児童の身体的、精神的、道徳的及び社会的な発達のための適切な生活水準についてのすべての児童の権利を認める。」と規定している。子どもの適切な生活水準に関する権利の実現の第一義的責任は親が有するが(第 27 条(2))、子どもの権利条約第 27 条(3)はこの権利を履行するために締約国は親を支援するための適当な措置をとらなければならないとしている。これは、物質援助及び支援計画の形態をとることができる。さらに、子どもに親がおらず、その他の親戚が責任を引き受けない場合、締約国はそのような子どもが適当な機関を通して適切な生活水準に関する権利を享受できるよう確保する第一義的責任を負う。<sup>116</sup>

社会権規約第 11 条(1)は、締約国が、十分な食糧、衣類及び住居を含む、適切な生活水準に関する権利を全ての者に認めることを規定している。多くの権利は適切な生活水準に関する権利に由来している。メガラヤ州の炭鉱における児童労働の状況に最も関係しているのは、水、食糧、適切な住居に関する権利である。

## 3) 到達可能な最高水準の健康を享受する権利

子どもの権利条約第 24 条(1)は「締約国は、到達可能な最高水準の健康を享受すること並びに病気の治療及び健康の回復のための便宜を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。」と規定している。同様に社会権規約第 12 条は、社会権規約の締約国が、到達可能な最高水準の身体的及び精神的健康を享受するすべての者の権利を認め、さらに締約国が保健サービスにアクセスする権利が奪われる子どもがでないよう確保し、すべての子どもに医療援助及び保健サービスを提供し、予防衛生を発展させることを義務づけている<sup>117</sup>。

この権利を保護するために、締約国は第三者による健康に関する権利の享受の阻害を防止するための措置をとる義務を課している<sup>118</sup>。さらに、締約国は子どもの健康に関する権利の享受に対し特別な配慮をし、第三者が人々の健康に関連した情報やサービスへのアクセスを制限しないよう確保すべきである<sup>119</sup>。健康に関する権利の保護義務の違反は、締約国が健康に関する権利の享受を保護するために必要とされるあらゆる措置の不履行によっても生じる。これには、締約国が有害な伝統的な文化的慣習の順守をやめさせなかったり、健康に関する権利の侵害を防止するために個人、集団或は法人の活動を制限しなかった場合等も含まれる。よって、インド連邦政府は、メ

<sup>116</sup> Daniel Moeckli, Sangeeta Shah, Sandesh Sivakumaran (eds), *International Human Rights Law* (Oxford University Press, 2010), p. 247.

<sup>117</sup> 同上。

<sup>118</sup> 社会権規約委員会、一般的意見 14: 到達可能な最高水準の健康を享受する権利(2000年8月11日)(E/C.12/2000/4)、パラ 33。

<sup>119</sup> 同上、パラ 35。

ガラヤ州政府との協力の基に、メガラヤ州の炭鉱で働く子どもに利用可能な保健サービスが確保されるようにする義務を負うと考えられる。また、インド連邦政府は、子どもの労働者が保健サービスや情報にアクセスする権利を炭鉱のマネジャーが妨げることのないように、子どもを雇用する炭鉱のマネジャーを規制する義務も負っている。

#### (4) 子どもの人身売買を防止し、また戦う義務

##### 1) 国連子どもの権利条約

子どもの権利条約に基づきインド政府は、子どもの人身売買について、「あらゆる目的のための又はあらゆる形態の児童の誘拐、売買又は取引を防止するためのすべての適当な国内、二国間及び多数国間の措置をとる」義務を負っている(第 35 条)。よって、インドは労働目的の子どもの人身売買を防止するための措置をとる義務を負う。これには、あらゆる形態の奴隷労働のために子どもが売られることがないよう確保するための法的措置及び行政措置をとること、人身売買を法的に禁止するための法律を制定すること、あらゆる形態の子どもの国際人身売買を調査し、特定する上で、すべての関係国家機関が協力することを確保すること、国際人身売買の子どもの被害者が無事に出身国に戻れることを確保するための措置をとること、インドの管轄権外で人身売買に従事した者を訴追するための措置をとることが含まれる。<sup>120</sup>

さらに、デュー・デリジェンスの一般国際法上の義務において、インド政府は、人身売買から保護される子どもの権利に違反した非国家主体を捜査し、処罰する義務を負っている。

##### 2) 子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書

インドは、2005年8月16日に子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノに関する子どもの権利条約選択議定書を批准した。この選択議定書は、締約国に子どもの売買、子ども買春及び子どもポルノの禁止を求めるものである。

この選択議定書は、子どもの売買を禁止し(第 1 条)、各締約国に対し、子どもの人身売買行為が「自国の刑法又は刑罰法規の適用を完全にうけること」(第 3 条(1))を確保することを義務づけている。この選択議定書において、「子どもの売買」とは、「報酬その他の対償のために、子どもが個人若しくは集団により他の個人若しくは集団に引き渡されるあらゆる行為又はこのような引渡についてのあらゆる取引」(第 2 条(a))であると定義されている。また、子どもの売買行為とは、「(i) 子どもを次の目的のために提供し、移送し又は収容すること(手段のいかんを問わない。)... (c) 子どもを強制労働に従事させること」(第 3 条(i)(c))さらに、各締約国は、これらの「犯罪について、その重大性を考慮した適当な刑罰を科することができるようにする」(第 3 条(3))こと、人身売買の責任を確立するための措置をとること(第 3 条(4))を義務づけられている。子どもの人身売買の国際的な性質を考慮し、締約国は「このような行為の防止、並びに発見、捜査、訴追及び処罰のための多数国間の、地域的な又は二国間の取り決めにより国際協力を強化するためのすべての必要な

<sup>120</sup> Hodgkin and Newell, *Implementation Handbook of the Convention on the Rights of the Child* (Innocenti Research Centre, 1998), 530.

措置をとる」(第 10 条(1))こと、「被害者である子どもの身体的及び心理的な回復、社会復帰並びに機関を援助するための国際協力を促進する」(第 10 条(2))ことが求められている。また、各締約国は、「この議定書が自国について効力を生じた後2年以内に、この議定書の規定の実施のためにとった措置に関する包括的な情報を提供する報告を子どもの権利に関する委員会に提出する」(第 12 条(1))ことが義務づけられている。

インドは、この議定書の締約国であり、よって強制労働を目的とした子どもの人身売買のいかなる行為も禁止しなければならない、子どもの人身売買を行った者を捜査及び訴追しなければならない。また、このような行為に対する罰則に関する国内法の改正は、この議定書を遵守した形で行われなければならない<sup>121</sup>。

### 3) 南アジアの子どもの福祉の促進についての地域的取り決めに関する南アジア地域協力連合条約 (South Asian Association for Regional Cooperation Convention on the Regional Arrangements for the Promotion of Child Welfare in South Asia)

インドは近年、南アジア地域協力連合(SAARC、1989年発足)を通して、子どもの人身売買の問題に取り組むための地域協力のメカニズムを発展させている。SAARCは、インド、バングラデシュ、ブータン、モルディブ、ネパール、パキスタン、スリランカ、アフガニスタンによって構成される地域組織である。インドは、他の加盟国とともに、南アジアの子どもの福祉の促進についての地域的取り決めに関する条約に批准している。この条約は、子どもが子どもの権利条約を始めとする国際人権条約によって確立した権利を有していることを再確認し<sup>123</sup>、締約国は子どもの権利条約を履行する義務を負っていることを強調している<sup>124</sup>。この条約は、締約国に対し、子どもを搾取、屈辱的取扱い、人身売買及び暴力から保護するための国内法を施行するための法的及び行政上のメカニズムを整えることを確保するために適当な措置をとることを義務づけている。さらに、締約国は子どもを危険な労働に従事させないための安全策を整備することを確保する必要もある<sup>125</sup>。しかし、この条約には人身売買の責任を負う者に対する捜査、起訴、処罰に関する地域的協力、また強制労働を目的とした子どもの人身売買の禁止と防止についての効果的な条項がない。

<sup>121</sup> インドの子どもの権利条約及び子どもの売買に関する選択議定書の批准の加え、インドは2002年に、人(特に女性及び児童)の取引を防止し、抑止し及び処罰するための国際連合議定書(United Nations Protocol to Prevent, Suppress and Punish Trafficking in Persons, especially Women and Children)に調印した。2004年の子どもの権利条約委員会の勧告や、本議定書を批准する過程にあるとのインドの声明にも関わらず、インドは未だに本議定書を批准していない。本議定書は、人の取引の定義を含み法的拘束力のある初の国際的文書であり、人身取引を防止し、及びこれと戦うこと、人身取引の被害者を保護し、援助することを目的として採択された(第2条)。本議定書は、搾取的児童労働を含む人身売買の問題を包括的に扱っている。締約国は、「故意に行われた第三状に規定する行為を犯罪とするため、必要な立法その他の措置をとる」こと(第5条(1))、また「包括的な政策、計画その他の措置を定める: (a) 人身取引を防止、及びこれと戦うこと、(b) 人身取引の被害者、特に女性及び児童が再び被害を受けることのないようにすること」(第9条)を義務づけられている。締約国は国際人身売買の被害者である子どもの送還及び受け入れを促進しなければならない(第8条)。

<sup>123</sup> 子どもの権利条約は、締約国に対し、第35条において子どもの人身売買を防止するために適当な二国間及び多国間の対策をとることを義務づけている。

<sup>124</sup> 南アジアの子どもの福祉の促進についての地域的取り決めに関する南アジア地域協力連合条約 (South Asian Association for Regional Cooperation Convention on the Regional Arrangements for the Promotion of Child Welfare in South Asia), Part 1, Article III.

<sup>125</sup> 同上, Part 2, Article IV.

## (5) 結論

子どもの権利条約、自由権規約、社会権規約並びに児童労働に関する ILO 第 5 号条約、第 123 号条約、強制労働に関する ILO 第 29 号条約、第 105 号条約の締約国として、インド連邦政府はその管轄権において子どもを児童労働や奴隷のような労働の慣行から保護する、一般国際法上のデュー・デリジェンスの義務を負っている。

ILO 第 5 号条約及び第 123 号条約において、インドは 16 歳未満の子どもが炭坑で働くことのないよう確保することを義務づけている。しかし、ジャインティア丘陵には、児童労働の慣行に対する効果的な監視、捜査或は制裁の制度がない。16 歳未満の子どもの使用は、ジャインティア丘陵で広く行われている現象のようである。中央政府及び地方政府は、ILO 条約の実際の施行の確保を怠っており、子どもに対する保護措置が全く取られていない。

インド政府は、子どもの強制労働に関わった者に有罪判決を下しておらず、報告すらしていないため、強制労働に関する ILO 第 29 号条約及び第 105 号条約上の義務の履行が不十分である。

また、インド政府は ILO 条約上の雇用者が労働者の記録をとることを確保するという義務も履行できていない。よって、インドは、批准又は加盟した国際合意に基づく児童労働を防止し、子どもを保護する義務を履行できておらず、或は一般国際法におけるデュー・デリジェンスの義務を履行できていない<sup>126</sup>。

さらに、メガラヤ州の炭鉱にいる子どもたちの生存権は侵害され続けている。子どもを何日間もネズミ穴へ閉じ込める等の、子どもの生命を危険に晒し、しばしば子どもの生命を奪い取ることもあるような罰がよく実践されている、とのインタビューによる報告は深刻な懸念である。インド政府は、自由権規約の締約国として、子どもを超法規的殺害から保護するために必要なあらゆる手段をとり、このような事件が発生した場合には、犯人を捜査、訴追さらに処罰する義務を負っている。インド政府は、このような容疑の重大性を考慮し、可及的速やかにこの問題に対する措置をとらなければならない。

炭坑の危険な労働条件によって子どもが死亡していることも重大な懸念である。一切の安全対策がなく、採掘の科学的手段も使われておらず、酸素不足、落盤、炭鉱内での洪水といった多数の防止可能な事故で子どもが死亡している。自由権規約においてインド政府は、炭坑の調査や安全性に関する国内法及び規制を履行し、また労働条件を監視、調査することで、子どもの生存権及び心身の完全性を保護するデュー・デリジェンスの義務を履行しなければならない。

子どもの経済的及び社会的権利に関して言えば、教育に関する権利の侵害は、子どもの炭坑での労働の結果である。よって、インドの連邦政府は、子どもの権利条約第 32 条(1)における労働によって子どもの教育が妨げられることのないよう確保するという義務、また第三者が子どもの教育に関する権利の享受を妨げることがないよう確保するという付随的な義務を履行していない。

また HRN 事実調査団は、十分な住居や安全な飲料水が利用可能でない不衛生な状態で生活している子どもを発見した。これは、適切な生活水準に関する権利、適切な住居及び水に関する

<sup>126</sup> 例えば ケース 17 及びケース 33 等を参照。また、インド政府に対する子どもの権利条約委員会勧告を参照。

権利の侵害である。子どもの労働者の侵害されているその他の重要な権利は、子どもの権利条約及び社会権規約における到達可能な最高水準の健康を享受する権利である。

最後に、人身売買に関して言えば、ジャインティア丘陵における採取目的での子どもの人身売買は広範且つ組織的である。事実調査団がインタビューを行ったメガラヤ州の炭鉱の子どもの労働者は、隣国のネパールやバングラデシュからブローカーによって連れて来られたと述べている。インタビューをした子どもの多くは、ブローカーとして炭鉱で現場監督をしている村の Sardar に「採用」された際に、仕事の詳細について知らせておらず、仕事の種類すら知らされていない場合もあった。これらブローカーや Sardar は子どもが従事する仕事の本当の性質を子どもに知らせていない。こうした情報を基に、これらの行為は人身売買に関する子どもの権利条約の議定書違反に相当する。

このような容疑の深刻さを考慮し、労働のための子どもの人身売買に関して、インド政府は国内法の改正および、または経済的採取のための子どもの人身売買の撲滅を目的とした新法の制定によって、メガラヤ州での子どもの権利条約議定書の履行に一層取り組まなければならない<sup>127</sup>。さらに、インド政府は、子どもの人身売買に関わった者の捜査、訴追、処罰、また子どもの保護と帰還に関する地域的協力を強化しなければならない。

## VIII. 政府の行動の欠如

### 1 概観：政府の構造と行動の欠如

#### (1) 政府の構造

インド政府は、児童労働を撲滅のための計画やメカニズムを立ち上げ、第7章で述べたように法令や規制を制定する等、児童労働を撲滅に向けて、その意欲を示している。

例えば、インドは、子どもに関する国家憲章 (National Charter for Children) (2003)<sup>128</sup> や子どもに関する国家行動計画 (National Plan of Action for Children) (2005)<sup>129</sup> 等の子どもの福祉に関する国家政策を採択している。子どもに関する国家行動計画は、児童労働の完全な廃絶、子どもの売買やあらゆる形態の子どもの人身売買の撲滅を主要な目的としており、連邦、州、地方政府にこの計画の履行の第一義的な責任を課している。

政府は、児童労働撲滅のための政策を履行するために、児童労働専門助言委員会 (Child Labor Technical Advisory Committee)、国家児童労働撲滅局 (National Authority for Elimination

<sup>127</sup> インドは、本報告書の作成時には、子どもの売買に関する子どもの権利条約の選択議定書第12条(1)において義務づけられている子どもの権利条約委員会への報告書の提出を行っていない。インドは2005年にこの選択議定書を批准しており、第1次報告書の提出期限は2007年であった。よって、インド政府はこの選択議定書の履行の進捗状況に関して、子どもの権利条約委員会に公式に報告していないことになる。インド政府は、労働目的での子どもの人身売買の状況に光を当て、インドがこの問題のために取り組んでいる措置を明らかにするために、この選択議定書に従って、第1次報告書を子どもの権利条約委員会に速やかに提出すべきである。

<sup>128</sup> Department of Women and Child Development (Ministry of Human Resource Development, Government of India), National Charter for Children (2003), 参照: <http://wcd.nic.in/nationalcharter2003.htm>

<sup>129</sup> Department of Women and Child Development (Ministry of Human Resource Development, Government of India), National Plan of Action for Children (2005), 参照: <http://wcd.nic.in/NAPAug16A.pdf>

of Child Labor)、また児童労働に関する中央助言委員会(Central Advisory Board on Child Labor)を設置している。これらの機関は、計画や政策を立ち上げ、履行状況を評価し、児童労働に関する試みに関する助言を政府にするために、設立された。中央監視委員会(Central Monitoring Committee)は児童労働に関する問題を管轄しているが、メガラヤ州では権限を持たない。これは、同委員会の権限が国家児童労働計画(National Child Labor Programs)によって制限されており、この計画はメガラヤ州には適用されないためである<sup>130</sup>。さらに、炭鉱法(1952年)は、炭鉱に関する規制の履行を確保するために、監督官(Inspector)を任命することを認めている。監督官は、あらゆる違反を即座にやめさせ、救済がなされるまで炭鉱の運営を停止させる権限を持つ。

1996年の判決<sup>131</sup>では、最高裁判所は鉱業を含む有害な産業における児童労働を撲滅するために、州政府に対し具体的な指示を命じた。この指示には、労働に従事している子どもを特定するための調査を実施すること、有害な産業で労働をしている子ども保護すること、違法行為を行っている雇用者から子ども一人当たり20,000ルピーを子どものために徴収すること、その他の州による経済面及び雇用面での支援を子どもの家族に提供すること、州及び連邦レベルで児童労働法を施行し、監視するための委員会及び措置を実施することが含まれる。残念ながら、これらの指示は効果的且つ持続的な政策あるいは行動として履行されたのではなく、一度きりの命令として発布された。多くの地域では、この一度の命令さえ効果的に履行されなかった。特に、メガラヤ州は履行において最低の水準であった<sup>132</sup>。

こうした国家政策は、児童労働と子どもの人身売買の問題に関して、進歩的な目標と目的を設定している一方で、これらは効果的に履行されていない。政府は児童労働に関係した法令及び規制を履行できておらず、政府が設置した制度の監視もできておらず、実際の違反に対しての不作為を示している。

これらの機関や政策があるにも関わらず、インドのニュース<sup>133</sup>がとメガラヤ州の炭鉱は「規制されていない」と表現する程に、炭鉱での児童労働は完全に調査されていないままのようである。

## (2) 子どもの権利の保護に関する独立機関

### 1) 国内人権委員会(National Human Rights Commission)

国内人権委員会は、人権保護法(Protection of Human Rights Act,1993年、2006年改正)に従って、国内人権機関(NHRI)として設立された。委員会は、児童労働を含むインドで起こるすべての人権侵害を担当する独立した人権機関である。同委員会は、「我が国において、独立以来50年間にわたり残り続ける児童労働の蔓延ほど、切実な懸念を有する経済的あるいは社会的な問題はない」としている。委員会は、いかなる人権侵害の疑いに関して調査及び介入し、政策を再検討し、

<sup>130</sup> 参照: <http://labor.nic.in/cwl/NcipDistricts.htm> - このサイトには、国家児童労働計画(NCLP)が適用されるすべての地区が記載されている。現在、メガラヤ州の各地区は含まれていないが、政府は近い将来更に150の地区を追加したい考えである。(今後メガラヤ州の地区も含まれる可能性がある。)

<sup>131</sup> Writ Petition (Civil) No.465/1986, Supreme Court of India *M.C. Mehta v. State of Tamil Nadu and Other.* Dec. 10, 1996. 1997 AIR 699, 1996(9) Suppl.SCR 726, 1996(6) SCC 756, 1996(9) SCALE42, 1996(11) JT 685

<sup>132</sup> Child Labour Law in India, Gazette of India Extraordinary, Pt II, Sec 3(ii), Feb 5 1996, Annex V.

<sup>133</sup> NDTV News. 参照: [http://www.tubaah.com/details.php?video\\_id=51217](http://www.tubaah.com/details.php?video_id=51217)

インド政府に勧告を行う権限を持つ。

## 2) 子どもの権利の保護に関する国内委員会 (National Commission for Protection of Child Rights)

子どもの権利の保護に関する国内委員会 (NCPCR)<sup>134</sup>は、インドにおける子どもの権利を保護、促進、擁護のための取り組みを加速されるために、子どもの権利の保護に関する連邦委員会法 (Commission for Protection of Child Rights Act)<sup>135</sup>に基づいて、2007年3月に設立された法定独立機関である。

NCPCR は、以下の機能を持つ。

- 子どもの権利の保護のために差し当たり施行されているいかなる法律によって、あるいはそれに基づいて提供される安全措置を分析し、再検討し、こうした措置の効果的な履行のための対策を勧告すること。
- 子どもの権利の侵害を調査し、その事件において手続きの開始を勧告すること。
- テロ、地域内での暴力、暴動、自然災害、家庭内暴力、HIV/AIDS、人身売買、虐待、拷問、搾取、ポルノグラフィ、買春によって影響を受ける子どもの権利の享受を阻害するすべての要素を分析し、適切な救済措置を勧告すること
- 以下に関係した苦情申し立てを調査し、問題に留意すること:
  - 子どもの権利の剥奪と侵害
  - 子どもの発達と保護に関する法律の不履行
  - 子どもの困難を軽減し、子どもの福祉を確保し、そのような子どもに救済を提供するための政策決定、指針あるいは機関の違反

NCPCR は、すべての問題を調査する一方で、民事訴訟法(1908)に基づき、民事裁判で訴訟を起こす権限を有する。

## 2. メガラヤ州における履行状況

州政府は、上記に述べた通り 1996年の最高裁判所命令に基づいて、すべての児童労働従事者を記録し、教育を提供するように一度は動いたが、少なくとも書類の限りでは、ほとんど或は全く持続的影響がなかったようである<sup>136</sup>。HRNは、1996年以降の最高裁判所或はメガラヤ州高等裁判所の児童労働の事件に関するいかなる記録も見つけることができなかった。これは、1996年以降炭鉱オーナーが全く起訴されていないことを示唆している。

炭鉱で働いている子どもの数から考えると、監督官は違反を無視しているか、監督官の数が少なすぎるために、炭鉱を効果的に監視することができていないのは明らかである。数多くの炭鉱が至近距離に位置するために、監督官が当該地域にいる場合、労働者はその地域の炭鉱を離れる、

<sup>134</sup> National Commission for Protection of Child Rights, 参照: <http://www.ncpcr.gov.in/index.htm>

<sup>135</sup> Commissions for Protection of Child Rights Act (2005) (4 of 2006).

<sup>136</sup> 前掲 Supreme Court of India Mehta v. State of Tamil Nadu and Others.

捕まる心配がなくなるまで別の炭鉱に行くことができる。さらに、都市から遠く離れており、アクセスが困難な炭鉱には、監督官は一度も訪れていない可能性がある。このように、児童労働を撤廃するための法律を執行する任務を持つ者は、効果的にその仕事を行っていないと考えられる。

さらに、効力を持つその他の政府機関が、この問題は管轄外であると主張している場合もある。インドの週刊誌 *Tehelk* のインタビューにおいて、メガラヤ州副首相 (Meghalaya Deputy Chief Minister、炭鉱を担当している) は、この問題に対して限定的な権限しか (おそらく責任を持ちたくない姿勢も) 持っていないと断言しており、「この問題は、労働局 (Department of Labour) が行動を起こすべきである。幼い子どもがそこで雇用されていることを知っている労働局が労働法を課すべきである。」<sup>137</sup>と述べた。

最後に、現地の警察は、子どもを雇用し、搾取した者を訴追し、処罰するのではなく、炭鉱オーナーの側に味方をするようである。労働者の一人は、仲間の労働者が罰としてネズミ穴に閉じ込められた時に、助けを求めするために警察に行ったが、警察はその労働者を助けるのではなく炭鉱オーナーを助けた、と証言した。ここでの問題が警察の腐敗であるのか、それとも警察ができる限り関わりたくないためにとった行動であるのかは、はっきりしなかった。児童労働を撲滅するための法律や政策があるにも関わらず、実施されているメカニズムが子どもの労働者を保護できていないことは、明らかである。メガラヤ州において、児童労働を予防し、或は犯人を処罰するために効果的に活動している者はいない。

### 3. ジャインティア丘陵における児童労働のための効果的な対策の欠如

ImpluseNGOnetwork は、メガラヤ州ジャインティア丘陵の児童労働の問題において、連邦及び州レベルの関係当局に対して、この事態に介入するよう積極的にロビー活動を行っている<sup>138</sup>。こうした関係当局のうちいくつかはこの問題に取り組んでいるが、その取り組みは非常に限定的であり、実質的な成果を上げていない。このような関係当局が事態に介入した事例があったとしても、その介入方法は、一回限りでその後のフォローアップがほとんどないようなものであり、効果的でない。

#### (1) NCPCR による介入

##### 1) 現場訪問

子どもの権利の保護に関する国内委員会 (NCPCR) は、ジャインティア丘陵の炭鉱を一度訪れてはいるが、訪問後の状況がこの機関による介入の無効性を示している。

NCPCR のニュースレターである 2010 年 3 月のインフォカス (Infocus)<sup>139</sup>と 2009 年 8 月 8-11 日

<sup>137</sup> Kunal Majumder, Half Life of a Coal Child. *Tehelka Magazine* Vol. 7, Issue 26. July 3, 2010. 参照:

[http://tehelka.com/story\\_main45.asp?filename=Ne030710coalchild.asp](http://tehelka.com/story_main45.asp?filename=Ne030710coalchild.asp)

<sup>138</sup> この問題に関して、Impluse NGO network は次の当局に連絡をしている。連邦レベルでは、i) Planning Commission, ii) National Commission for the Protection of Child Rights (NCPCR), iii) Delhi Commission for the Protection of Child Rights、州レベルでは、i) Governor, Government of Meghalaya, ii) Chief Secretary, Government of Meghalaya, iii) Commissioner and Secretary, Social Welfare Department, Government of Meghalaya, iv) Director, Social Welfare Department, Government of Meghalaya, v) Labor Commissioner, Labor Department, Government of Meghalaya.

<sup>139</sup> National Commission for the Protection of Child Rights, *Infocus* (March 2010) 参照:

の報告書<sup>140</sup>によると、NCPCR の一団は、ジャインティア丘陵の炭鉱での多数の子どもの労働に関する申し立てを調査するために、メガラヤ州を訪問した。NCPCR の調査は以下の事項を認定した。

- ・ この地域の産業とタウンシップの成長の結果として、ジャインティア丘陵において安価の労働力に対する驚異的な需要がある。子どもは、最も安価な労働形態であり、非人道的な環境で強制的に働かせることができるために、よく使用されている。
- ・ NCPCR が訪問した際には子どもは見られなかったが(NCPCR の一団の訪問は、この地域で知れ渡っていた。)、一団は幼い子どもが石炭の積み込みやサイズ分けの作業に、もう少し大きな子どもは他の大人の労働者と一緒に小さな隙間を通り炭鉱内での労働に従事していると数件の報告を得た。見習いとしてトラックの運転や清掃をし、運転手の手伝いをしている子どももいる。NCPCR に報告をした NGO は、約 7 万人の子どもたちが炭坑にはいると見積もっている。
- ・ 労働局は、児童労働が深刻な問題であることを認めたが、人員、設備、地元の文化等が、労働局が法律を履行する上での障害になっているとした。

## 2) 勧告

NCPCR は、上記の報告書において、以下の勧告を行った。

- ・ あらゆる形態の児童労働に反対し、すべての関連法の履行の幅広い市民の支持を得るための持続的かつ包括的なキャンペーンが実施されるべきである。
- ・ 労働局は、児童労働(禁止と規制)法(1986)、少年法(Juvenile Justice Act)及び奴隷労働制廃止法(Bonded Labour System Abolition Act)(1976)を厳格に施行し、家庭内労働、ホテル、飲食店、その他の施設、炭鉱、児童労働が禁止されているその他の分野における子どもの雇用者に対する事件を登録し、警察や税務課と上記の法律の施行のために調整しなければならない。
- ・ 労働から子どもを救助し、子どもの年齢に適したクラスへの編入準備をするための取り決めがつくられるべきである。SSA<sup>141</sup>は、寄宿制或は非寄宿制の就学準備課程を通して、学校に在籍していない子どもを援助するための包括的な計画を発展させ、こうした子どもが学校に溶け込めるように働きかけなければならない。
- ・ 全日制の学校に入学し、在籍を維持しているという合理的な結論に至るまで、このような子どもをすべて特定し、救助し、リハビリを提供するために、児童福祉委員会を含む全ての当局の役割を明確にし、はっきりとした手順を構築すべきである。NCPCR が勧告し、最近デリー高等裁

---

[http://www.ncpcr.gov.in/Infocus/infocus\\_March\\_2010.pdf](http://www.ncpcr.gov.in/Infocus/infocus_March_2010.pdf)

<sup>140</sup> National Commission for the Protection of Child Rights, Child Rights in Meghalaya: *Summary of findings and Recommendations of NCPCR*.

<sup>141</sup> Sarva Shiksha Abhiyan (SSA)は、ヒンドゥー語で「教育の普遍化」を意味し、2010年までに6歳から14歳までのすべての子どもに初等教育を提供するというインド政府の計画である。この計画は、女子、指定カースト(SC)/指定部族(ST)、その他の困難な状況に置かれている子どもの教育上のニーズに特に焦点を当て、国内のすべての地区で実施されている。

判所が採択した手順が、この目的のために使用されるべきである。

### 3) 中央及び地方政府の反応

Impulse NGO Network は、この問題に関する NCPCR による一連のイニシアチブにも関わらず、メガラヤ州政府はメガラヤ州の炭鉱での児童労働の問題に取り組むために、いかなる実質的な決定も行っていないと報告している。政府は、2009 年以來議論されている新しい炭鉱での規制を採択できていない。さらに驚くべきことに、最新の規制案には、児童労働や労働条件に関する条項すら含まれていない。

### 4) 評価

NCPCR による介入は、歓迎すべき進歩であるが、現地での事実調査はとても満足のいくものではないことを留意しなければならない。NCPCR の報告書によると、NCPCR はジャインティア丘陵で働いている子どもへのインタビューすらできていない。NCPCR による調査は、第一歩に過ぎず、全般的な調査を将来実施しなければならない。またこの報告書は、NCPCR 委員長の Dr. Shantha Sinha 氏がネパールやインドのその他の地域出身の子どもがジャインティア丘陵や周辺の地域の炭鉱で働いている子どもの問題を指摘しているにも関わらず、ネパールやインドのその他の地域からの子どもの人身売買の問題は触れられていない<sup>142</sup>。この地域での児童労働の問題は、子どもの人身売買をつながっている。メガラヤ州の炭鉱における児童労働の状況を改善するために、子どもの人身売買に取り組むことは必要不可欠である。

さらに、この報告書の勧告を実現するためのフォローアップが一切実施されていないことも留意されなければならない。効果的なフォローアップなしに、勧告の履行を達成することはできない。NCPCR は与えられた権限に従い、この報告書及び勧告の履行のための更なる対策をとるべきである。

#### (2) その他の当局による介入

##### 1) 労働局長官 (Chief Labour Commissioner)

詳細は明らかになっていないが、2010 年 9 月にインド政府の労働局長官がこの問題に介入するためにメガラヤ州を訪問したと、Impulse NGO Network は報告している。インド政府及びメガラヤ政府は、形式的であれこの問題に対応しており、ジャインティア丘陵の炭鉱において子ども権利の重大な違反の疑いがあることを公式に認めている。しかし、どちらの政府もジャインティア丘陵の児童労働の状況を解決するためのいかなる効果的な対策を発表も、実施もしていない。

##### 2) その他の当局

政府は、児童労働撲滅のための政策を履行するために、児童労働専門勧告委員会 (Child Labor

---

<sup>142</sup> National Commission for the Protection of Child Rights, *Infocus* (March 2010) 参照:  
[http://www.ncpcr.gov.in/Infocus/infocus\\_March\\_2010.pdf](http://www.ncpcr.gov.in/Infocus/infocus_March_2010.pdf)

Technical Advisory Committee)、国家児童労働撲滅局(National Authority for Elimination of Child Labor)、また児童労働に関する中央勧告委員会(Central Advisory Board on Child Labor)を設置している。これらのどの機関も、ジャインティア丘陵における児童労働の状況に介入するための行動に出ていない。炭鉱法(1952年)によると、監督官(Inspector)が様々な法律や規制の履行に責任を持っているとされており、また監督官はあらゆる違反を即座にやめさせ、救済オーナーされるまで炭鉱の運営を停止させる権限を持つ。さらに、監督官は違反を発見、調査する責任も持っている。さらには(おそらく、特に)恐怖や自己負罪のために報告されない違反の場合も含まれる。しかしながら、監督官は未だに児童労働の状況に介入していない。こうしたことは、インド政府が子どもを児童労働から保護するために数多くの機関や当局を設置したにも関わらず、これらの当局には事態を十分に調査し、児童労働を終わらせ、被害者をただちに保護する意思も能力もないことを示している。

## IX. 提言

HRN 事実調査団は、インド・メガラヤ州のジャインティア丘陵において児童労働の慣行によって重大な人権侵害が起きていることを認定した。こうした児童労働は極めて危険であり、奴隷制のような慣行に等しいものである。

インドの児童労働撲滅のための数多くの法律、規制、メカニズムにも関わらず、適切な履行や現場の状況を変える政治的意思の欠如により、このような法律、規制、メカニズムがジャインティア丘陵の子どもを救う上で無力であることを調査結果は示している。児童労働を禁止し、児童労働の雇用者を処罰し、状況を監視・救済する監督官の機能を支持し、最終的に子どもの被害者を救助・保護するための国内法を完全に履行する緊急の必要性がある。

インドは、自由権規約、社会権規約、子どもの権利条約、子どもの権利条約選択議定書、児童労働及び強制労働に関するILO第5号、第23号、第29号、第105号、南アジアの子どもの福祉の促進についての地域的取り決めに関するSAARC条約の締約国として、非人道的な児童労働の慣行から子どもを保護する具体的且つ早急の対策をとる必要がある。

ヒューマンライツ・ナウ事実調査団は、特にメガラヤ州の炭鉱における児童労働の撲滅のために、以下の勧告をする。

### 1. インド中央政府とメガラヤ州政府に対して

- ・ジャインティア丘陵における児童労働の慣行及び人権侵害の徹底的、効果的かつ透明性のある大規模な調査を、被害者の完全な参加のもとに、即時実施すること。
- ・ILO調査委員会(Commission of Inquiry)や現代的形態の奴隷制に関する特別報告者、人身売買に関する特別報告者、超法規的処刑に関する特別報告者等の国連専門家による国際的監視を招待し、受け入れること。
- ・奴隷制のような慣行から子どもを至急救助、保護し、リハビリ、教育、復帰、補償を含む効果的

な救済を提供すること。

- ・ 児童労働の撲滅に係る様々な省庁・部署の役割を明確にし、少なくとも一つの機関が児童労働に関連した規制を施行する権限が与えられるよう確保すること。
- ・ インド憲法及びインドが批准する国際人権条約に規定されているように、14 歳未満の子どもに対して、手頃な授業料あるいは無償の教育を提供すること。
- ・ 労働に従事しているために著しく影響を受けている炭鉱の子どもの経済的、社会的及び文化的権利を履行するより一層の努力をすること。特に、人身売買された子どもの権利の実現は、保護者が子どもに同伴していない場合、インド政府がその一義的責任を負うことを認識すべきである。
- ・ 子どもの権利、特に児童労働に関する子どもにきめ細やかに配慮した情報に、子どもがアクセスできるよう確保すること。
- ・ 子どもが自身の労働権の侵害や市民的、政治的、経済的、社会的及び文化的な権利の付随的違反に関して苦情申し立てを行うことができる制度を設置すること。
- ・ インドの児童労働の長い歴史を考慮し、またインドの子どもの権利条約第 32 条の留保を考慮し、インドの児童労働が伝統的慣行であるというのは論拠のあることである。よって、インドは意識向上等の対策によってこの慣行の広範の許容を変えるための、より一層の責任を果さなければならない。

## 2. インド中央政府に対して

- ・ インド憲法、児童労働法(Child Labour Act)、インドが批准した ILO 条約の完全且つ効果的な履行を確保すること。
- ・ 児童労働及び人身売買の原因、性質、規模に関する国家規模の包括的調査を実施し、関連法や関連条約の履行状況を分析し、機能不全の原因を特定し、こうした問題を解決するためにあらゆる必要な対策をとること。
- ・ 最低年齢に関する ILO 第 138 号条約及び最悪の形態の児童労働の禁止及び撲滅のための早急な行動に関する ILO 第 182 号条約を批准すること。
- ・ 人身売買の被害者の保護及び子どもの人身売買の防止するために、不道徳的人身売買防止法の対象範囲をあらゆる形態の子どもの人身売買に拡大すること。
- ・ 子ども的人身売買に関連する防止、保護、起訴に関するネパール及びバングラデシュ政府と二国間合意を締結すること。
- ・ インド憲法附則 6 を改正し、部族自治の適用範囲を明確にし、炭坑における連邦安全対策や児童労働規制の不履行を附則 6 によって正当化できないことを確保すること。
- ・ 国家児童労働計画(National Child Labour Programs)をメガラヤ州内のすべての地区で適用すること。

## 3. 国際社会に対して

この人権侵害の重大性を考慮し、HRNは国際社会に対し、直ちにこの問題を意識し、取り組むためことを求める。

特に、HRN 事実調査団は以下を求める:

- ・ 現代的形態の奴隷制に関する特別報告者、人身売買に関する特別報告者、超法規的処刑に関する特別報告者等の国連専門家が、ジャインティア丘陵で事実調査を行うこと。
- ・ ILO がこの状況を調査し、介入すること

#### 4. 国際的な産業界に対して

複数の情報源によると、ジャインティア丘陵で採掘された石炭はバングラデシュへ送られ、その後世界中のその他の国に送られるとのことである。HRNはこの石炭商品の正確な送り先を確認することはできていないが、世界中の多くの企業がこうした炭鉱で産出された石炭を購入していると推測される。

この件に関して、HRN は産業界に対して、こうした状況を意識し、「サプライ・チェーン」に留意するよう勧告する。HRN は、最終消費者は児童労働の奴隷制のような慣行に関連したあらゆる生産物を購入したくないと考えていると、信じている。そして HRN は、上記の状況は、過去の搾取工場と同様に深刻であると確信している。

## 付録1. インタビュー

### I. 炭鉱の穴の奥深くで働く子どもたち

#### インタビュー1

*Hurditiya* (男性)、12 歳、インド・メガラヤ出身、メガラヤのとある炭鉱で 4 週間働いている。

12 歳の *Hurditiya* はインド・メガラヤの出身である。彼は貧しく余裕もないため、学校には通っておらず、その代わりに炭鉱で働いている。炭鉱から 20 分程離れた村に家族と一緒に住んでおり、そこから働くために炭鉱へ通っている。インタビュー当時、*Hurditiya* はメガラヤ炭鉱の一つで 4 週間働いていた。

*Hurditiya* は石炭採掘者で、石炭を掘るためにネズミ穴の奥深くまで行く必要がある。一日におよそ 4~5 時間働き、週に 400~500 ルピー (約 9~11USD、約 700~900 円) を稼ぐ。この仕事が好きかどうか彼に尋ねたとき、*Hurditiya* は何も答えなかった。

#### インタビュー2

*Alok* (男性)、13 歳、ネパール出身、メガラヤ炭鉱を含む様々な炭鉱で 4 年間働いている。

鉱道を下って行き、ネズミ穴で働いている数多くの子どもにインタビューを試みた。*Alok* はインタビューをすることができた唯一の子どもである。彼の毎日の仕事は石炭を掘ることで、そのためネズミ穴の先端まで行くこともある。それから、仲間と共に掘った石炭を採石場の中央まで運び出す。

13 歳の *Alok* はネパールの出身である。9 歳から様々な炭鉱で石炭切として働いている。彼の働いている炭鉱ではおよそ 10 人の 18 歳以下の子どもが石炭採掘者や石炭運びとして働いていると証言している。

炭鉱労働者として働いている時、*Alok* は二つの事故を目撃した。一つ目の事故はクレーンの落下によるものだった。クレーンの操縦者は不慣れで、クレーンの操縦資格を有していなかった。操縦中、クレーンは落ち、その下で働いていた人の頭を直撃した。その労働者はその地域の病院に急いで運ばれたが、病院スタッフは彼を救うことはできなかった。二つ目の事故は数人の子どもたちの命を奪った。掘っていた穴の天井が崩れ落ちてきたのである。*Alok* の働いている炭鉱では安全基準というものがないと彼は述べている。

彼は労働時間や平均給与については述べていない。

#### インタビュー3

*Har* (男性)、13 歳、KASHI、シロン出身

*Har* の仕事は石炭採掘で、地下の採石場で石炭を掘りながら一日中過ごしている。彼はその炭鉱で父親と一緒に働いている。彼はそれ以上の情報を話すことは好まず、仕事についてどう感じているかについても話さなかった。

#### インタビュー4

*Amar* (男性)14 歳、インド生まれ。家族は本来ネパール・Katari 出身。彼はメガラヤの様々な炭鉱で2~3年間働いていた。

*Amar* はメガラヤ地域の石炭炭鉱の一つで石炭採掘者として働いている。彼の父親もまた、同じ石炭炭鉱で働いている。

*Amar* は通常一日8時間働き、一日につきおよそ900ルピー(約20USD、約1,700円)を稼いでいる。

*Ajun* は仕事生活や炭鉱での労働環境について詳細に話すことに気が進まないようだった。この仕事は危険だけれど石炭炭鉱で働くことは好きだと彼は述べている。

#### インタビュー5

*Madan* (男性)、15歳、ネパール・Khotang 出身、メガラヤの炭鉱を含む様々な炭鉱で1年半働いている。

*Madan* はネパールの北東に位置する Khotang 出身の15歳の男性の子である。家は貧しく、家族は未だネパールに住んでいる。13歳になった頃、家族を支える仕事を探すため家族や故郷から離れることを決意した。彼はその後すぐ、仕事を探すために3,4人の21歳から30歳の年上の“友達”グループと一緒に去った。そのグループはネパールを離れ仕事を求めインドへ行った。彼はインタビューが行われたメガラヤの炭鉱に来る前、1年以上インドの他の地域の炭鉱で働いた。

現在の炭鉱に来る前、彼の友達もネパールに帰ることにしたが、家族の財政状況を考え、両親が帰ってくるように勧めたにもかかわらず、もっとお金を得るためにメガラヤの炭鉱へ移動する決心をした。*Madan* は新しい炭鉱に移動することは彼の意志であり、彼のような鉱夫はしばしばより多くのお金を得られる炭鉱へ移動することがあると述べている。

インタビューの中で、*Madan* はネズミ穴が地下深くにこれほどまで広がっていたのを事前に知らなかったと述べている。そんなネズミ穴に入った最初の時、彼は恐怖を感じ、そして、ネズミ穴では時々酸素が足りなくなることがあるとも述べている。このような状況の中で、彼は通常一日7,8時間働き、時には日曜日も含め7日間以上連続して働く。月に3,4回マーケットデーと呼ばれる休暇が与えられる。マーケットデーでは彼や他の鉱夫は市場へ行き、必要なものを買う。

努力の甲斐もあって、*Madan* は週末には集めた石炭の量にしたがって給料を受け取る。週の平均給料については述べなかったが、ネパールにいる両親へ月におよそ10,000ルピー(約225USD、約20,000円)送っていると述べていた。

#### インタビュー6

*Padma* (男性)、15歳、ネパール・Bhojpur 出身、メガラヤ炭鉱で六か月間働いている。

*Padma* はネパールの Bhojpur 出身の15歳である。彼は石炭採掘者としてメガラヤの炭鉱で6か月間働いている。*Padma* は村の Sardar を通してこの炭鉱へ友達と一緒にやって来た。*Padma* は石炭採掘で一日に500~1000ルピー(11~22USD、900~1,800円)を稼ぐ。

Padma は炭鉱に来る前、炭鉱の労働環境については知らず、メガラヤに来てショックを受けた。仕事はとても難しく、彼の炭鉱では安全対策はとられていないと彼は述べた。彼は炭鉱事故については特に知らないけれども、身の安全については恐怖を感じており、「とても怖いし、安全性についてとても問題がある」と言っている。Vinod は 2 週間以内にネパールへ帰ることを計画していた。

#### インタビュー7

Yogesh (男性)、15 歳、ネパール出身、メガラヤを含む様々な炭鉱で働いている。

Yogesh はネパール出身の 15 歳である。彼とその父親は同じ炭鉱で働いている。インタビュー当時、彼はメガラヤ地域の炭鉱で数週間が働いていた。Yogesh によるとネパールの彼の村の多くの人々は同じ炭鉱で働いているらしい。

Yogesh は石炭採掘者でパートナーと共に働いている。パートナーが石炭を掘るときには、彼もまた石炭を掘ったり、石炭を手押し車で運んだりするためネズミ穴に入る。この週だけで、Yogesh は一日に 350 ルピー(約 8USD、約 650 円)を稼ぐ。

#### インタビュー8

Ramchandra (男性)、16 歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱を含む様々な炭鉱で 8 か月働いている。

Ramchandra は、ネパール出身の 16 歳の男性の子である。彼は炭鉱で働くため友達グループと一緒にやって来た。この炭鉱に来る前、この仕事について詳しいことは知らされていなかった。屋外や地上で働くと考えていた。石炭を掘るため炭鉱の中へ入らなければならないことを知った時、彼はとても驚いた。

Ramchandra は一日に 5~10 時間働く。石炭荷車一つにつき 150 ルピー(約 3USD、300 円)を得る。彼は通常一日に 5~10 回分くらいの荷車を運ぶので、一日に約 750~1500 ルピー(約 15~30USD、1,500~3,000 円)を稼ぐ。

彼はこのような仕事は続けたいとは思わず、できればやめたいと考えている。このような仕事は命を懸けるほどの価値はないと感じている。「石炭を掘るとき、命の保証はない。中でただ死ぬだけである。このように石炭を掘り続ければ地盤が緩むのだから。」と彼は述べている。しかしながら、他に仕事はなく、彼は炭鉱での仕事を続けている。Ramchandra の両親は彼が働いていることは知っているが、石炭の炭鉱で働いていることは知らない。

#### インタビュー9

Bimal (男性)16 歳ネパール出身。メガラヤの炭鉱で 8 か月間働いている。

16 歳の Bimal はネパール出身である。彼は 7 学年まで学校に通っていたので英語が少し話せる。Bimal は炭鉱で働くため友達グループと共にやって来た。この炭鉱に来る前、この仕事やその難しさについて詳しいことは聞かされていなかった。彼は石炭炭鉱で働き、お金をもらえることだけ聞か

されていた。

彼は石炭荷車一つにつき 130 ルピー(約 3USD、約 300 円)をもらう。彼は通常一日に 4 回荷車を運ぶので一日およそ 520 ルピー(約 12USD、約 1,200 円)を手に入れることができる。彼は得たお金のうちいくらかをネパールにいる両親へ送りたいが、彼の生活費は高く、手元にはほとんどお金が残らない。

Bimal はネパールに帰るための十分なお金が貯まるまでこの炭鉱で働き続けたいと考えている。その額はおよそ 3000 ルピー(約 67USD、約 5,500 円)、そして、十分なお金があればネパールに帰った時、将来のために何らかの技術を学ぶことができる。

インタビューの当時、Bimal は事故を目撃したことはなかった。炭鉱で働いているときはとても用心していると彼は述べている。鉱道の天井はいつ何時崩れ落ちてもおかしくないことを彼は理解しているのである。

#### インタビュー 10

Ahagh (男性)、16 歳、インド・Wapung 出身

彼の主な仕事は石炭採掘で1日に 200~300 ルピーを稼いでいる。

彼は学校に通ったことはなく、家族はいない。

#### インタビュー 11

Ashu (男性)、17 歳、インド・アッサム出身、メガラヤを含む様々な炭鉱で数年間働いている。

17 歳の Ashu はインドの北東州アッサムの出身である。彼は 6 学年までを終えているが、11 歳の時学校をやめた。彼は石炭炭鉱で数年間働いている。メガラヤ地域の炭鉱ではおよそ一年働いている。彼には 2 人の兄(22 歳と 23 歳)がおり、彼らも石炭炭鉱で働いている。兄たちが同じ石炭炭鉱で働いているかどうかやどのくらいの期間彼らが炭鉱で働いているかについては述べなかったが、両親はアッサムに住んでいて、現在叔母と一緒に暮らしていると言っていた。

Ashu が初めて石炭炭鉱で働き始めたとき、彼はネズミ穴の中で石炭採掘の仕事に従事していた。石炭採掘の仕事で、彼は 3、4 人が死ぬのを目撃した。彼らが働いているとき、上の石炭層が落ちてきたのである。彼はもはやその仕事をしていないが、今の仕事については具体的には述べていない。彼は炭鉱の仕事が好きではなく、危険な仕事であると述べている。

Ashu はさらに非合法の行為についても述べている。彼によると、この炭鉱で働いている男性の子がマネジャーによってネズミ穴の中で殺された。この炭鉱で働いていたその男性の子は裏で勝手に石炭を売っており、そのことがマネジャーに見つかったのだ。そして、罰として、マネジャーはその子を炭鉱の中に 2 日間閉じ込め、そして彼は死んだ。Ashu はさらにこの辺りの他の炭鉱で似たような罰により何人かの労働者が死んでいると聞いたと述べた。

インタビューの中で、Ashu は一日 7~11 時間の中で働く時間を選ぶことができると述べた。彼は通常朝 8 時から夜 6 時まで週に 6 日間働き、週に 5000~6000 ルピー(約 110~135USD、約 9,000~11,000 円)を稼いでいる。仕事で、彼がけがをしたり病気になったら、炭鉱のマネジャー

は彼を Shillong の医療施設へ連れて行ってくれる。そして、マネジャーは旅費や病院代を前払いしてくれる。それから、Ashu の給料から費用を差し引くのである。

## インタビュー12

*Bishwa* (男性)、17 歳、ネパール・Ochunlonga 出身、メガラヤの炭鉱で 2 年間働いている。

17 歳の Bishwa はメガラヤ炭鉱で 2 年間働いている。学校に通ったことはない。彼の仕事はネズミ穴での石炭切である。Bishwa は一日 6～12 時間働き、週に 3000～4000 ルピー (約 65～90USD、約 5,500～7,500 円) 稼ぎ、6～12 時間は石炭を掘っている。

ここに来る前、彼は石炭炭鉱の仕事は簡単だと言われていたので、メガラヤの炭鉱に着いてネズミ穴の仕事を目の当たりにしたとき衝撃を受けた。しかし、彼はいつも相棒と共に働いているので今は怖くないと述べている。

Bishwa は彼のいる地域の炭鉱はとても危険で、何人もの労働者が落盤事故で亡くなっていると聞かされていると述べた。

彼は一週間前に起こったある特徴的な事故について報告した。その事故は近くの他の炭鉱で起こったもので、労働者は天井が崩れたことにより死んだ。家族によれば 30 歳くらいの 4、5 人がその事故で亡くなったらしい。彼らは独身であったため、命を失う事故に対しても何の補償もないと彼は述べている。

## インタビュー13

*Dir* (男性)、17 歳、ネパール・Udaipur 出身、メガラヤの炭鉱で 3 年間働いている。

Dir は 17 歳、ネパールの Udaipur 出身である。Dir は学校に通ったことがない。14 歳から石炭炭鉱で働いている。Dir はこの仕事にはかなり問題があると知っている。彼はいつもネズミ穴に入ることを恐れているが、生きるためのお金が必要であるし、彼にできる他の仕事もないため、この仕事をしている。

彼は一日に 700～800 ルピー (約 15～18USD、約 1,200～1,400 円) を稼ぎ、気晴らし目的のためにそれを使っている。

## インタビュー14

*Dinkar* (男性)、18 歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱で 4 か月間働いている。

Dinkar は 18 歳でネパールの Udaipur 出身である。彼は 8 学年まで学校に通っていた。Dinkar は数か月前この炭鉱で働くため友達グループと共にやって来た。ネパールの隣人が炭鉱の仕事はお金を稼げるといったのでこの炭鉱に働きに来たのである。彼はこの仕事がかんなんにも危険であるとは知らなかった。

彼はネパールを離れこの炭鉱へ働きに来たことを本当に後悔している。ネパールへ帰り両親とともに暮らしたいと考えている。

Dinkar は石炭採掘者である。彼は石炭採掘者として働き始めたとき、石炭を掘るためネズミ穴へ

入ることを恐れていたが、現在は地下での石炭掘りの仕事に慣れた。Dinkar は彼の炭鉱では、彼を含む 12 歳、14 歳、16 歳の 4 人の子どもがいると述べている。

彼は 4000～5000 ルピー(約 112～135USD、約 9,200～11,100 円)を稼ぐ。

#### インタビュー15

Rajit(男性)18 歳、インド・アッサム・Kasar 出身、メガラヤの炭鉱を含む様々な炭鉱で 3 年間働いている。

Rajit はインドのアッサム Kasar 出身である。家族は貧乏で学校に通ったことはない。家族を助けるため、Rajit は 15 歳の時、炭鉱で働くため、一人で家を出た。

Rajit は 15 歳から様々な炭鉱で 3 年間働いている。

Rajit は石炭採掘者で、石炭を掘るためネズミ穴の奥深くまでいかなければならない。週に 200～300 ルピー(約 4～7USD、約 400～550 円)稼いでいる。

「働くことは好きではないけれど、お金を得るための他の方法がない」と彼は述べた。

#### インタビュー16

Jarjit(男性)、18 歳、インド・アッサム・Badarupur 出身、メガラヤの炭鉱を含む様々な炭鉱で 3～4 年働いている。

Jarjit はインド・アッサムの Badarupur 出身である。7 学年まで学校に通っていた。学校をやめた後、彼は貧しい家族を助けるため、炭鉱で働き始めた。彼は、炭鉱の監督でブローカーでもある村の Sardar から石炭炭鉱の仕事について聞いていた。しかし、彼が聞いていたのは仕事の種類だけである。

Jarjit は一日に 500 ルピー(約 11USD、約 900 円)を稼ぐ。

## II. とても若い子どもたち

#### インタビュー17

Durk(男性)、12 歳、メガラヤ出身、メガラヤの様々な炭鉱で 4 年間働いている。

Durk は 12 歳、メガラヤの出身である。彼の母親はカシで父親はネパール人である。彼には 3 人の姉妹と 2 人の兄弟がいる。彼はメガラヤ地方で生まれた。彼は保育所に通っていたが、家庭の財政状況が思わしくなく勉強を続けることができなかった。彼は 8 歳から炭鉱で働き始めた。炭鉱で働きたいと彼が言ったとき、彼の両親はとても喜んだ。

Durk は一日に約 100～200 ルピー(約 2～4USD、約 185 円～400 円)を稼ぐ。彼は炭鉱での仕事を続けたいと考えている。

#### インタビュー18

Das、12 歳

Das は学校に行ったことがない。家が貧しいため石炭炭鉱で働いている。彼の仕事は石炭をハ

ンマーで割ることである。彼には6人の兄弟と2人の姉妹がいるが、彼らのうちほとんどが採鉱地域の周辺で働いている。

#### インタビュー19

*Sahaj* (男性)、14歳インド・メガラヤ・Wapung 出身、メガラヤ炭鉱の一つで数日間働いている。

14歳の *Sahaj* はインド・メガラヤ・Wapung 出身である。インタビュー当時、彼はメガラヤの炭鉱の一つで数日間働いていた。彼は、通常、朝9時から夜5時まで働き、一日につき200ルピー(約4USD、約400円)を稼ぐ。

#### インタビュー20

*Hemant* (男性)、14歳、インド・メガラヤ・Wapung 出身、メガラヤのある炭鉱で数日間働いている。

14歳の *Hemant* はインド・メガラヤ・Wapung の出身である。インタビュー当時、メガラヤの炭鉱の一つで数日間働いていた。彼の仕事は石炭運びである。彼は一日150回ほど石炭を運ぶ。*Hemant* は学校に通いたいが、家が貧しいため通うことはできず、彼は働かなくてはならない。*Hemant* は一日の労働時間や給料については何も言わなかった。

#### インタビュー21

*Darpan* (男性)、40歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱で10年間働いている。

彼らのキャンプの近くでその日の仕事を終えた労働者 *Daepan* とその息子 *Panna* にインタビューすることができた。*Panna* は13歳の子どもで、炭鉱で働いている。父親がいたので、*Panna* は自分の状況について我々に話したくなかった。

*Darpan* は40歳、ネパール出身である。10年前、当時3歳の息子 *Panna* とメガラヤへやって来た。彼は炭鉱で息子の *Panna* と共に働いている。( *Panna* についてはインタビュー22参照)。

*Darpan* によると炭鉱での労働環境はかなり危険である。鉱夫として働いている間、彼はネズミ穴の天井の崩壊や機械装置の故障、酸素不足、炭鉱の不完全な階段などによるいくつかの事故を目撃した。

#### インタビュー22

*Panna* (男性)、13歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱を含む様々な炭鉱で2か月間働いている。

*Panna* は13歳、ネパール出身で、3歳の時に父親と一緒にメガラヤ炭鉱に来た。彼と父親は現在、石炭炭鉱で働いている。*Panna* はインタビュー当時、数か月間その炭鉱で働いていた。

### III. 労働者へのインタビューによる過剰労働の状況

#### インタビュー23

*Biswas* (男性)、炭鉱監督者、40歳

*Biswas* という40歳の炭鉱監督者は、彼の炭鉱における児童労働と危険な労働環境について証

言した。

その炭鉱周辺の村には、500 人の人々が住んでいる。しかしながら、誰も住民として登録する資格をもたない。そして、労働組合もなければ、安全対策も労働者保険もない。このような環境の下で 100 人の労働者が働いている。

彼によると、炭鉱で 25 人ほどの子どもたちが働いている。彼は、ブローカーが幾つかの子どもたちの団体を炭鉱に連れてきて、そのお返しに炭鉱のマネジャーから手数料をもらっているのを目撃した。手数料の額についてはよく知らないという。

炭鉱の坑道は、120-145 フィート(36-43.5 メートル)の深さの穴であり、その深さまで掘ると、次は 50 フィート(15 メートル)ほど垂直に掘っていく。全方向に掘られたネズミ穴の長さは全部で 1000 フィートにもなる。

彼は炭鉱での危険な労働環境について証言した。炭鉱には安全基準がないため、毎年労働者の 10%が事故で負傷・死亡している。マネジャーは炭鉱での労働による負傷に対して決して医療費を払おうとしないので、労働者の自己負担となる。彼は労働環境が適切でないことを認識し、労働環境が改善されることを望んでいる。

給料は固定ではなく、採掘量ごとに支払われるため、安定しない。12 箱あたり 1500-1600 ルピー支払われる。1 箱のサイズは 1 メートル×0.5 メートルである。

#### インタビュー 24

*Kapur* (男性)、炭鉱監督者、38 歳、ネパール出身、メガラヤ(Meghalaya)の炭鉱で 4 年間働く

38 歳の *Kapur* はメガラヤの炭鉱で 4 年間働いている。彼によると、彼の炭鉱では 8 歳から 10 歳までの子どもたちが 65 人ほど働いている。子どもたちの多くはネパールやインドのアッサムの出身である。

彼は炭鉱で頻発する事故について話してくれた。最近、ブレーキに欠陥のあるクレーンが落下し、働いていた子どもたちが亡くなった。他にも、炭鉱の屋根が落下し、石炭を切っていた子どもが亡くなった。

また、彼は事故の犠牲者やその家族に対する賠償は全く行われていないと言った。炭鉱オーナーであれば、3000-20000 ルピー(70-450 米ドル、5500-37000 円)の賠償は可能のはずである、と彼は述べる。

#### インタビュー 25

*Gopal* (男性)、2 年間メガラヤの炭鉱から石炭を輸送

ゴパルは、炭鉱からグワハチ(*Guwahati*)の顧客のところまで 2 年間石炭を輸送している。彼は炭鉱で 100 人ほどの子どもたちが働いていると推測している。その多くはネパールの出身である。また、彼はバングラデシュ出身の子どもたちが 1000 人以上メガラヤの他の炭鉱で働いていると見積もっている。

#### IV. 事故の報告

##### インタビュー26

Tara (男性)、21 歳、インド、アッサム州、シルチャール出身、メガラヤも含めて様々な炭鉱で9年間働く

Tara は、21 歳、インド、アッサム州、シルチャール出身である。彼はそれまで通っていた学校を家庭事情のため8歳の時にやめた。12歳の時から炭鉱労働を始め、家計を支えるために働き続けている。

Tara は1日8時間働いている。彼は、現在働いている炭鉱のクレーンが故障したため、労働者が石炭を外に運び出しているため、作業がより困難かつ危険をとまっている。彼は、1日につき500-1000ルピー(約11-22米ドル、900-1800円)稼いでいる。彼はその賃金で彼と家族の食料やその他の必需品を買うとともに、幾らかを両親に仕送りしている。

彼は炭鉱労働者として働く中で、幾つもの事故を目撃し、その一部は死亡事故に至っている。ある炭鉱では、ネズミ穴の1つで4人の労働者が穴を掘り石炭を採っているときに、未使用かつ彼らの知らない隣の穴から彼らの作業する穴に水があふれ出たため、彼らは全員死亡した。また彼は、学校に入る前に父親を支えるために炭鉱に働きに来た16か17歳くらいの学生のことについても述べてくれた。彼は天井が崩壊するという事故に遭遇した。彼は他の負傷者と共に逃げることができたが、彼の友人は事故で重傷を負った。彼は、自分が少しでも逃げるのが遅れたら事故で死んでいたと心から思っている。

##### インタビュー27

Jung (男性)、19 歳、ネパールのドラカ(Dolakha)出身、メガラヤも含め様々な炭鉱で9年間働く

Jung はネパールの中部にあるドラカ出身の19歳である。彼は3年間学校に通っていた。彼は、同年代の7人の子どもたちとともにブローカーに連れられて、最初その地域の別の炭鉱で働き始めた。そして、彼の姉妹の夫が働いていることから、彼女の勧めで現在の炭鉱にやってきた。Jung は石炭採掘者として働いている。

インタビューでは、彼は、最も忙しい時期(10月から4月まで)には、炭鉱に約50人の労働者がおり、その中の20人は子どもであると言ってくれた。シーズンオフには、多くの労働者は故郷に帰っていく。

Jung は、一般的には、午前6時から正午まで働き、ランチ休憩後、午後2時から3時まで働く。彼は週に約3500ルピー(約80米ドル、6300円)稼いでいる。働けば働くほど、稼ぐことができる。彼は生活費として週に約700ルピー(約16米ドル、1300円)消費する。彼はいつかネパールの故郷に帰るときに、両親に渡すために休憩を節約する。

インタビュー日の時点で、Jung は、彼が働く炭鉱でのすべての事故を目撃したわけではないが、いくつもの事故のうわさを聞いていた。彼はある特殊な事故を記憶を語った。ある炭鉱で、ネズミ穴の1つで4人の労働者が穴を掘り石炭を採っているときに、未使用かつ彼らの知らない隣の穴から彼らの作業する穴に水があふれ出たため、彼らは全員死亡したのだ。事故の後、死体はクレーン

によって水で溢れた穴から取り除かれた。Jungによると、炭鉱のマネジャーはその事故を地元警察に報告せず、死亡した4人の労働者のうち3人の家族に対しては賠償すらしなかった。死亡した労働者の1人については、彼の父親もその炭鉱で働いており、事故が起きたときにもそこにいた。Jungが言うには、その父親は、事故のことを当局に報告しないことと引き換えに50000ルピー(約1125米ドル、91000円)の支払いを受けた。Jungは、彼が聞いた事故は一般的にはこのような方法で処理されるとほのめかしたように思われた。

#### インタビュー28

Suresh(男性)、30歳、インド、アッサム州、シルチャール出身、メガラヤを含め様々な炭鉱で12年間働く

2年前に事故があつて、4人の労働者が死亡した。彼らは従業員として登録されなかったため、彼らのために何も償いはされなかった。彼らは簡単に埋葬され、そして忘れられた。

#### インタビュー29

Ragendra(男性)、27歳、ネパール出身、メガラヤを含め様々な炭鉱で6年間働く

Ragendraはネパール出身の27歳である。彼は6年間様々な炭鉱で働いてきた。彼はより多くの金を稼ぐため現在の炭鉱にやってきた。彼の妻は炭鉱近くの学校で先生をしており、義兄Jung(インタビュー27)は同じ炭鉱で働いている。

Ragendraは炭鉱の深いところで石炭を採っており、8から9歳の少年がネズミ穴で石炭を採っているのを目撃した。Ragendraによると、子どもたちはしばしば働き手として炭鉱に連れられてくる。彼らは働くことを決心しない場合には自分の金で食費と炭鉱までの輸送費を支払わなければならないところ、多くの子どもは金を稼ぐほかの方法がなく、結局は働き手として炭鉱に残ることになる。

彼は、「子どもたちはしばしば8-9歳のころにここに連れられてくる。彼らは幼すぎて地元の村の場所を覚えていないので、帰ることができない。彼らはどんなにこの仕事が嫌いであろうと残って働くしか選択肢がない...。」

インタビューによると、Ragendraは現在の給料を明らかにしようとしなかった。しかし、より厳しくより多くの時間働いたとしても、以前より給料が減っているとは言わなかった。彼はもし金があれば現在までに炭鉱で働くのをやめただろうと指摘した。

Ragendraは炭鉱での自分の将来についてとても神経質になっているように思われた。彼は炭鉱オーナーがネパール人労働者の全員が取り替えられると思うと述べた。しかしながら、彼らには発言権がなく、炭鉱オーナーに反対して意見を述べることはできない。Ragendraは2009年の4月に別の炭鉱の労働者が金のことに関して炭鉱オーナーの1人に反対した出来事を思い出した。オーナーに反対した罰として、その労働者はネズミ穴の中に閉じ込められ、死亡した。炭鉱のマネジャーはRagendraにネズミ穴に入って死体をもって来るように命令し、Ragendraはその通りにした。Ragendraによると、そのような形の罰は普通であり、たとえ労働者が警察に接触したとしても、警察が味方するのは炭鉱オーナーであり、労働者ではない。

### インタビュー30

*Rakshmi* (女性)、年齢不詳、ネパール出身、炭鉱で10年間働く。彼女の夫もまた炭鉱で働いている。

*Rakshmi* は炭鉱で10年間働いている。彼女の夫もまた炭鉱で働いている。

炭鉱労働者として働く中で、*Rakshmi* は5回以上事故を目撃し、その中の幾つかは死亡事故に至っている。ある事故では、ネズミ穴の1つが水で溢れて天井が崩壊した。*Rakshmi* は、炭鉱に閉じ込められた労働者の何人かは子どもであると証言した。彼女は閉じ込められた子どもたちを助けようと試みたが、救助に失敗した。

彼女の夫もその事故に遭遇したが、軽傷で済んだ。*Rakshmi* はその炭鉱には何も安全基準がないことを指摘した。

## V. 児童労働の過去犠牲者

### インタビュー31

*Chetan* (男性)、21歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱で9年間働く

ネパール出身の *Chetan* は8歳の時に学校をやめて、12歳の時に石炭の採掘を始めた。彼は労働時間に応じて1日につき500-1000(11米ドル、900円)稼いでいる。彼は収入をネパールの両親に送っている。

*Chetan* は炭鉱の中の特に危険な労働環境について話してくれた。かつて彼が働いているときに炭鉱の屋根が崩壊したことがあった。彼はなんとか逃げのび軽傷で済んだ。彼は他にも、炭鉱の壁が壊れて水が溢れて4人の同僚が亡くなるのを目撃した。犠牲者の1人はアッサム出身の16歳の少年であった。

*Chetan* は事故の犠牲者とその家族に対する援助は限定的なものだったと報告してくれた。救急車を利用できるのはメガラヤの地元住民であって、労働者たちではない。命に係わる事故の結果、炭鉱のマネジャーは犠牲者の家族に賠償を行った。しかしながら、そのマネジャーは死亡事故のことを警察には知らせなかった。加えて、家族のわからない犠牲者の遺体は火葬した。

### インタビュー32

*Santosh* (男性)、20歳、ネパール出身、メガラヤを含め様々な炭鉱で数年間働く

*Santosh* はネパール出身の20歳である。彼は8学年まで学校に通っていた。彼は同じ郷土の指導者(ブローカーの親方)から炭鉱労働について聞いていたが、詳しいことまでは知らされていなかった。彼は炭鉱労働がいかに困難かを知り驚いた。彼は、労働環境が恐ろしいうえ、炭鉱の中は乾燥し暑くて、ネズミ穴の中には十分な酸素が足りないと不満を言った。

*Santosh* は一般的には午前7:00から10:30まで働き、週に約400-500ルピー(約9-11米ドル、700-900円)を稼いでいる。

彼はこの仕事が嫌いであり、ネパールに帰りたと言っていた。

### インタビュー33

*Kabir* (男性)、18 歳、ネパール出身、メガラヤの炭鉱で3 年間働く

*Kabir* はネパール出身の 18 歳である。*Kabir* はインドの炭鉱で働くためネパールの友人のグループと一緒にやってきた。彼は坑道の中で石炭を採る仕事をしている。

## VI. 生活環境

### インタビュー34

*Anita* (女性)、炭鉱労働者の妻

*Anita* の夫は 15 年間炭鉱労働者として働いている。彼女は炭鉱のマネジャーが少ししか労働者の福利を改善してくれないと述べた。マネジャーはほとんど医療費を支給しない。炭鉱は不十分な公衆衛生であり、労働者ははるか遠方から採掘場所まで水を運ばなければならない。

*Anita* は炭鉱の危険かつ不健康な労働環境について話してくれた。彼女は、大きな石が数人の労働者が働く坑道に落下した事故を含め、少なくとも5つの重大な事故について証言した。加えて、炭鉱労働の結果、彼女の夫の体調が悪化した。彼は長時間炭鉱での採掘環境にいたため、しばしば咳払いをし、病気になる。

## VII. その他

### インタビュー35

*Kiran* (男性)、22 歳、インド、アッサム、ナルバリ(*Nalbari*)、メガラヤの炭鉱で2 年間働く

*Kiran* はインド、アッサム州、ナルバリ出身の 22 歳である。彼は 12 学年まで学校に通っていた。*Kiran* はメガラヤの炭鉱で2 年間働いている。

*Kiran* は、簡単な仕事があると聞いて、同じ村の人たちと共に、メガラヤにやってきた。彼は仕事を受諾するのと引き換えに手数料を支払わなかった。

*Kiran* は 30-40 人の労働者と共に、週に 6 日、1 日に 4-5 時間石炭を採掘している。彼は週に 1.5 日分の休みをもらっている。彼は週に 6000-7000 ルピー (135-160 米ドル、11000-13000 円) 稼いでいる。彼は最初仕事が楽しいと言っていた、しかし後には、炭鉱の事故で押しつぶされるのが怖いと言っていた。彼は直接見たわけではないが、そのような事故を聞いたことがある。インタビューの時、彼は 2, 3 年以内に仕事を辞めて、村に帰ろうと思っていた。その後やはり彼は仕事を続けている。

### インタビュー36

*Ajith* (男性)、22 歳、ネパール、ウダイプル(*Udaipur*)出身、メガラヤの炭鉱で2 週間働く

*Ajith* はウダイプル出身の 22 歳である。彼は 6 年間の教育を受けた。彼はインタビューの時、メガラヤの炭鉱でまだ 2 週間しか働いていなかった。

*Ajith* は妻を支えるため炭鉱で働き、彼の使用可能な金を多くは食費、衣装代、ギャンブル代とし

て消費される。彼は炭鉱で働くための手数料は支払わなかったと言った。彼は週に 6 日働き、石炭を採掘、運輸して、1 日に 1000 ルピー (22 米ドル、1800 円) 稼いでいる。

Ajith はこの仕事で幸せだと言った。彼には労働環境は経営について何も不平がなかった。彼は炭鉱で働く 15 歳以下の労働者については何も知らない。

### インタビュー 37

*Kushwant* (男性)、23 歳、インド、アッサム州、デナジ(Dhenaji)出身、メガラヤの炭鉱で 18 か月働く  
Kushwant は、インド、アッサム州、デナジ出身の 23 歳である。彼は 9 学年の教育を受けた。

Kushwant は、運転免許証が盗まれてこれ以上運転できないことから、18 か月前に炭鉱で働き始めた。彼は週に 4000-5000 ルピー (約 112-135 米ドル、9200-11000 円) 稼いでいる。Kushwant は別の運転免許証を手に入れて運転手としての以前の仕事に戻ることができるよう数か月でアッサムに帰ろうと考えている。

Kushwant は炭鉱での作業は危険であると述べた。彼の両親は、この種類の仕事が危険であることは知っているが、彼がその仕事をしていることは知らない。彼自身は事故で被害に遭ったことはないが、炭鉱の壁が落下し石炭採掘者が押しつぶされたて死亡したという話は聞いた。

## VIII. マネジャー

### インタビュー 38

#### 匿名

【背景】 彼はネパール出身の 35 歳である。彼は 5 年間メガラヤの炭鉱で働いていた。

【ジャインティア丘陵における採掘の概観】 彼の炭鉱では約 250 人の労働者が働いており、その大多数がネパール国籍である。炭鉱労働者の少数派はバングラデシュ出身である。彼はメガラヤを横切って 10 万の炭鉱があると見積もっていた。炭鉱の大きさはかなり様々である。大きな炭鉱では、一般的には 200 人の労働者を雇い、その半分は石炭を採掘し、もう半分はそれを運んでトラックに積み上げる。一方で、小さな炭鉱では、一般的には 35-40 人の労働者を雇う。

【違法売買】 労働者たちは口頭で彼の炭鉱での仕事の機会について聞いた。しかし、彼は、数人のマネジャーが村で勧誘して、在留条件を満たす人には 6 か月炭鉱で働く旨の任命書を渡す、と聞いた。

加えて、彼自身は使わなかったが、子どもを含めた労働者を勧誘するブローカーの存在を知っている。彼は、子どもの労働者の点に関しては、開発能力を理由にブローカーの使用を抑制するよう他のマネジャーを説得しようとしてきた。

【児童労働】 彼によると、彼の炭鉱には児童はいないが、他の炭鉱には、アッサムやシルチャールから来た 8-10 歳の児童がいるらしい。しかし、このような児童労働の報告にもかかわらず、彼は、子どもの権利への意識はマネジャーやオーナーの間で広がっていき、炭鉱での児童労働の数も彼が初めてやってきた 5 年前よりも減っている、と信じている。

【労働環境】 彼は職業上の安全規制や炭鉱の労働組合の全体的な欠如について述べた。彼は、

オーナーが安全手続きや労働基準を全く遵守しないと言った。加えて、経営に対する不満をいこうとできる労働者連盟やその他の労働者組織を有していない。

このような規制や支援のない労働環境の下では、事故は頻繁に起こり炭鉱労働者は絶えず安全の改善をし損なって、事故後にまずまず応えてくれる。

メガラヤの炭鉱は、通常は技師としての専門的知識を何も持たない労働者たちによって建設されるため、非常にもろく壊れやすい。天井はしばしば陥没し、炭鉱の中の階段や橋は壊れる。炭鉱の洞窟の中の水圧は労働者にとって常に命に関わる恐怖である。水は炭鉱の壁に圧力をかけ、石が落下して労働者が押しつぶされる原因となる。加えて、水圧は壁を壊し、炭鉱の洞窟に水があふれ出て労働者が溺れる。

【事故】労働者が直面した重大な危険の例として、彼は 2009 年に起きたセツ(Setu)という名前の炭鉱での事故を挙げた。その事故では、近くの川の地下水が炭鉱の洞窟にあふれ出て 81 名の労働者が死亡した。炭鉱には警告システムがなかったため、逃げる時間のあった労働者はいなかった。事故後、炭鉱オーナーは事故現場から水を排水することができず、犠牲者の身体を取り除くことができなかった。そのオーナーは犠牲者の家族に対して全く金銭賠償をしなかった。

彼は、炭鉱のマネジャーやオーナーは通常は労働者の身元や賃金の記録をする、と言った。しかし、一般的にはこのような記録は故郷の住所や家族の情報までは含まないので、死傷した労働者の家族に連絡を取ることは困難である。情報もなく犠牲者の家族に連絡を取ろうと試みるマネジャーやオーナーもいるが、大抵の者はそういうことをしない。

#### 【その他の人権侵害】

労働者の安全や健康は炭鉱の事故よりもはるかに重要である。彼は 5 年前にそこの炭鉱に来たとき、すぐに重大な権利が乱用されていることに気付いた。「強奪したり、拷問したりする」。彼は炭鉱オーナーやマネジャーの労働者に対する肉知的酷使について話した。オーナーやマネジャーの中には、頻繁にある窃盗や喧嘩、借金未払いに対する報復として、身体的罰を行う者もいる。加えて、彼は、炭鉱付近の地域の子どもの売春という違法売買についても報告した。地方の権力者はしばしばこのような重大な権利濫用を調査、起訴し損なう。

【医療や栄養摂取の欠如】最後に、彼は炭鉱の労働者に対する適切な医療や栄養摂取の全般的欠如について話した。労働者が作業場の負傷者や病人を治療するために使う薬は頻繁に期限切れになる。そのうえ、労働者は、無資格の薬剤師からの治療のアドバイスをもらった後しばしば間違った薬を服用する。その結果、治療法を見つけた労働者は病気がより悪化し、死ぬことさえある。加えて、腐敗し、有害な食べ物を食べた後に病気になったり死んだりする労働者もいる。

## IX. 炭鉱オーナー

### インタビュー 39

#### 匿名

HRN 調査団がインタビューをした炭鉱オーナーは大学教育を受け、炭鉱のある土地を家族から引き継いだ。彼は 15 年前に土地の開発を始めた。彼は、その地域の人口の 4 分の 1 が炭鉱を所

有しているの見積もっている。

そのオーナーは炭鉱から週に 5000 ルピー (115 米ドル、9500 円) を稼いでおり、生活するのにちょうど十分な収入であると語っている。炭鉱はその地域に 30000-40000 平方フィートある。

彼の所有する炭鉱の週の石炭の生産高は 20000 ルピー (455 米ドル、37000 円) である。労働には 1 日に付き 15000 ルピー (340 米ドル、28000 円) がかかる。オーナーは地方の市場でアッサムやグワティ、バングラデシュのバイヤーに対して石炭を売る。彼は過去には Nippon Denro Ispat Ltd. という日本の会社にも石炭を売っていた。

そのオーナーは週に約 10 トンの採掘をする 4-5 人の労働者を雇っている。彼らは、仕事のために彼らの意思で、シルチャール (インド、アッサム州) やバングラデシュ、ネパールから来ている。

労働者は組織化されておらず、作業場での事故に対する福利や援助のプログラムもない。オーナーは、彼の炭鉱では労働者はめったに死なず、現場で負傷した者も全員落下による結果であると言う。

そのオーナーは、雇用記録がなく、労働者の名前も知らないと言った。彼は、多くの労働者が短期間働いたと辞めるので記録をつけることは時間の無駄だと思っている。

そのオーナーはマネジャーや指導者には様々な任務について手数料を支払っていると説明した。それには労働者勧誘、作業時間のトラックの維持、石炭の計算機、炭鉱の維持も含まれる。指導者もまた労働者からわいろを集めている。オーナーは、労働者が長時間炭鉱の中で懸命に働けば、マネジャーになることができると述べた。

オーナーはメガラヤの炭鉱地域における政府の規制の欠如について話した。彼は、メガラヤの自治権を認めたインド憲法附則 6 (Six Schedule) から、国の炭鉱や職業の健康規制や地方の炭鉱には適用されないことに言及した。加えて、炭鉱オーナーは州政府に登録せず、政府はオーナーと労働者の双方に何も援助をしていない。最後に、州の炭鉱を規制する草案については、炭鉱オーナーたちによる強い反対にあった。

## 付録2. 人権条約機関の提言

インド政府に対しては、様々な国際人権条約機関により、インド国内での児童労働問題に対する人権侵害について改善を求める勧告がなされている。

### 1. 子どもの権利委員会

子どもの権利委員会は、2000年と2004年にインドの政府報告に対する総括所見を公表している。2004年の報告書では、児童労働と子どもからの経済的搾取がインド国内において依然として深刻な問題であり、児童労働の最低年齢の基準がほとんど遵守されておらず、雇用者が法令を遵守することを担保するための適切な罰則が施行されていないとの懸念を表明した。それゆえ、子どもの権利委員会は次のような勧告を行なった。

- (a) 児童労働(禁止及び規制)法(1986年)、拘束労働制度(廃止)法(1976年)、トイレ掃除及び野営トイレの建設の仕事に関する雇用(禁止)法(1993年)がきちんと遵守されること。
- (b) 児童労働(禁止及び規制)法(1986年)を改正することにより、今後、家庭の企業や、政府の学校、訓練施設であっても子どもを働かせることを容認しない。
- (c) 自治体を主導に、児童労働を防ぐためのプログラムを奨励する。
- (d) 雇用が認められるための最低年齢に関するILO38号条約(就労の最低年齢)とILO182号条約(最悪の形態での児童労働の禁止および撤廃のための即時の行動に関する条約)の批准すること。
- (e) 一般大衆、特に親と子に対して、労働上の危険に対する意識を向上させる策を強化する。雇用者、被雇用者、市民団体、労働審査官や官学その他関連性がある専門職である公務員等の意識を高め、教育を行なう。
- (f) ILO/IPECとの協力を持続させる。

加えて子どもの権利委員会は、インドの連邦政府に対して第32条に対する解釈宣言を撤回することを勧告した。さらに重要なことに、委員会は、2000年に、国家的な機構を設け、これにより州及び地方レベルの基準が遵守されているかを監視し、子どもからの経済的搾取による子どもの権利侵害に関する訴えを聞き入れ改善に取り組む権限を与えることを勧告した。それと同じ文書で、委員会は、モラルに反する人身取引予防法の範囲を、インドのあらゆる形態での児童売買まで拡大した。また、イギリス議会の国際的な組織犯罪防止策を補うため、特に女性及び児童の取引を防止し、抑止し、処罰を与えるために、国際連合条約の人身取引に関する議定書を批准することを求めた。さらに、委員会は、インド政府が所轄官庁により、教育や社会的支援活動などを含めた活動に協力と調整を行うことを求めている。この勧告では、政府間の協力や連邦政府レベルでの児童労働及び子どもからの経済的搾取の撲滅の必要性についても言及している。

委員会は、1993年には、子どもたちの経済的搾取に関する一般的な議論の日を設け、子どもからの経済的搾取を防止するための制度を強化するよう勧告を行なった。そこでは、世界各国がILO138号条約及びILO182号条約を批准することを求めている。各国において労働環境の調査

体制が整備され、労働を強いられている子どもの権利侵害に対する罰則と並び、経済活動に関する非公式部門による組織的な統制を行なうことを求めている。これはインドに対して行なわれた勧告とも非常に関連性が高いものである。

## 2. 市民的及び政治的権利に関する国際規約に基づく人権委員会

1997年に、人権委員会はインドに対する総括所見を発表した。州政府による対応はあるものの、児童労働(禁止及び規制)法の実施についてほとんど成果が見られない。これを考慮にいて、委員会では、すべての子どもが危険な仕事をやめるよう速やかに対策がとられるよう勧告を行なった。その対応とは国家人権委員会の要求である憲法上の必要条件が満たされることであり、すべての14歳以下の児童に対して無償の義務教育を受けられるという基本的人権が尊重され、産業地区や農村地区での児童労働削減に対する取り組みが強化されることである。さらに委員会はインドに対して、政治的に効果的な方法により、児童労働及び拘束労働の撲滅を目的とした法律の施行・監視の自主的な枠組みを設けることを求めた。

## 3. 社会権規約委員会(CESCR)

社会権規約委員会の2008年インドに関する総括所見は、州内における最悪の形態での児童労働及びその他の搾取的労働形態である拘束労働の風潮について述べている。委員会は国家及び州レベルでの既存の労働法の履行が不十分であること、また、雇用者が既存の法規則の知識が足りていないことを嘆いている。

それに伴い社会権規約委員会はインドに対して、拘束労働、トイレ掃除の仕事などの最悪の形態での児童労働等に対して厳しく、かつ適切に処罰がなされ、禁じられた労働慣習を是正するための効果的手段を講じるよう勧告している。さらに委員会は、拘束労働に苦しんだ児童を社会復帰させるための指針として、最悪の形態での児童労働に従事させられているすべての児童の、拘束労働から解放された後の労働環境や生活環境のモニター機能を強化拡大するよう要請している。また、委員会は州政府に対してILO182号条約(最悪な形態の児童労働)、ILO138号条約(最低年齢)、ILO174号条約(主要な産業災害の予防)の批准を求めている。

社会権規約委員会の勧告は、インドが一般的な国際法のもとでのデュー・デリジェンス義務として、児童労働を強いる雇用者のような民間セクターに対して対策を講じる義務があることを強調している。

## 4. ILO 専門家委員会

ILO 専門家委員会はILO29号条約のもと複数回に渡りインドの児童労働問題について検証している。委員会には、十分に危険あるいは困難で自発的な調査が期待できない労働状況に関する問題を調査する権限が与えられているのである。

2001年ILO 専門家委員会は、子どもの権利委員会による2000年のインドに関する最終報告書が、たくさんの児童が危険な労働環境に置かれており、ILO138号条約及びILO182号条約を批准

するよう勧告している点に注目した。2005年にはILO 専門家委員会はインドの児童労働に関する統計の数字に一貫性が欠如している点を指摘した。それは委員会によれば「インド政府は“児童労働をなくすよう”努力を倍にする」ことを期待し、そのような努力は「危険を伴う職業における児童からの搾取を撲滅させるため、労働を強いられている児童を特定し法的手続きを強化することが特に重要である。」

2008年ILO 専門家委員会は、1991年から2001年にかけて児童労働が増加している点を指摘した。そこでは、児童労働(禁止及び規制)法が改正され、より多くの子どもが法の保護を奪われ、2004年から2005年にかけて同法下における違反発覚数及び処罰数が著しく減少したこと、また、児童労働(禁止及び規制)法により実質的に有罪判決を下したというデータがインド連邦政府により作成されていなかったことが述べられている。委員会は、2010年には、インド政府が州レベルの計画通りに児童労働(禁止及び規制)法を完全に履行することを期待していると述べている。

ILO 専門家委員会はILO29号条約のもとにおける児童労働に関し、インド連邦政府には児童労働を撲滅する義務があること、児童労働を特定すること及びそのための法制度を強化するための対策の重要性について述べている。ILO 専門家委員会による、児童労働の状況や児童労働(禁止及び規制)法のもとで行なわれた処罰の数に関するより多くの情報や数字に対する度重なる要請は、児童労働を撲滅するための統計情報の重要性を示している。インド連邦政府は、児童労働に関する信頼できる正確なデータを集計するため真剣に努力し、インドも一員を担っているILO 議会における国際的な義務を果たすため州政府との連携を取るべきだと勧告している。

ILO 専門家委員会は、州政府が児童労働の性質と規模に関する国家調査を行うこと、また違法等に関しての非集計のデータが、今後の政策の策定や進捗状況の評価の基礎データとして集計され、最新状態に保たれることを勧告する。さらに、州政府がそれを継続して行い、一般大衆の知識と意識を向上させる策を強化するよう求めている。ここにいう一般大衆とは、特に、危険な労働に就く親子、雇用者、被雇用者、市民団体、労働審査官や警察官その他関連性がある専門職である公務員等に対する教育を指す。



## Human Rights Now

[info@hrn.or.jp](mailto:info@hrn.or.jp)

<http://www.hrn.or.jp/eng>

Marukou Bldg. 3F, 1-20-6, Higashi-Ueno

Taitou-ku, Tokyo 110-0015 Japan

Phone: +81-3-3835-2110 Fax: +81-3-3834-2406

***Human Rights Now (HRN)** is an international human rights NGO*

*based in Tokyo with over 700 members of lawyers and academics.*

*HRN dedicates to protection and promotion of human rights of people worldwide.*

*This report is produced with the contribution of:*

Mr. Naomi Toyoda for his photographs,

Mr. Akihito Kubota, Ms. Kazuko Ito, Mr. Shigeyuki Ito, Mr. Maurice Rabb, Mr. Keisuke Yoshinuma,

Ms. Emily Skinner, Mr. Christopher C. Mosley, Ms. Fumie Saito, Ms. Makiko Hiromi, Mr. Chris Jalian,

Ms. Seiko Morita, Ms. Sofia Nazalya and Ms. Yuko Maruta for their researches and writings.

*Special thanks for the corroboration of*

***Impulse NGO Network***

